

令和 7 年 第 3 回

大崎町議会定例会会議録

開会 令和 7 年 9 月 3 日

閉会 令和 7 年 9 月 18 日

大崎町議会

令和7年第3回大崎町議会定例会

会期

令和7年 9月 3日 (水) から

16日間

令和7年 9月 18日 (木) まで

月 日	曜 日	時 刻	本会議	委 員 会	摘要
9月 3日	水	10	第1日		会期の決定 諸般の報告 議案等上程
4日	木	9		委員会	付託案件の審査
5日	金				予 備
6日	土				休 会
7日	日				休 会
8日	月				予 備
9日	火				予 備
10日	水	10	第2日		一般質問
11日	木				予 備
12日	金				予 備
13日	土				休 会
14日	日				休 会
15日	月				休 会
16日	火				予 備
17日	水				予 備
18日	木	10	第3日		付託案件の審査報告

令和7年第3回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（9月3日）（水）

1. 開 会	6
2. 開 議	6
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
4. 日程第2 会期の決定	6
5. 日程第3 諸般の報告	6
宮本総務厚生常任委員長報告	6
中山文教経済常任委員長報告	8
6. 日程第4 行政報告	10
東町長報告	10
7. 日程第5 報告第3号 請願書に対する処理の経過及び結果の報告について	11
東町長報告	11
8. 日程第6 議案第34号 土地の処分について	12
9. 日程第7 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について	12
東町長提案理由説明	12
宮本総務課長	13
鷲東慎一議員	15
渡邊企画政策課長	15
中山美幸議員	16
宮本総務課長	16
中山美幸議員	16
宮本総務課長	16
中山美幸議員	16
10. 休 憩	17
渡邊企画政策課長	17
中山美幸議員	17
宮本総務課長	17
藤田香澄議員	18
宮本総務課長	18
11. 日程第8 議案第36号 大崎町議會議員及び大崎町長の選挙における選 挙運動の公営に関する条例の一部を改正する條 例の制定について	18

東町長提案理由説明	18
宮本総務課長	19
藤田香澄議員	19
宮本総務課長	19
12. 日程第 9 議案第 37 号 大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	20
東町長提案理由説明	20
宮本総務課長	20
中山美幸議員	21
宮本総務課長	21
中山美幸議員	22
宮本総務課長	22
中山美幸議員	22
13. 休憩	22
千歳副町長	22
中山美幸議員	23
千歳副町長	23
藤田香澄議員	23
14. 休憩	23
稻留光晴議員	23
15. 日程第 10 議案第 38 号 令和 7 年度大崎町一般会計補正予算（第 3 号）	24
東町長提案理由説明	24
宮本総務課長	24
児玉孝徳議員	29
上野商工観光課長	29
宮本総務課長	29
相星教委管理課長	30
鷺東慎一議員	30
岩元保健福祉課長	30
鎌田農林振興課長	31
上野商工観光課長	31
鷺東慎一議員	31
岩元保健福祉課長	31
上野商工観光課長	32

鷲東慎一議員	32
鎌田農林振興課長	32
藤田香澄議員	33
上野商工観光課長	33
藤田香澄議員	33
上野商工観光課長	33
中山美幸議員	33
上野商工観光課長	34
中山美幸議員	34
宮本総務課長	35
16. 休 憩	35
17. 日程第 1 1 議案第 3 9 号 令和 7 年度大崎町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）	36
東町長提案理由説明	36
岩元保健福祉課長	36
18. 日程第 1 2 議案第 4 0 号 令和 7 年度大崎町介護保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）	37
東町長提案理由説明	37
岩元保健福祉課長	37
19. 日程第 1 3 議案第 4 1 号 令和 7 年度大崎町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	38
東町長提案理由説明	38
川越水道課長	38
20. 日程第 1 4 議案第 4 2 号 令和 7 年度大崎町公共下水道事業会計補正予 算（第 1 号）	40
東町長提案理由説明	40
川越水道課長	40
21. 日程第 1 5 議案第 4 3 号 令和 7 年度才才サキポイント事業特別会計予算	41
東町長提案理由説明	41
上野商工観光課長	41
藤田香澄議員	42
上野商工観光課長	42
藤田香澄議員	42
上野商工観光課長	43

22. 日程第 16 議案第 44 号 菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の 締結について	43
東町長提案理由説明	43
宮本総務課長	43
中山美幸議員	44
美戸建設課長	44
中山美幸議員	44
美戸建設課長	44
中山美幸議員	45
富重幸博議員	45
鷲東慎一議員	45
23. 休憩	45
24. 休憩	45
25. 日程第 17 議案第 45 号 中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結に について	46
東町長提案理由説明	46
宮本総務課長	46
26. 日程第 18 議案第 46 号 大崎町立小中学校G I G Aスクール構想第 2 期対応端末の購入契約の締結について	48
東町長提案理由説明	48
相星教委管理課長	48
27. 日程第 19 議案第 47 号 大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	49
東町長提案理由説明	49
西竹社会教育課長	50
中山美幸議員	52
西竹社会教育課長	52
草原正和議員	52
西竹社会教育課長	52
草原正和議員	52
西竹社会教育課長	53
28. 日程第 20 議案第 48 号 大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水 道条例の一部を改正する条例の制定について	53
東町長提案理由説明	53

川越水道課長	54
29. 日程第21 議案第49号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部 改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の 制定について	55
東町長提案理由説明	55
宮本総務課長	56
30. 日程第22 陳情第1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制 度の廃止を求める陳情	59
31. 日程第23 陳情第2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業 等を除外することを求める陳情書	59
32. 日程第24 陳情第3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書	59
33. 散　　会	60

第2号（9月10日）（水）

1. 開　　議	67
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	67
3. 日程第2 一般質問	67
稻留光晴議員	67
東町長	67
稻留光晴議員	68
渡邊企画政策課長	68
稻留光晴議員	68
渡邊企画政策課長	68
稻留光晴議員	68
渡邊企画政策課長	68
稻留光晴議員	69
渡邊企画政策課長	69
稻留光晴議員	69
渡邊企画政策課長	69
稻留光晴議員	69
渡邊企画政策課長	69
稻留光晴議員	70
東町長	70
稻留光晴議員	70

東町長	70
稻留光晴議員	70
渡邊企画政策課長	70
稻留光晴議員	71
渡邊企画政策課長	71
稻留光晴議員	71
渡邊企画政策課長	71
稻留光晴議員	71
東町長	72
稻留光晴議員	72
谷迫税務課長	72
4. 休憩	72
谷迫税務課長	72
稻留光晴議員	73
谷迫税務課長	73
稻留光晴議員	73
谷迫税務課長	73
稻留光晴議員	73
谷迫税務課長	73
稻留光晴議員	73
谷迫税務課長	73
稻留光晴議員	73
谷迫税務課長	74
稻留光晴議員	74
東町長	74
稻留光晴議員	74
東町長	75
岩元保健福祉課長	75
稻留光晴議員	75
岩元保健福祉課長	75
稻留光晴議員	75
岩元保健福祉課長	75
稻留光晴議員	75
東町長	75

稻留光晴議員	76
東町長	76
岩元保健福祉課長	76
稻留光晴議員	76
岩元保健福祉課長	76
稻留光晴議員	77
東町長	77
稻留光晴議員	78
5. 休憩	78
鷲東慎一議員	78
東町長	78
鷲東慎一議員	81
東町長	81
鷲東慎一議員	83
東町長	85
鷲東慎一議員	88
東町長	88
千歳副町長	89
鷲東慎一議員	90
東町長	91
鷲東慎一議員	92
鷲東慎一議員	92
鷲東慎一議員	92
東町長	93
鷲東慎一議員	94
東町長	94
鷲東慎一議員	95
6. 休憩	95
児玉孝徳議員	95
穂園教育長	96
児玉孝徳議員	96
穂園教育長	97
児玉孝徳議員	97
穂園教育長	97

児玉孝徳議員	98
穂園教育長	98
児玉孝徳議員	99
穂園教育長	99
児玉孝徳議員	100
穂園教育長	100
児玉孝徳議員	100
穂園教育長	100
児玉孝徳議員	101
穂園教育長	101
児玉孝徳議員	102
東町長	102
児玉孝徳議員	103
千歳副町長	104
児玉孝徳議員	105
千歳副町長	105
児玉孝徳議員	105
千歳副町長	105
児玉孝徳議員	105
穂園教育長	106
児玉孝徳議員	106
穂園教育長	106
児玉孝徳議員	107
穂園教育長	107
児玉孝徳議員	109
穂園教育長	109
児玉孝徳議員	110
穂園教育長	110
児玉孝徳議員	110
穂園教育長	110
児玉孝徳議員	111
7. 散　　会	111

1. 開 議	118
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	118
3. 日程第2 議案第34号 土地の処分について	118
4. 日程第3 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について	118
宮本総務厚生常任委員長報告	118
5. 日程第4 議案第38号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）	120
6. 日程第5 議案第39号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	120
7. 日程第6 議案第40号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	120
宮本総務厚生常任委員長報告	120
8. 日程第7 議案第41号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算 (第1号)	126
9. 日程第8 議案第42号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)	126
10. 日程第9 議案第43号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算	126
中山文教経済常任委員長報告	126
11. 日程第10 陳情第1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情	130
12. 日程第11 陳情第2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書	130
13. 日程第12 陳情第3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書	130
宮本総務厚生常任委員長報告	130
稻留光晴議員	133
14. 休 憇	133
稻留光晴議員	133
中倉広文議員	134
15. 休 憇	135
藤田香澄議員	135
16. 休 憇	137
17. 日程第13 報告第4号 令和6年度大崎町健全化判断比率の報告について	137
東町長提案理由説明	137
18. 日程第14 報告第5号 令和6年度大崎町資金不足比率の報告について	137
東町長提案理由説明	137

19. 日程第 15 認定第 1 号 令和 6 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について	138
20. 日程第 16 認定第 2 号 令和 6 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	138
21. 日程第 17 認定第 3 号 令和 6 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	138
22. 日程第 18 認定第 4 号 令和 6 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	138
23. 日程第 19 認定第 5 号 令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について	138
24. 日程第 20 認定第 6 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について	138
東町長提案理由説明	138
宮本総務課長	139
岩元保健福祉課長	141
川越水道課長	143
25. 休憩	148
26. 日程第 21 議案第 50 号 令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について	149
東町長提案理由説明	149
27. 日程第 22 議案第 51 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について	149
東町長提案理由説明	149
28. 日程第 23 選任第 1 号 令和 6 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について	150
29. 休憩	151
30. 日程第 24 諒問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	151
31. 日程第 25 諒問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	151
東町長提案理由説明	151
32. 日程第 26 選挙第 7 号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	153
33. 日程第 27 発議第 1 号 大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について	154

児玉孝徳議員提案理由説明	154
中山美幸議員	155
児玉孝徳議員	155
中山美幸議員	155
児玉孝徳議員	156
中山美幸議員	156
児玉孝徳議員	156
鷺東慎一議員	156
児玉孝徳議員	156
34. 休 憩	157
35. 日程第28 議員派遣の件	158
36. 日程第29 閉会中継続審査・調査申出書	158
37. 閉 会	158

第 1 号

9月3日(水)

令和7年第3回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月3日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（1番、2番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 閉会中の町内事務調査報告
- 総務厚生常任委員長報告
- 文教経済常任委員長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 3号 請願書に対する処理の経過及び結果の報告について
- (総) 日程第 6 議案第34号 土地の処分について
- (総) 日程第 7 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について
- 日程第 8 議案第36号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第37号 大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (総) 日程第10 議案第38号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
- (総) 日程第11 議案第39号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (総) 日程第12 議案第40号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (文) 日程第13 議案第41号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
- (文) 日程第14 議案第42号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- (文) 日程第15 議案第43号 令和7年度才オサキポイント事業特別会計予算
- 日程第16 議案第44号 菅田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第45号 中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第46号 大崎町立小中学校G I G Aスクール構想第2期対応

- 端末の購入契約の締結について
- 日程第19 議案第47号 大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第48号 大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第49号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (総) 日程第22 陳情第1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情
- (総) 日程第23 陳情第2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書
- (総) 日程第24 陳情第3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 鶩東慎一
6番 稲留光晴	12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 東靖弘	農林振興課長 鎌田洋一
副町長 千歳史郎	建設課長 美戸博明
教育長 穂園正幸	農委事務局次長 西村孝志
会計管理者 岡留和幸	水道課長 川越龍一
総務課長 宮本修一	教委管理課長 相星永悟
企画政策課長 渡邊正一	社会教育課長 西竹信也
商工観光課長 上野明仁	税務課長 谷迫利弘
町民課長 本松健一郎	
環境政策課長 竹本忠行	
保健福祉課長 岩元貴幸	

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 久保 健一朗

次長兼調査係長 上橋 孝幸

次長兼議事係長 松元 幸紀

庶務係主任 西ゆかり

開会 午前10時15分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、令和7年第3回大崎町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藤田香澄議員、及び2番、草原正和議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から9月18日までの16日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第3「諸般の報告」を行います。

閉会中の各常任委員会における町内事務調査の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長に報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（宮本昭一議員） 町内事務調査の報告について、総務厚生常任委員会の報告をいたします。ろれつがまわらないところもありますけれども、よろしくお願いします

令和7年第2回定例会本会議において総務厚生常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、去る7月2日、全委員出席のもと、町内事務調査を実施いたしました。調査項目として、総務課所管の旧明日葉加工場災害復旧修繕、中央分団詰所災害復旧工事、消防団詰所壁掛けエアコン購入、交通安全施設工事、庁舎窓口用カウンター一式購入、申請書記入サポート機器購入、集草機付乗用芝刈り機購入についてであります。現地において関係職員から説明を受け、実施いたしました。

はじめに、旧明日葉加工場災害復旧修繕について報告をいたします。

この修繕は令和6年4月6日に株式会社都食品に貸し付けている建物内の建物内からの出火によるものでございます。修繕内容は、乾燥室の解体、内装塗装、電気設備、排水設備、換気扇整備となっており、事業費は2,669万7,000円で、財源内訳は公有建物共済基金2,669万4,488円と、一般財源2,512円となっており、完成は令和7年2月26日です。乾燥機3台のうち1台を火災による焼失したことだが製造に影響はあるのか。また乾燥機の稼働率はとの問い合わせに製造量は減少しているが取引先と打ち合わせを行い、問題が生じないよう製造販売しているとのことであります。また、乾燥機は1年を通して稼働しているとのことでありました。

次に、中央分団詰所災害復旧工事について報告をいたします。

この工事は令和6年8月8日に発生した日向灘沖地震によるものであり、事業費は687万9,000円で、財源内訳は災害復旧事業債の600万円と一般財源の87万9,000円となっており、完成は令和7年2月10日です。

次に、消防団詰所壁掛けエアコン購入について報告をいたします。

この設備は、エアコンが設置されていない野方、持留、大丸、中沖分団詰所の4箇所に整備するもので、事業費は297万円。納入日は令和6年8月30日です。財源はすべて一般財源となっております。今回は中沖分団詰所を調査いたしましたが、エアコンはメーカー型指定で入札により購入されていました。

次に、交通安全施設工事について報告をいたします。

この工事は、道路標識や道路区画線、ガードレール、ロードミラー等の交通安全施設を整備するもので、事業費は300万円。完成は、令和7年3月26日です。財源内訳は、交通安全対策特別交付金の126万1,000円と、一般財源の173万9,000円となっております。今回は、複数あった工事の中から町道宇都口正和線のロードミラー設置工事を抽出し、調査を行いました。

次に、庁舎窓口用カウンター一式購入について報告いたします。

この設備は、住民サービスの利便性の向上を図るために、庁舎1階の税務課及び町民課の窓口カウンターを、座ったままで接客が可能なローカウンターに変更するもので、事業費は385万円。納入日は令和7年2月25日です。財源は、一般財源となっております。庁舎1階には保健福祉課や建設課もあるが、そこはローカウンターにしないのかとの問い合わせに、今回は庁舎1階にある部署の意向も踏まえ、モデル的にローカウンターにしました。現課の要望があれば検討したいとのことでありました。

次に、申請書記入サポート機器購入について報告をいたします。

この設備は、各種申請書の作成支援を行い、住民の負担軽減を図ることを目的に

導入されたもので、税務課、町民課及び保健福祉課の窓口に13台設置されています。事業費は478万490円で、その2分の1の239万245円が補助金として充当されており、納入日は令和6年10月17日です。この整備は、マイナンバーカード等の情報を活用して申請書の作成支援を行っているとのことだが、更なる住民サービスの向上を図るためにワンストップ申請ができるような仕組みづくりを検討するよう要望しました。

次に、集草機付乗用芝刈り機購入について報告をいたします。

この設備は、公共用地の維持管理のための除草作業用として導入されたもので、事業費は103万1,096円。納入日は令和6年7月8日で、財源は一般財源です。この機械は、町民も借りることができるのかとの問い合わせに、公共用地で使用するもので貸し出しが想定しないとのことありました。

以上で、総務厚生常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 次に、文教経済常任委員長に報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） 令和7年第2回定例本会議において、文教経済常任委員会に付託されました閉会中の町内事務調査の経過と結果について報告いたします。

当委員会では、去る7月11日、関係所管の建設課、教育委員会管理課に係する9件、永吉菱田路線改修工事（6の1）緊急対策事業、神領池尻2区地区排水工事（6の2）農地耕作条件改善事業、大崎・菱田小学校遊具新設工事、大丸小学校屋内運動場床改修工事、大丸小学校特別教室棟空調設備設置工事、大丸小学校特別教室棟空調設置電気設備工事、大崎中学校1・2年生校舎屋上防水改修工事、大崎中学校シャワー室設備設置工事、大崎小学校図書室棟雨漏り改修工事について、現地において、担当課長及び関係職員に説明を受け調査を行いました。

はじめに、永吉菱田線道路改良工事6の1緊急対策事業について。

工事の請負額は3,000万円で、財源内容は国庫補助金1,765万5,000円、一般財源1,234万5,000円となっております。

工事延長は43メートル、水路側溝及びL型擁壁の布設工事等を行われ、令和6年12月11日に完成しております。

現地調査の際に、大きな枠や側溝に歩行者が転落する可能性がある箇所が見受けられるため、担当者に確認したところ、ガードパイプを本年度中に設置するとのことありました。このような危険箇所について、今後は工事設計の段階で十分に検討していただき、安全対策を講じるよう要望しておきます。

次に、神領池尻2区地区排水路工事（6の2）農地耕作条件改善事業について。

工事請負金額は3,163万1,000円で、財源内容は国庫補助金1,676万

9,321円、一般財源1,486万1,679円となっており、工事延長は84メートルで、L型水路やボックスカルバート布設等の工事が行われ、令和7年2月28日に完成しております。このような排水路布設は集中豪雨のとき水害に対して非常によい対策であるため、今後も範囲を拡大し工事を進めるよう要望いたします。

次に、大崎・菱田小学校遊具新設工事については、工事請負金額は315万7,000円で、財源内容はふるさと応援基金繰入金310万円、一般財源5万7,000円となっており、工事概要は大崎小学校、菱田小学校それぞれ1基ずつ登り棒が設置され、令和6年8月28日に完成しております。

次に、大丸小学校屋内運動場床改修工事について。

工事請負金額は1,856万8,000円で、財源内容はふるさと応援基金繰入金1,850万円、一般財源6万8,000円となっており、工事概要は既存の床面を研磨して、その上に厚さ6.4ミリメートルの屋内スポーツ用強弱弾性塩ビピニールを張りつけたもので、令和6年8月19日に完成しております。今後、同様の工事がある場合は、シートの継ぎ目がコートの中心に来ないよう配慮し、施工されるよう要望します。

次に、大丸小学校特別教室棟空調設備設置工事について。

工事請負金額は1,622万5,000円で、財源内訳は国庫補助金105万1,200円、一般財源1,517万3,800円となっており、工事概要は理科室、図書室、家庭科室、音楽室への空調設備設置となっております。令和6年12月2日に完成しており、室内機と室外機の接続配管パイプ保護カバーにスリムダクトが使われており、ステンレス製のラッキングカバーが保護、耐久性によかったのではないかと意見もありました。

次に、大丸小学校特別教室空調設置電気設備工事についてですが、工事請負金額は2,821万円で、財源内容は国庫補助金186万8,800円、一般財源2,634万1,200円となっており、工事概要は、受電設備及び空調電源工事となっております。令和6年12月2日に完成しております。

次に、大崎中学校1年生校舎防水改修工事についてですが、工事請負金額は1,877万8,000円で、財源内訳はふるさと応援基金繰入金1,600万円、一般財源277万8,000円となっており、令和7年2月28日に完成しております。

次に、大崎中学校シャワー設備設置工事について。

工事請負金額は237万6,000円で、財源内容は全額一般財源となっております。武道館の一室にシャワー設備を設置したもので、令和7年3月28日に完成しており、シャワー室は既製品で、内側の寸法が幅150センチ、奥行き78センチのことでしたが、奥行きがあと50センチほど長ければよかったのでは

ないかと感じられ、今後は既製品にとらわれず、利用者にとってどのようなものが適しているかを考慮し設計するようになれば幸いです。

最後に、大崎小学校図書室ほか雨漏り修繕について。

工事請負金額は335万5,000円で、財源内容は全額一般財源となっており、図書室屋根部分及び保健室外部のコーティング劣化補修が主な工事内容で、令和7年3月7日に完成しております。図書室の天井にカビが生えており、健康上において様々な悪影響を及ぼす可能性があるため、早急に改善していただきたいと思います。また、保健室の前の辺りは工事完成後も雨漏りが確認されているとのことであったので、これらについても早急に対応していただくよう要望いたします。

以上で、文教経済常任委員会における町内事務調査の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、「諸般の報告」を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第4「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第3回議会定例会に当たり諸般の行政報告をいたします。

保健福祉課関係でございます。

医療確保プロジェクトの進捗状況につきまして御報告いたします。開業医並びにサテライト診療所の設置運営に係る支援としまして、最大2億円の補助制度を創設しておりますが、これまでに問い合わせのあった医師や法人をはじめ、県医師会などと通じ多方面に周知を行いました。また、より実現性を高めるために、本年6月9日から7月18日までの40日間の事前応募期間を設け、開業を希望する医師、法人を募集したところであります。

その結果、開業医希望が1件、サテライト診療所希望が1件の合計2件の応募がございましたことを御報告いたします。

現在、それぞれの応募者と面談の機会を設けさせていただき、それと情報共有を行いながら、また、町内の先生方の御意見も伺いながら事前申請に向けての調整を行っているところです。そのため、今後のスケジュールや補助金の必要額などについては確定しておりませんので、詳細については12月議会以降での御説明並びに予算案の提出になると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

なお、応募者を特定する情報等については現時点では開示しないことをお約束しているため、控えさせていただきます。

次に、教育委員会管理課関係でございます。

中学校スクールバス停の移設についてでございます。現在の菱田中学校跡地から

スタートしているバス停を、10月1日から、菱田農村環境改善センターに移設し、運行予定でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 報告第3号 請願書に対する処理の経過及び結果の報告について

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、報告第3号「請願書に対する処理の経過及び結果の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、令和6年3月27日付、大議発第122号で議会議長から請求がありました、菱田中学校跡地の地域活性化のための活用に関する請願書に対する処理の経過及び結果について御報告するものでございます。

書面の1、結果をお願いいたします。請願の内容は、菱田中学校跡地に地域活性化のための菱田コミュニティ協議会センター（仮称）等を設立することでございましたが、本件については、近隣に類似の機能を備えた公共施設があることから、実施が困難であると判断いたしました。その代替措置として、企業誘致により菱田公民館及び大崎町民の生活に係る利便性の向上と活性化に寄与する商業施設の整備を推進いたします。

続きまして、2、処理の経過でございます。本件につきましては、令和6年2月以降、菱田中学校跡地の活用について協議してまいりました。また、請願を受けた以降は、令和6年10月23日、跡地活用のための意見交換を実施し、請願内容に対して、行政がすべての機能を実現することは困難であり、施設の整備に当たっては民間資金の活用や企業誘致の手法を優先して推進する考えを御説明いたしました。

続いて、令和6年11月18日、株式会社トライアルカンパニーから、跡地に対する問い合わせを受けたことを契機として、誘致に向けた協議を開始いたしました。その後、約6か月の協議機関を経て、令和7年5月26日、株式会社トライアルカンパニーとの協議において、跡地の売買について承諾をしております。

最終的に、令和7年6月10日、大崎町議会定例会に菱田中学校跡地に係る土地の処分についてを議案として上程し、6月25日に大崎町議会の議決があつたことをもって活用の方向性について決定されたところでございます。

書面は以上でございますが、請願された菱田公民館への対応でございます。

令和7年7月17日に、本内容と同様の趣旨を持って文書により回答いたしました。公民分館の皆様の御理解は得られたものと認識しておりますが、そのほか、本

件を通しての私の所感を述べさせていただきます。

コミュニティセンターの設立から民間商業施設の誘致に至った背景として、この土地は菱田公民分館長から請願を受けている土地でありながらも、同時に大崎町全体の土地でもあるという考え方もあります。この概念に基づき、菱田公民館と大崎町民のニーズが重なる部分がどこにあるかを考え、多数の賛同が得られるものが、この結論であったと認識しております。

振り返りますと、平成26年3月の菱田中学校の閉校から早11年が経過いたしました。この期間と土地の活用状況を考えたとき、菱田公民分館長からの請願は、地域の発展と活性化を心から希望する行動であったと理解し、深く敬意を表するものでございます。

また、このことが、本町の政策について活発な議論の呼び水となり、一定の指向を得るきっかけとなつたことに対しまして、菱田公民分館及び議会の皆様に深く感謝いたしますとともに、心からのお礼を申し上げ、請願に対する報告といたします。

以上で終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、報告を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第34号 土地の処分について

日程第7 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、議案第34号「土地の処分について」、日程第7、議案第35号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

議案第34号、土地の処分について御説明いたします。本案は、本町が所有しております土地の売払処分について、地方自治法第96条第1項第8号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

この土地は、令和2年10月1日から5年間、カラル株式会社へ普通財産貸付契約をしている旧大崎第一中学校敷地でございます。令和7年9月30日をもちまして貸付契約が終了しますことから、令和7年6月議会で御可決いただきましたSa1アセット株式会社が行う一体的事業として利用したいことから、売払処分をするものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号につきまして御説明いたします。

本案は、本町が所有しております建物について、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この建物は、令和2年10月1日から5年間、カラル株式会社へ普通財産貸付契約をしている旧大崎第一中学校の建物でございます。令和7年9月30日をもちまして貸付契約が終了しますことから、令和7年6月議会で御可決いただきましたSa1アセット株式会社が行うとして同グループ企業体であるカラル株式会社が引き続き利用したいとのことから無償譲渡するものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

本案は、平成27年から、松本商会株式会社に貸付を行い、平成30年に破産した後、破産後の事業及び機械の譲渡を受け、農業用ビニールの処分許可を得たカラル株式会社が事業を引き継ぎ、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間、普通財産貸付契約を締結している旧大崎第一中学校敷地の土地でございます。

先ほど町長から提案理由でありましたとおり、令和7年9月30日をもちまして5年間の貸付契約を終了しますことから、令和7年6月議会で御可決いただきました同グループ企業内のSa1アセット株式会社から提案のあった感動体験型みんなの農業公園おおさき内のプラスチックケミカル区域のリサイクル事業の場として、同土地を譲り受けて提案事業を安定的に行いたいとのことから、払下げ申請があつたものでございます。

議案書の1つ目、土地の所在及び地目でございますが、大崎町野方5960番10、地目は学校用地でございます。

次に、処分面積でございますが、7,845平方メートルでございます。

次に、土地代金でございますが、1,435万6,350円でございます。なお、土地の代金は6月議会で御可決いただきました大崎第一中学校跡地の土地と同額の単価で、大崎町町有地払下げ価格の運用基準を基に評価額から算定した額が1平方メートル当たり1,830円となりまして、面積を掛けた額となっております。

次に、処分の相手方でございますが、鹿児島県曾於郡大崎町野方5956番地16、Sa1アセット株式会社、代表取締役、澤村恵子でございます。

次に、2枚目をお願いいたします。参考資料1として位置図を添付してございます。前回御可決いただきました大崎第一中学校跡地の残置部分となっております。斜線の部分が該当部分でございます。

次に、3枚目をお願いいたします。参考資料2として、計画図面でございます。これまで貸し付けされていた場所で、対象地は右側の旧体育館、旧武道館部分となり、プラスチックケミカル区域になります。

次に、4枚目をお願いいたします。参考資料3として、ゾーニング計画でございます。表の部分を御覧いただきたいと思います。これは、大崎第一中学校跡地活用プロジェクトの提案書にありました2つのエリアのうち、今回の処分対象地でございますプラスチックケミカル区域での主たる事業内容をお示ししております。武道館、プールにおきましては、引き続き、カラル株式会社が既存施設での農業用ポリフィルムのリサイクル事業を、体育館におきましては環境エネルギー株式会社が行う油化事業を展開する予定となっております。今般、当該土地につきましては、カラル株式会社がリサイクル事業を行っているところでございますが、本プロジェクトの主体となるSa1アセット株式会社が、みんなの農業公園おおさきとして全体の敷地管理を行っていきたいとの申出があったことから、土地につきましてはSa1アセット株式会社へ払い下げとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

引き続き、議案第35号について御説明いたします。

本案は、議案第34号、土地の処分についてと同じく、普通財産貸付契約を締結している旧大崎第一中学校敷地の建物につきまして、令和7年9月30日をもちまして5年間の貸付契約が終了することから、令和7年6月議会で御可決いただきました同グループ企業内のSa1アセット株式会社が行う感動体験型みんなの農業公園おおさき内のプラスチックケミカル区域の農業用ポリフィルムのリサイクル事業の場として、これまで貸付を受け事業を展開してきたカラル株式会社が、同建物を譲り受けて事業を安定的に行いたいとのことから無償譲渡するものでございます。

また、無償による譲渡する理由でございますが、議案に記載の建物は国庫補助の対象施設で、補助事業完了後10年以上が経過した建物でございます。建物の取り扱いについて、無償による譲渡の場合は国庫への納付金が不要であることから、財政的な負担を伴わない無償譲渡とさせていただいた次第でございます。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。

まず、議案書の1つ目、建物の所在でございますが、大崎町野方5960番地10でございます。

次に、建物の名称でございますが、旧大崎第一中学校の屋内運動場、武道館、更衣室、シャワー室、プールで、敷地内にある付属物や建物等でございます。

次に、面積でございますが、建物の面積は1,228.4平方メートルでございます。

次に、譲渡の相手方でございますが、これまで貸付を受けておりました鹿児島県曾於郡大崎町野方5956番地16、カラル株式会社、代表取締役、平田信昭でございます。

譲渡物件の用途でございますが、農業用ポリフィルムのリサイクル事業と油化事業でございます。

2枚目をお願いいたします。参考資料1として位置図を添付してございます。これから以降のページにつきましては、さきの議案第34号で御説明いたしました同様の内容であり、参考資料も同様のものを添付してございますので御覧いただきたいと思います。

なお、建物につきましては、前会社が倒産した後、事業及び機械の譲渡を受け、農業用ビニールの処分許可を経たカラル株式会社が事業を引き継ぎ、その後、5年間、同事業を行ってきておりすることから、建物につきましては、事業提案のありましたSa1アセット株式会社と同グループ内のカラル株式会社へ無償譲渡を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第34号「土地の処分について」、何か質疑はありませんか。

○11番（鷲東慎一議員） 本案件に関しましては、審査特別委員会の折に要請を最後のほうにですね議会のほうからしておりますが、内容等についてもう一回言いますけれども、本件に対してはですね、後の物件の審議にも関わるんですが、契約後の不確定要素が多く、要は売買が確定しないと計画ができませんとかそういう内容が確かあったので、その部分を含めて不確定要素が多く、引き続き事業干渉の徹底、進捗状況の義務化や情報開示の拡充、立地協定や補助金関連等の議会事前報告、契約履行の担保、違約金条項などを徹底していくよう要請したんですが、これにつきましては執行部としてはどのような対応をされたのかお聞きいたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えします。

大きな意味での進捗状況というような意味でも捉えております。議決の内容、それから御質問のあった特別委員会での質疑事項、要望事項、こういったものにつきましては、先方にしっかりとお伝えさせていただきました。ですので、今回の上程した議案とも関連いたしますけれども、引き続き、御意見、御要望、それから事業の進捗状況、こういったものについても随時、担当課のほうで打ち合わせや、その結果、またしかるべきときに議会との場を持ちまして御報告させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号「町有財産（建物）無償譲渡について」何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） カラル株式会社に建物だけですね、これは。屋内運動場、武道場、更衣室、シャワー室、プール、この議案書に書いてございますが、確認です。

まず、建物だけを無償譲渡ということでよろしいですね。

○総務課長（宮本修一君） 今、議員がおっしゃるとおり、カラル株式会社への譲渡につきましては建物のみとなっております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 確認しました。建物だけがカラル株式会社、土地については、5960番10についてはSa1アセット株式会社ですね。こうした場合にグループ企業とはいえ、別企業なんですね。企業体系が異なった場合、おかしくなった場合とかいろいろあると思いますが、建物だけをカラル株式会社。今までの業績を加味した場合、これは疑義が生じるんじゃないですか。同僚議員が先ほど質問しましたのも関係がございますが、非常にこれはおかしいんじゃないのかな。もしもくは、地上権の設定をした場合、アセットとカラルとの間に、同グループではありますけれども、問題が発生する可能性が多分にある。5960番10の土地についてはアセットに売買しますが、建物、地上権についてはカラル株式会社です。こういったところの疑義の払拭といいましょうか、それはどのように行政としては考えているんですか。

○総務課長（宮本修一君） お答えさせていただきます。

今、土地の部分につきましてはSa1アセット株式会社への売り払いというところでございますけれども、この理由につきましては、先ほど御説明しましたけれども、事業提案のあった大崎第一中学校の跡地の土地の利用につきましては、敷地全体すべてをSa1アセット株式会社が今後運用していきたいというところで払下げ申請がSa1アセット株式会社から提出されたことによりまして、このような措置をとったところでございます。

我々といたしましても、同じグループ企業内ということもありまして、問題はないというところで認識しているところでございます。

○10番（中山美幸議員） 問題はないということを認識しているということですが、私が聞いたのは、もし問題が発生した場合はどうするのかということですよ。地上

権設置等がなされた場合は、これはどうしようもないですよね。

例えば、グループ企業なんですけども、アセットとカラルの問題なんですけども、アセット側はこの土地を十分に活用したいと、しかし、建物の地上権設置、建物の権利はカラルにあると。こういうことを考えたときにおかしいと思われませんか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前10時57分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 先ほどの御質問に対して、総務課長のほうから答弁がございました。同様に問題ないだろうという認識であります。

ただ、今御質問がありましたとおり、もし何らかの問題があった場合の対応でございます。企業としては別々の企業でございますが、グループ内が一緒ということでもございまして、先方の責任者と申しますか、グループの最高責任者、CEOさんが同一の方でございますので、もし問題点等があった場合は、その方、最高経営責任者等を通じて直接に協議させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 総務課長と企画課長は同じような答弁なんですが、これは非常に不自然なんですね。なぜ、同一の企業、例えばS a 1アセット株式会社に無償譲渡しないのか、するとすればですよ。そのほうが同一企業であり、アセットの事業内容、感動体験型みんなの農業公園おおさきの中に入っているわけですから、そういったことを行政としては考えて、問題の発生するような事案について予防策を講じていく必要がありかなと思うんですけども。

そうすることによって、この土地が、建物が有効に使われて、野方地区の活性化もしくは大崎町の活性化、産業の振興に寄与できるんじゃないのかなというふうに考えているんですが。そういう1つ1つの疑義を解決するための対策、そういったものは思考されなかつたんですか。

○総務課長（宮本修一君） 御指摘のところはごもっともだと思っております。

今後、土地の部分、建物の部分につきましては、売買契約等を結ばさせていただく予定しておりますけれども、その中で、前回御審議いただいたときにいろいろ御質問、御指摘をいただいた内容、10年間の用途の制限、転売の禁止等があった場合は契約解除ができる条項等も盛り込む形、あるいは買戻し特約なども盛り込む形で契約を結ばさせていただく予定にしておりますので、今後、その成り行きにつ

きましては慎重に状態を見極めたいと思っております。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 前回の感動型体験のエリアのほうに関しては公募を行って、その公募の募集要項に基づいてこういった事業をしてもらうということで、その中に地域の活性化に資することというところも条件としてあったと思うんですけれども、今回の土地の処分と建物の無償譲渡については、こういった目的に使ってほしいといったところの制限はどのように設ける予定でしょうか。

○総務課長（宮本修一君） 先ほどから答弁させていただいているんですけども、以前、S a 1 アセット株式会社のほうから事業提案を受けまして審査を行ったところでございますけれども、その事業提案の内容というものが大崎第一中学校跡地敷地全部を活用した提案内容となっておりました。

その中で、現在、カラル株式会社に貸付を行っている土地も含めた事業提案というところであったところから、今回、9月末をもって契約期間が終了しますので、同じ提案内容の中でカラル株式会社あるいはS a 1 アセット株式会社のほうへ、それぞれ譲渡等をする契約を結ばさせていただく予定にしているところでございます

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第8 議案第36号 大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第8、議案第36号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成等の公営に要する経費の上限額を改正するため、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君）　御説明いたします。

本案は、最近における物価の変動や選挙の施行状況等を考慮し、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、本町においても選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成等の公営に要する経費の上限額を国の基準に合わせるため、大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、議案書に添付してございます新旧対照表の1ページをお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインで引いてある箇所が改正部分でございます。

まず、第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成について規定してございますが、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価を現行の「7円73銭」を「8円38銭」に、第11条につきましては選挙運動用ポスターの作成について規定してございますが、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の算定基準額を、現行の「541円31銭」を「586円88銭」に、それぞれ改めるものでございます。

なお、改正後の条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員）　これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員）　今回の条例で金額が変わるということなんんですけど、確認なんんですけど、今回の補正予算で上がっている町長選挙の金額の増加もこれに付随するものでしょうか。

○総務課長（宮本修一君）　おっしゃるとおりで、今回の改正によりまして増額する部分がそのまま今回の補正予算で計上されているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員）　質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第36号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号「大崎町議会議員及び大崎町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第37号 大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第9、議案第37号「大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、オオサキポイント事業特別会計を設置するに当たり、大崎町特別会計条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） 御説明させていただきます。

本案は、オオサキポイント事業特別会計を設置するに当たり、大崎町特別会計条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、議案書に添付してございます新旧対照表をお願いいたします。

右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインを引いてある箇所が改正部分でございます。

まず、改正案の（1）オオサキポイント事業特別会計、オオサキポイント事業につきましては、地域経済の活性化及び地域住民の交流促進を目的として地域通貨を

導入するに当たり、関連する収支を明確に管理するために設置するものでございます。

また、現行の国民健康保険事業特別会計、国民健康保険事業につきましては、国民健康保険法第10条の規定により設置が義務づけられている特別会計であり、地方自治法以外の他の法律において特別会計の設置が義務づけられている場合には、改めて特別会計の設置を制定する必要がないとする行政実例に基づき、今回条例の整理を行うものでございます。

なお、改正後の条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 本条例は昭和43年4月1日に変更されて改定されたことになるようですが、特別会計の目的、自治法の209条は地方公共団体が事業を行う場合、特定の歳入を持って特定の歳入に充てるということが記載してございますが、特定の事業ということになりますが、国民保険事業特別会計、国民健康保険事業、これは両括弧で記載してございますよね。この事業について、これは特別会計を設置したものと私は認識しているんですが、これがすべてオオサキポイント事業特別会計に名前が変わった場合、今までに行われている国民健康保険事業特別会計で行われている事業の内容、国民健康保険事業について、令和7年8月8日、例月出納検査帳簿を見てみると、21億1,730万4,938円あるようですね。これはすべてがこの特別会計に移るのか、オオサキポイント事業特別会計のほうに移行されるのかどうか。ましてや、国民健康保険事業特別会計で今まで行われた事業について、今後どのような形で行うのか、その点についてお示しをください。

○総務課長（宮本修一君） お答えさせていただきます。

国民健康保険事業の特別会計につきましては、上位法でございます国民健康保険法第10条の規定の中に特別会計という項目がございます。読み上げさせていただきます。

都道府県及び市町村は国民健康保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところによりそれぞれ特別会計を設けなければならないという規定でございます。したがいまして、上位法の国民健康保険法の中で特別会計を設置する義務が法律の中でも定められている関係上、改めて地方自治法の規定の中で設置する必要はないというような解釈が行政実例でも出ておりますので、この実例に基づきまして、今回条例を整理させていただくものでございます。

あくまでも、国民健康保険からオオサキポイント事業へ変わるものではなくて国民健康保険事業を上位法の規定に倣った形で、今回、地方自治法の設置条例からは

外すというような意味合いで御理解いただければと思います
以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 私は若干そこら辺が理解できないんですけども。条例の名称を変える、じゃあ今までやっていた特別会計における国民健康保険事業特別会計を財源として行われた事業はどういったものがあったのか。そして、今後は、今まで行われていた事業はどのような形になるのか。その点について詳しくお示しをください。

○総務課長（宮本修一君） 国民健康保険事業の中で今まで行ってきた取り扱いにつきましては、法律の中で設置条例、特別会計を設置する規定がございますので、そこらへんは今までと何ら変わらないと認識しております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 私の質問は、その特別会計からの歳出による事業の内容について問うているわけですね。それが、今後、名前は変わったけども全然変わらないと。どういった事業が今までなされているのか。特別会計から出ている事業についてお示しをくださいと質問したはずです。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----
休憩 午前11時14分
再開 午前11時14分
-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○副町長（千歳史郎君） ただいまの特別会計、国民健康保険の部分については大崎町の特別会計の条例に入っているということで、これは39年につくって43年に改正をしている状況なんんですけども、国民健康保険事業がそのまま、今度のオオサキポイント事業に変わるということじゃなくて、国民健康保険の事業については国民健康保険の上位法律で、これは特別会計にしなければならないとなっているということで、当時、39年にこれをつくった状態なんんですけど、今後のオオサキポイント事業が出てきた中でこの条例を見直しをしようとしたとき、これが本当ならば条例に上げなくてもよかつたということがわかったということです。もともと国保や介護、後期高齢者は法律で特別会計になっているということなんですので、この条例がたまたまあったものだから、国民健康保険のところをオオサキポイント事業に変わるとしたんですけども、オオサキポイント事業は新たな目的の事業ということで、それを特別会計にするということです。国保の特別会計が新しいポイントに変わることではないということを御理解いただければと思うんですけども。

以上です。

○10番（中山美幸議員） これを抹消して国民健康保険事業特別会計、それから国民健康保険事業を抹消して、このポイント事業に変えるわけでしょう。そうした場合には、法律があるから、法律があるからということを今、副町長も説明されたんですが、じゃあポイント事業を加えるのであれば、健康保険事業の特別会計のそのままで実施できたんじゃないのかなというふうに理解できるんですよね。ポイント事業は健康保険事業の中の1つの事業としてやるんであれば、名前を変える必要もないんじゃないですか、両括弧のところを全部変える必要もないじゃないですか。いずれなんですか。私は若干、この特別会計は設置しなければいけないというのをわかるんですよ、わかつてお伺いしているんですよ。

○副町長（千歳史郎君） 当面は一緒になると思いますけども、国民健康保険事業自体は上位法で特別会計になるということでなっていますよね。だから、大崎町の条例をつくった時点が間違っていたということで、今、これはお詫びをしないといけないことなんですけども、当時のことですけども。

今度、オオサキポイント事業が出てきた中で調べた場合、この特別会計、国民健康保険事業はわざわざ町の条例にうたわなくてもいいというのがわかったものですから、今回、ポイント事業は特別会計を新しくつくる事業の目的ですので、そういうことでおわかりと思います。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 休憩をお願いします。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○6番（稻留光晴議員） 今の議案ですが、オオサキポイント特別会計、オオサキポイント事業のは一般会計の商工振興費の中で拠出をされている。だから、これは中身なんですが、どういう中身かというのは一般会計で聞いたほうがいいですか。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第37号「大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号「大崎町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第38号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、議案第38号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億9,722万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を154億4,187万4,000円にするものでございます。歳出の主なものは、防災行政無線親機の設備更新に係る経費、オオサキポイント事業実施に係る経費、ふるさと納税事業に係る経費、6月の梅雨前線の大雨による災害復旧費などでございます。歳入は、国・県支出金、ふるさと納税寄附金、財産収入及び地方債の増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の13ページをお願いい

いたします。

なお、人件費につきましては、人事異動等に伴う増減でございますので説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節10需用費232万6,000円は、庁舎内や賃貸住宅に係る修繕料の補正でございます。目10企画費、節18負担金、補助及び交付金3,087万6,000円は、空き家等リフォーム促進補助金の申し込みの増加に伴う954万円の増と、民間賃貸住宅等建設補助金の実績見込みに伴う2,133万6,000円の増でございます。目14諸費、節22償還金、利子及び割引料323万9,000円は、令和6年度に実施した低所得者層や定額減税に係る給付金の実績に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金でございます。

14ページをお願いいたします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料85万7,000円は、中長期在留者事務用の端末導入に係る設定委託料でございます。

16ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目7障害者福祉費、節19扶助費1,310万3,000円は、利用者増加に伴う障害児入所施設給付費1,300万円の増が主なものでございます。

17ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節7報償費250万円の減は、事業組替えに伴う健康促進ポイントの減でございます。目2予防費、節12委託料780万円の減は、見込み数の見直しに伴う新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料の補正でございます。目5保健指導費、節18負担金、補助及び交付金189万2,000円は、子ども医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修事業負担金でございます。

19ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項1農業費、目6園芸振興費、節18負担金、補助及び交付金1,187万7,000円は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金の補正でございます。目7畜産業費、節14工事請負費2,400万円は、家畜伝染病発生に備えた車両消毒を行うための畜産関係車両消毒場整備工事でございます。目9土地改良事業費、節12委託料660万円は、宮園地区的雨水排水対策のための測量設計委託料でございます。節13使用料及び賃借料1,150万円は、農道のり面の草木伐採作業等に係る機械借上料でございます。目10農業研修施設管理費、節10需用費180万円は、各農業研修施設の修繕料でございます。目12営農推進費、節18負担金、補助及び交付金222万3,000円は、スマート農業・農業支援サービス事業補助金でございます。

20ページをお願いいたします。款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、

節7報償費から節12委託料と節24積立金につきましては、ふるさと納税の寄附額実績見込みに伴うものと、ふるさと納税感謝祭の中止に伴う補正でございます。節18負担金、補助及び交付金6,311万円の減は、実績見込みに伴う空き店舗対策事業補助金300万円の増、オオサキポイント事業の実施に伴う地域応援商品券発行事業補助金1億3,253万円の減、地場産品創出等支援事業補助金6,602万円が主なものでございます。節27繰出金1億3,964万8,000円は、オオサキポイント事業特別会計への事務費繰出金2,164万8,000円と、事業費繰出金1億1,800万円でございます。目3観光費、節12委託料440万円は、次のページにかけてになりますが、スポーツ観光事業に係る企業版ふるさと納税推進業務委託料300万円と、スポーツ観光ビジョンマップ作成業務委託料140万円でございます。節18負担金、補助及び交付金1,000万円は、大崎町観光PRの店舗改修に係る新たな観光地づくり補助金でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、節13使用料及び賃借料900万円は、町道の高木伐採等に係る機械借上料でございます。節14工事請負費4,400万円は、町道の舗装、側溝改修及びメンテナンスに係る道路維持工事でございます。目2道路改良費、節14工事請負費1,200万円は、在郷線の道路改良について、事業を追加で実施するための補正でございます。

22ページをお願いいたします。項3河川費、目1河川維持費、節13使用料及び賃借料1,100万円は、町内の準用河川の維持管理に係る機械借上料でございます。項4都市計画費、目2公園費、節13使用料及び賃借料500万円は、ふれあいの里公園、中央公園の外構整備に係る機械借上料でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節18負担金、補助及び交付金110万円は、現在行われている町道南中組中村線の道路改良工事に伴う消火栓移設負担金でございます。目3防災対策費、節12委託料7,588万8,000円は、役場庁舎に設置している防災行政無線設備（親局）更新業務委託料でございます。

23ページをお願いいたします。節14工事請負費426万4,000円は、当初予算にて要求しておりました防災倉庫整備について、工事請負費に組替えを行うものでございます。節17備品購入費476万7,000円は、現在整備されている電柱用標高標識について、経年劣化により色あせなどが生じているため更新を行うものでございます。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節18負担金、補助及び交付金135万円は、台湾のタートン中学校との交流に伴う大崎町立学校教育交流事業実行委員会補助金でございます。

24ページをお願いいたします。項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費

150万円は、小学校の複式学級対応に向けた修繕料でございます。節12委託料1,772万5,000円は、小学校無線ネットワークの環境更新に係る業務委託料でございます。節13使用料及び賃借料310万円は、小学校の外周等整備のための機械借上料でございます。項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費319万円は、施設の營繕等に係る修繕料でございます。節12委託料647万円は、小学校費でも御説明しました学校無線ネットワークの環境更新に係る業務委託料でございます。

25ページをお願いいたします。項4社会教育費、目2公民館費、節10需用費358万2,000円は、施設の修繕等に係る修繕料346万2,000円が主なものでございます。

26ページをお願いいたします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料1,030万円は、農道災害や水路災害の復旧作業等に係る機械借上料でございます。節14工事請負費3,600万円は、6月の梅雨前線の大雨に伴う大雨による災害復旧工事でございます。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

以上で歳出の説明を終わりまして、次に歳入について説明いたしますので、9ページをお願いいたします。款15国庫支出金、及び、次の10ページをお願いいたしますとして、款16県支出金につきましては、総じて説明欄に記載してございます各事業等の実績見込み等に伴いまして補正をお願いするものでございます。

10ページをお願いいたします。項2県補助金、目4農林水産業費補助金1,410万円は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金1,187万7,000円とスマート農業・農業支援サービス事業補助金222万3,000円でございます。目6災害復旧費補助金1,980万円は、本年度発生しました災害復旧に係る農地・農業施設災害復旧費補助金でございます。

款17財産収入、項2財産売払収入、目2不動産振り払い収入1,435万6,000円は、旧大崎第一中学校の敷地払い下げに伴う土地売払収入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金15億2,499万9,000円は、それぞれ、ふるさと納税、企業版ふるさと納税寄附金のうち、スポーツ観光支援に係る部分について、実績見込みにより補正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと応援基金繰入金7,805万円は、歳出で計上しました空き店舗対策事業補助金などの財源とするものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億3,500万円は、財源の調整によるものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目1雑入830万円の減は、65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種に係るワクチン生産体制等緊急整備基金助成金を補正するものでございます。

款22町債、項1町債、目3土木債1,140万円は、歳出の款7土木費で申し上げました在郷線の道路改良工事の財源として予定しております。目4消防債7,200万円は、歳出の款8消防費で申し上げました防災行政無線親局の更新作業の財源として予定しております。目6災害復旧債1,380万円は、歳出の款10災害普及費で申し上げました事業費に係る財源として予定をしております。

次に、5ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。表内に記載しております2つの業務委託について、現在の債務負担行為期間が今年度をもって終了することから、新たに令和8年度から債務負担行為限度額としてお願いするものでございます。

まず、大崎町益丸プール管理運営業務委託料でございますが、令和8年度から令和12年度までの5年間で950万円。各年それぞれ190万円となっております。

次に、大崎町くにの松原キャンプ場管理運営業務委託料でございますが、令和8年度から令和12年度までの5年間で1,525万円、各年それぞれ305万円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。

(1) 追加でございますが、災害復旧事業でございます。これは、歳出の款10災害復旧費で申し上げました事業費に係る地方債で、限度額を1,380万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては御覧いただきたいと思います。

次に、(2)変更でございます。

まず、過疎対策事業ハード分でございますが、これは歳出の款7土木費で申し上げました在郷線の道路改良工事について、本年度中に完了させるため、限度額を8億9,490万円へ増額するものでございます。

次に、緊急防災・減災事業債でございますが、これは歳出の款8消防費で申し上げました防災行政無線親局の更新作業に伴うもので、限度額を2億7,510万円へ増額するものでございます。

以上で説明を終わりますが、27ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○5番（児玉孝徳議員） まず、20ページの商工費、節27のオオサキポイント事業費繰出金、これの詳しい説明と、それから次のページの節18、新たな観光地づくり補助金、これはどこにどのような形で補助するのかというのと、あと23ページの消防費、節14工事請負費、防災倉庫設置工事、これはどちらにつくられて、どのような内容なのかも教えていただきたいと思います。

そして、14ページの小学校費、節10の修繕料ですね、複式学級になるということですけど、これはどちらの小学校なのか、人数を教えていただきたいと思います。

以上です。

○商工観光課長（上野明仁君） まず、20ページの節27繰出金1億3,964万8,000円の内訳ですけれども、まず、オオサキポイント事業事務費につきましては、ポイント事業に係る消耗品費や関連する経費の2,100万円ほど計上しております。

それと、オオサキポイント事業費繰出金1億1,800万円ですけども、これは令和7年度当初、地域応援商品券を人口1万2,300人で計上しております、1人当たり1万円で計上しておりましたが、オオサキポイント事業費の1億1,800万円につきましては、本年度の10月1日現在で恐らく1万1,800人程度であろうということで1万1,800人掛ける1万円ということで1億1,800万円ということで計上しております。

続いて、新たな観光地づくり1,000万円でございますが、これにつきましては、現在、大崎町PR大使が1人いらっしゃるんですけども、その方に地域資源を活用していただいて新たな観光地づくりを展開するということで、地域への誘客を促進しまして観光振興につなげるものであります、事業内容につきましては、池辺事務所の隣に、前、お店があったんですけども、そこをPR大使の方にギャラリーとかアトリエに店舗を改造していただいて誘客につなげるものでございます。こちらの財源につきましては、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディングによる資金調達で実施するものでございまして、事業費に達しなかった場合には自己負担ということで、町の持ち出しじゃないということで今のところ条件を付けて実施することとしております。

○総務課長（宮本修一君） お答えさせていただきます。

防災対策費の中の防災倉庫設置工事の件についての御質問だったかと思いますけれども、コンテナを準備をする予定にしております。場所につきましては、役場敷地内。今、分別をしている場所があるんですけど、車庫と車庫の間に、あの一画を

予定しているところでございます。

内容につきましては、コンテナの入口のシャッターを設置したり、断熱工事、あとはスロープ、あとは三段ラック等も準備をする予定でございます。そのほか電気工事なども予定をしております。

以上でございます。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

24ページの項2小学校費、節1学校管理費の中の節10需用費の修繕費150万円でございますけども、大丸小学校におきまして、来年度から複式学級になる児童・生徒の数でございます。現状では、新たに黒板を持ってくるものではございませんで、菱田小学校が今、校舎の改修をやっておりますけども、程度のいい黒板がございますので、そちらのほうを3台活用いたします。と申しますのが、今の児童数におきましては、9年度以降も大丸小におきましては複式学級になる可能性があるラインでの児童・生徒数ですので、そこを含めまして3クラス分設置をするものでございます。

人数につきましては、令和8年度予定されておりますのが大丸小の3年生と4年生で複式になろうかと思います。3年生が6名、4年生が9名でございます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○11番（鷲東慎一議員） 3点ほど質問させていただきますので、16ページの目7の障害者福祉費、節19扶助費ですね。この部分の障害児入所施設給付費1,300万円ありますが、この人数とこの施設の場所、内容等を含めた詳細な説明を教えていただきたい。

続きまして、19ページ、目12営農推進費、節18負担金のスマート農業の事業内容と件数を御説明いただきたいのと、次のページの20ページ、目3観光費、節12委託料、企業版ふるさと納税推進業務委託の委託金を排出している企業はどこなのかを教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 16ページの障害者福祉費の扶助費でございます。障害児入所施設給付費についてでございますが、対象となる児童等に關しましてのサービスとしましては、障害児の相談支援、それから未就学児の児童発達支援、それから就学児童の放課後等デイサービス等がございますけども、それぞれ、昨今、対象者が増えておりまして、特に放課後等デイサービスにおきましては、6年度末時点では56名の対象だったものが64名というふうに対象者が多くなっております。児童発達支援につきましては49名から49名ということで現状は変わっておりません。

そのような形で利用者数が増えたということでサービスを使う機会が増えたということもありまして、特に夏休み中は利用も多いこともあります、そのような状況を受けまして、今後の見込み、これまでの月々の状況を鑑みて試算しましたところ、当初の金額では不足するということから、今回補正させていただくということになります。

施設等については、それいろいろな施設を利用していただいておりますので、ここでどの施設に何名がということは、申し訳ございませんが、資料が手元にございませんのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 19ページの負担金、補助及び交付金のスマート農業支援サービス支援事業補助金の223万8,000円でございますが、事業内容につきましてはスマート農業技術の導入、それから生産、流通の販売方式の転換を支える農業新サービス事業体の育成や活動の促進となっております。

事業体につきましては、町内1事業体の申し込みでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（上野明仁君） 観光費の委託料、企業版ふるさと納税推進業務委託料についてでございますが、こちらにつきましては、これまで陸上競技の聖地づくりプロジェクトや一般社団法人スポーツ観光おおさきの設立など、個人版のふるさと納税で活動しておりますけども、今後は企業と連携しまして新たな財源の確保と共同事業を推進することでさらなるスポーツを通じたまちづくりを発展させていきたいということで、今回委託料を計上しております。

委託料につきましては成功報酬型を考えておりまして、寄附額の20%を予定しておるところでございます。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） 今のはどこの企業に支払っているのかを聞きたかったんですけど、そこを教えてもらいたいのと、もう1つ、福祉課長が今、言いましたけど、人数がデイサービスが増えたと、13名増えたんですね、56名から69名ということだったんですが、13名増えたこの部分だけで1,300万円増えたのかというような答弁に聞こえたんですが、1人当たり130万円かかるという、そういう意味合いですか。それとも全体的な部分がまだ膨らんでいくからということなのかというのと、あと、施設があちこちに行っているので把握が言えないということだったんですが、本町の施設が足りているのかどうか、そのへんの状況も含めて本町としてはどのように考えていらっしゃるのかを含めた答弁をお願いします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、先に障害者福祉のほうから御説明いたしま

す。

人数のほうを先ほど申し上げましたけれども、やはり1人当たりの利用の増というのもございまして、日々の請求状況を見たところ、年間で考えましたら今回の補正額が必要であるということですので、1人当たりそれだけ増えたというわけではなくてトータルで考えさせていただきたいと思います。

事業所につきましては、本町は今のところ1箇所でございまして、我々としましても新しい事業所の誘致を考えてはいるところなんですが、相談はいただいているところなんですが、なかなか場所の確保とかということで進んではないところで、そういう意味では近隣の自治体の事業所を使っていただいておりまして、志布志市なども昨年あたりから新しい事業所もできたりしておりまして、そちらのほうを利用していただいたりというような状況であります、本町としましても、町外まで行くということで不便を感じいらっしゃるかもしれませんけれども、誘致については今後も情報を提供させていただきたいと思っております。

以上です。

○商工観光課長（上野明仁君） 委託先について、まだ現段階では決まっていないところですけれども、幾つか候補がありますので、公募を掛けて業者を選定したいと考えております。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 保健福祉課長の答弁だったんですが、人数の把握がされていないということで積算根拠がいまいちわからないですね。金額がもうちょっと低ければわかるんですけども、1,300万の大枠で若干取っておいて、人数的な部分がまだ膨らむ可能性があるからと、ある程度はつきりした数字を出していかないと積算根拠というのは出てこないんじゃないかなということがありますので、そこは今は多分答弁できない部分があると思いますので、また調べてきちんと報告していただきたいなと思います。そこは念を押しておきます。

スマート農業で1社ということだったんですが、これは物品を出したということなんですか、それとも物を購入したとかそういう意味合いなのか。先ほど言った、関連する事業体に研修か何かをしたのか。そのへんの意味合いがよくわからなかつたので、そこを再度、最後にもう一回答弁をお願いします。

○農林振興課長（鎌田洋一君） 事業自体が国の事業で、そして県のほうで取りまとめを行っているという状況であります。申し込みが町内の事業体が1社あって、それを町を通じて申し込みをした結果、採択されるということで今回予算化させていただいております。

事業実施の内容は、8条の乗用田植機を1台となっております。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 20ページの、先ほどからあります企業版ふるさと納税推進業務委託なんですけれども、これは私の認識では、もう既に企業版ふるさと納税自体は始まっていて、歳入としても頭出しで計上されていて、今まででは役場の職員でやっていたけれども、今回、新たに外部に業務を委託して、さらなる推進を図っていくという認識で合っているのかというところと、あと、もう1点が、その次のページの新たな観光地づくり補助金で、財源についてはガバメントクラウドファンディングを使用されるということだったんですけども、あそこの場所で1,000万円も今見込んでる積算の根拠を教えていただければ。

○商工観光課長（上野明仁君） まず、1点目につきましては藤田議員のおっしゃるところまでございます。

2点目の観光地づくりにつきましては、今店舗を構えているところ、空き店舗になっていますけども、そちらの内装、外装等で、あと空調、電気設備等を整備するということで約1,000万円程度ということでございます。

以上です。

○1番（藤田香澄議員） 今の1,000万円の中にはPR大使への活動費みたいなものとかは特に含まれずに、単純に、あそこの場所を改修するのにこれだけ使うということでしょうか。

○商工観光課長（上野明仁君） 改修費のみです。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） たびたび質問いたしましたが、20ページの商工振興費、27繰出金のポイント事業についてお伺いいたします。

先ほど1億1,800人について1万円というようなことの発言がございましたが、特に多い本町の高齢者、こういった方々がポイント事業に対しての理解度、それから使えないという方も出てくるんじやないか、かなり多く出てくると思いますが、そういういたところの対策はどういうふうな対策を講じるのか。

そしてまた、既存のお店の中でも高齢者の方々が経営者としてやっていらっしゃると思うんですよ。これは使えない、利用できないということを既におっしゃっている方がいらっしゃるんですね。それから、先ほど言った高齢者の方々も、私たちはどうするの、見捨てられたのという発言もありました。いろんな部分で高齢者と接する関係でそういうことを言われておりますけれども、デジタルを使える方はいいんですよ、ところがなかなか使えない、知識が薄い、そういう方々をどういう形で救っていくのか。均等に1万円ずつ配付されたにしても、以前のペーパーの場

合は、孫にあげるとかいろいろな方法があったと思います。そして、自分の親しい方にお願いするということもあったはずです。そういったところをどのような解決策を考えていらっしゃるのか。これは非常に大きな問題だと考えているんですが、どのような対策を考えていますか

○商工観光課長（上野明仁君） 議員のおっしゃるとおりで、住民の方々につきましては町の職員に今は集落担当制度を設けておりまして、その集落担当の方々に各集落に入っていただいて個別に利用の仕方等を説明してもらおうと考えております。

それと、事業者さんにつきましては、後ほど出てくるんですけども、商工会に業務委託で、店舗等につきましては加盟しているところ、加盟されていないところについて、支援やサポートをしていただきたいと考えております。

それと、今まで紙だったんですけども、今度からカード式になります。カード式を携帯に取り組んでアプリで決済していただくとか、カードにつきましてはカードのままでも店舗で使えますので、もし、高齢の方で使い方がわからないという方がいらっしゃれば、お孫さんとかお子さんとかにそのカードを持っていって決済していただくという形になりますので、使い方がわからないという方が結構いらっしゃると思いますので、そこは丁寧に説明会なり、特別に窓口を設けるなりして対応していきたいと考えております。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 対応としてはよくわかりましたが、カードということで私も理解はしているんですが、今度はそのカードです、個人名はわからないわけですよ。そして、今まで商品券についてはナンバーをすべて購入者が販売経路が記録されておりますね、不正があった場合はすぐわかるようになっています。そういったことはないということですよ、今度はデジタルであるから。

そして、高齢者の方がお願いされた場合に、そのポイントがどの程度使われているか、本人は確認できないわけです。例えば1万円もらって、誰かに2,000円分商品券を使ってポイントを使ってやってくれと言われた場合に、それは5,000円使われようが、満額使われようが、本人は確認のしようもない。そうじゃないですか。そういったところの対策はどういうふうにしていくのか。非常にこれは、高齢者の方々はですね直接話を聞くと厳しい発言があります、私たちを見捨てたのか。四十何パーセントになろうとする高齢者の方々はそうおっしゃっていますよ。私は直接高齢者と接していますので、小学生とも接しますけども、高齢者の方々はかなり、私も高齢者ですけれども、かなりそういったところを危惧されているんです。そういった対策を商工会に委託でされようとしているんですが、それは一つの対策でしょうけども、私はもっと何かいい方法、高齢者のそういう社会になろうと

しているときにもう少し考える余地があったんじやないか。例えばポイントにしても半分は商品券にするんだとか。一気にポイントに切り替えるんじやなくて徐々に切り替えていく方法というのもありかなと理解していたんですが、そういったところは検討されなかつたのか。高齢者、そういう人たちの弱者、特に施設に入院していらっしゃる方々も、大崎町民であればいただけるわけですよ。そういったところまで深く考えていらっしゃったのかどうか、ちょっと疑問なんですが、いかがですか。

○総務課長（宮本修一君） 今の質問の中で幾つか応えさせていただきたいと思います。

まず、カードの残高の確認のことになりますけれども、確かにカードを持っただけでは残高が幾ら入っているかというのは確認ができないところです。それにつきましては、事業所に買い物をしに行ったときに、買い物をした際に事業所の方に対しては残高を確認できますので、その折りに、今残高が幾らありますかというお尋ねをしていただければ確認はできると認識しております。

あと、そのカードについて、個人が特定ができないのではないかという御質問もあったかと思いますけれども、カードには一連の番号を付番してお配りする予定にしております、すべての方に対してですね。ですので、万が一カードを紛失された場合、届出をしていただくと、すぐ利用をストップできます。その際、紛失したカードが残高が幾ら残っているかというのは事務局のほうで確認できますので、新たに発行する際は、残りの残高分をカードに入れた形で再発行という形で、カードと個人とは確認ができるように、そういう仕組みになっているところでございます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） ここで、皆さんにお諮りします。昼食のため暫時休憩したいと思います。よろしいでしょうか。午後は1時15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

-----○-----

日程第11 議案第39号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第11、議案第39号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億8,704万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費負担金及び、それに伴う国からの補助金でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、制度改正に伴い改修いたします各種システムに対応するために必要な事務費等の補正が主なものでございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページを御覧ください。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節10 需用費3万9,000円の増は、標準化システムに対応した資格確認書発行のための専用台紙の印刷製本費でございます。節18 負担金、補助及び交付金113万3,000円の増は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修負担金でございます。項2 徴税費、目1 税課徴収費、節10 需用費1万1,000円の増は、先ほどと同様、標準化システムに対応した納付書等の印刷製本費でございます。

款4 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、社会補償・税番号制度システム整備費等補助金の確定に伴う財源変更でございます。

款8 予備費2万6,000円の減は、財源の調整でございます。

以上で歳出を終わりまして、次に歳入を御説明いたします。6ページを御覧ください。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金は、合計で117万8,000円でございますが、歳出で御説明いたしました事業費に対する国庫補助金でございます。

款6 繰入金、目1 一般会計繰入金5万円の増は、歳出の款1 総務費の事務費分に対しまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第12 議案第40号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算

（第2号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第12、議案第40号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,276万9,000円とするものでございます。

補正の主なものは、大崎町地域包括支援センターの業務委託料及び介護保険料の過年度還付金の増額補正でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

補正予算書の6ページ及び7ページをお開きください。

はじめに、7ページの歳出から御説明いたします。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費、節12委託料118万8,000円の増は、地域包括支援センター運営事業における事業費の見直しに伴う増でございます。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金252万1,000円の増は、65歳以上の第1号被保険者介護保険料の過年度分の還付金のうち、適用除外者等に対する還付金の今後を見込みまして増額するものでございます。

次に、6ページの歳入を御説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金46万3,000円の増と、次の款5県支出金、項2県補助金、目2地域支援事業交付金23万1,000円の増は、歳出で説明いたしました地域支援事業費の増額に係る国及び県の補

助相当分でございます。

款8繰越金、目1繰越金301万5,000円の増は、財源調整でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第13 議案第41号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第13、議案第41号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、収益的収入の予定額を1,941万7,000円増額し、2億4,775万円に、収益的支出の予定額を3,076万8,000円増額し、2億4,170万6,000円とするものでございます。

補正内容としましては、4月の定期異動に伴います人件費と、施設の維持管理に係る修繕費が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

補正予算の1ページをお願いします。今回の補正は、第2条に記載しておりますとおり、収益的収入及び支出に係る補正でございますが、収入、第1款水道事業収益を1,941万7,000円増額し、2億4,775万円とし、支出、第1款水道事業費を3,076万8,000円増額し、2億4,170万6,000円とするものでございます。

補正の主な要因は、支出が人事異動及び職員による夜間の本管漏水調査に係る人件費と施設の修繕費が主なもので、収入は落雷による設備の修繕に係る水道機器設備損害保険金収入の補正増でございます。

なお、第3条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費について記載されておりますが、今回の人事費に係る補正予定額が83万8,000円であ

ることから補正するものでございます。

次に、補正の内訳につきまして御説明いたしますので、10ページの補正予算参考資料をお願いします。

支出から、要因ごとに御説明いたします。

まず、4月の定期異動に係る人件費の補正として、目3総係費、節1給料を26万7,000円、節2手当22万4,000円の合計49万1,000円を計上しております。

次に、職員による夜間の本管漏水調査に係る人件費として、目1原水及び浄水費、節4報酬で、会計年度任用職員1名分の16万8,000円と、目2配水及び給水費、節2手当で、職員2名分の時間外手当として17万9,000円を計上しております。これにより、人件費の補正は定期異動分と合わせて83万8,000円となります。

次に、修繕費でございますが、落雷や経年劣化による修繕費を、水源地関係は目1原水及び上水費、節18修繕費に590万3,000円を計上し、配水池関係は目2配水及び給水費、節18修繕費に2,343万9,000円を計上し、修繕費合計で2,934万2,000円の計上でございます。このうち、落雷被害に係る修繕費が合計で1,941万8,000円で、その他経年劣化による修繕費が992万4,000円を、これまでの実績と今後の見込みを考慮し、計上したものでございます。

次に、目2配水及び給水費、節2賃借料58万8,000円の補正でございますが、水源地や配水池の稼働状況や異常警報を事務所内の監視システムで監視していますが、事務所以外の現場でも把握できるよう水道課工務係2名がタブレットの貸与を帶びておりますが、タブレットを使用する際のモバイル回線利用料等の補正でございます。

次に、収入ですが、先ほど説明しました落雷被害の修繕費に係る損害保険の保険金収入を、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3雑収益、節2その他雑収益に1,941万7,000円を計上しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、2ページ以降に補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、給与費明細書及び予定貸借対照表が添付してございますので御参照くださいますようお願いします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第14 議案第42号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第14、議案第42号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、収益的収入の予定額を35万8,000円増額し、2億428万5,000円に、資本的支出の予定額を700万円増額し、1億4,197万6,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、4月の定期異動に伴います給料等と汚水管の建設工事による補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、4月の定期異動に伴います給料等と、汚水管建設工事に係る工事請負費の補正が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第2条の収益的収入及び支出のうち、収入、第1款水道事業費用、第1項営業費用を35万8,000円増額し、2億428万5,000円とするものでございます。この内訳は8ページの参考資料に記載しておりますが、4月の定期異動に伴います給料の増額15万8,000円と、水道使用料及び督促納付書の印刷製本費の増額20万円でございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出のうち、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を700万円増額し、1億4,197万6,000円にするものでございます。この内容も、同じく8ページの参考資料に記載しておりますが、丸尾地区枝線建設工事に係る工事請負費700万円の増額でございます。また、今回の資本的支出の補正により資本的収入額が資本摘要額に不足する額も700万円増額することになりますので、不足分の補填額の内訳も、第3条に記載のとおり補正するものでございます。

2ページをお願いします。第4条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費について記載してございますが、今回の職員給与の補正に伴い補正する

ものでございます。

なお、3ページから7ページにかけて、予算説明書といたしまして補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を添付してございますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第15 議案第43号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、議案第43号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

オオサキポイント事業特別会計予算でございますが、予算総額は6億9,167万円でございます。本事業は、住民の健康、経済の地域内循環、デジタルデバイド情報格差対策などの課題解決を目指し、これまで紙で発行していた地域応援商品券をデジタル地域通貨に移行するもので、健康促進ポイントとデジタル地域通貨を連携させ、住民の皆様が健康で生き生きと暮らし、地域経済が活性化する仕組みを構築することを目的とするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○商工観光課長（上野明仁君） それでは、オオサキポイント事業特別会計の主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の7ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費は2,165万円を計上いたしました。節1報酬から節8旅費までは、会計年度任用職員に係る人件費でございます。節10需用費261万3,000円の主なものは、のぼり旗や広告チラシなどの印刷製本費であります。節11役務費1,598万7,000円の主なものは、地域通貨利用手数料はチャージ手数料でございます。節12委託料193万円は、町内の事業者向けのサポートや本事業の導入促進業務を商工会に

お願いするものでございます。

款2 地域通貨事業費、項1 地域通貨事業費、節7 報償費 6億7,002万円は、地域通貨オオサキポイントの利用のあった町内の事業者へ支出するものでございます。

以上で歳出を終わりまして、次に歳入を御説明しますので6ページをお願いいたします。

款1 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金は1億3,964万8,000円を計上いたしました。目2 ふるさと応援基金繰入金は8,002万円を計上しております。

款2 諸収入、項2 雜入、目1 地域通貨チャージ料に4億7,200万円を見込んで計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、8ページ行こうに給与費明細書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○1番（藤田香澄議員） 歳出のオオサキポイント利用料と、これは歳入のほうにも関わってくるんですけれども、この利用料の算出はどのように、何件または何人が3月までのどのくらい使うということを算出して出された数字でしょうか。

○商工振興課長（上野明仁君） オオサキポイント利用料ですけれども、内訳につきましては地域応援ポイント発行事業、1人に1万円発行しますので1万1,800人掛ける1万円で1億1,800万円、それと、あと地域活性化ポイントチャージといたしまして、1人当たり5万円を上限としてチャージできるものでございます。積算につきましては、人口1万1,800人が5万円チャージした場合、その1.1%の約8割の方々がチャージした場合に、チャージがつくということでこちらのほうに5億1,000万円ほど積算しております。

あと、地域通貨導入ポイントに大崎町の公式アプリや健康アプリ、地域通貨のアプリを導入した場合に、1人3,000ポイントを付与するということで積算して、そのほか健康促進ウォーキングポイント、それからスマートフォン購入促進ポイントを計画しております、合計で6億7,000万円ということにしております。

以上でございます。

○1番（藤田香澄議員） もう一度確認なんですけれども、大崎町民がチャージする金額として想定されているのが1万2,000人の人口の8割が5万円を3月までに

チャージすると見込んで算出されたということですか。

○商工振興課長（上野明仁君） はい、そうです。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により、文教経済常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第44号 菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第16、議案第44号「菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、菱田中学校跡地残置物撤去等工事の請負契約に関するものでございます。令和7年6月議会定例会において議決をいただいた菱田中学校跡地にある残置物の撤去等工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、8月6日に指名委員会を開催いたしまして、設計額、工事内容等を考慮し、町内の工事実績のある建設業者格付け建築Aを有する3者及び鹿児島県建設工事入札参加資格者格付け建築Aを有する志布志市内の業者2者を選定いたしました。その後、8月20日に入札を執行し、入札の結果、久徳建設株式会社が落札し、同日、仮契約を締結したところでございます。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明申し上げます。

1、契約の目的は、菱田中学校跡地残置物撤去等工事でございます。

2、契約の内容は、既存部及び既存フェンス等の撤去でございます。

3、契約の金額は、1億1,880万円でございます。
4、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
5、契約の相手方は、鹿児島県曾於郡大崎町神領2156番地1、久徳建設株式会社、代表取締役、吉留祐介でございます。

なお、2枚目以降に参考資料として入札執行調書及び図面を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 確認をさせていただきます。本入札におきまして、菱田中学校跡地の処分の撤去について、いろいろ説明がありましたけども、杭の数について、188本、それとフェンスもろもろ、ブロック解体等が調書の中にあるんですが、これについて見積もりをいただき、入札をされたということでよろしいですか。確認いたします。

○建設課長（美戸博明君） 見積もりにつきましては、議員のおっしゃったとおり、そのまま188本と残置物の花壇等の撤去等で見積もりをしてございます。

以上です。

○10番（中山美幸議員） 前回の議会で、本案のおおよその予算、これは議決したわけですが、説明の折に支柱埋設の杭については減少する可能性があるというような説明も受けております。今後の工事実行においてそういうことがあり得るか、あり得ないのか確認いたします。

○建設課長（美戸博明君） 杭の本数につきましては、今後、建設する上で撤去が不用になるものがあり得るということで御理解いただきたいと思います。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 私は先ほど確認しましたように、この見積もりは188本ですね。それと、付随するフェンス、ブロック塀等々、花壇そういったものも含まれますが、先ほど確認しましたところ、本数は減少する可能性が含まれるということなんです。そうした場合に、見積もり調書によりますと、188で確定されております。ということは、この見積金額1億1,880万円の算定根拠が不明瞭な金額になってくると思うんですが、是非、こういった不明瞭なことを議決されないように、同僚議員の方々の反対を希望いたします。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） まず、反対討論がありました。次に、賛成討論はありませんでしょうか。

○4番（富重幸博議員） 私は先ほど全協でもトライアルの希望が188本、この杭を抜くということで設計がなされた。その後、先ほどの説明の中で、工事をする中で抜かなくてもよいのが出てくるということでの可能性もお話をあったところです。その場合には、やはり工事の変更契約、そして事務的には変更契約のための伺い、そして金額より実際の経費の積算が再度なされた形で変更契約の議案をまた議決するという流れになるのかなと想定しておるところでございます。

そのようなことを考えると、地下に埋設されたものに対して、不可抗力といいますか、フェンス際とかそういうものもあり得ると。そういう形で行けば執行部のほうでも予算の有効活用と、実際に本数の変更に伴う資料をしっかりと整理していくだいて、この次に変更契約があるということでのお話を受けております。そのような流れであれば、この場合は賛成という形で私は考えております。

○11番（鷲東慎一議員） 議事進行です。

今、富重議員が賛成討論をされましたけども、そこについて疑義があるので確認したいのですが、その部分の動議を出させていただきたいと思いますがよろしいですか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後1時45分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。富重議員、説明をよろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、議案第44号「菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について」の採決をいたします。

これは起立採決します。

議案第44号「菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について」、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

したがって、議案第44号「菱田中学校跡地残置物撤去等工事請負契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第45号 中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第17、議案第45号「中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、中央分団消防詰所新築工事の請負契約に関するものでございます。中央分団詰所は、昭和54年に建設され、築45年が経過しております。また、令和6年8月8日に発生した地震により被害を受けたことから、公共施設の適切な維持管理及び地域防災力の強化を図るために消防詰所新築工事に係る請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条令第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、7月24日に指名委員会を開催いたしまして、設計額、工事内容等を考慮し、町内の工事実績のある建設業者格付け建築Aを有する3者及び鹿児島県建設工事入札参加資格者格付け建築Aを有する志布志市内の業者2者を選定いたしました。その後、8月20日に入札を執行し、入札の結果、株式会社村岡工務店が落札し、同日仮契約を締結したところでございます。

以上が経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明申し上げます。

1、契約の目的は、中央分団消防詰所新築工事でございます。

2、契約の内容は、木造平屋建て、延べ床面積248.18平方メートルでございます。

3、契約の金額は、1億1,440万円でございます。

4、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

5、契約の相手方は、鹿児島県曾於郡大崎町野方4647番地、株式会社村岡工務店、代表取締役、村岡博文でございます。

なお、2枚目以降に、参考資料として入札執行調書及び平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第45号「中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結につい

て」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号「中央分団消防詰所新築工事請負契約の締結について」は可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第46号 大崎町立小中学校GIGAスクール構想第2期対応端末の購入契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第18、議案第46号「大崎町立小中学校GIGAスクール構想第2期対応端末の購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、本町の小中学校において国のGIGAスクール構想第2期に基づき、令和2年度に整備した児童・生徒1人1台の端末を更新するために、GIGAスクール構想第2期対応の端末を購入するものであります。この購入契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条令第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） それでは、議案書に添って御説明いたします。

議案第46号、大崎町立小中学校GIGAスクール構想第2期対応端末の購入契約の締結についてでございます。

1、契約の目的は、大崎町立小中学校GIGAスクール構想第2期対応端末の購入でございます。

2、契約の内容は、児童・生徒用iPad A16、Wi-Fiプラスセルラーモデル880台。教職員用iPad A16、Wi-Fiプラスセルラーモデル108台でございます。いずれもキーボード一体ケース、設定導入作業、端末管理・保守、学習支援システム等を含みます。

3、契約の金額は9,262万2,644円でございます。

4、契約の方法は、県の共同調達による購入であるために随意契約でございます。

5、契約の相手方は、鹿児島県鹿屋市朝日町10番6号、ビコウJAPAN株式会社デジタルサービス営業本部鹿児島支店、鹿児島第二営業部部長、中山文彦でございます。

なお、2枚目に、参考資料といたしまして見積もり執行調書を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第46号「大崎町立小中学校G I G Aスクール構想第2期対応端末の購入契約の締結について」は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号「大崎町立小中学校G I G Aスクール構想第2期対応端末の購入契約の締結について」は可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第47号 大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第19、議案第47号「大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、大崎町総合体育館の大規模改修による空調設備等の新設に伴い、使用料及び照明料の見直し、並びに冷暖房料を新設するため、大崎町総合体育館の設置及

び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○社会教育課長（西竹信也君） それでは、議案第47号について御説明いたします。

今回の改正は、総合体育館の大規模改修に伴い空調設備等が新たに設置されることから、当該設備等に係る料金について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書3ページめくっていただきまして新旧対照表で御説明いたします。右側が現行、左側が改正案で、左側のアンダーラインの箇所が改正箇所でございます。

まず、第7条でございますが、こちらは使用料の納入に係る規定でございます。これまで現金で前納としていたものを、使用前に納入に改めるものでございます。これは、施設予約管理システムやキャッシュレス決済の導入に伴いまして支払い方法が追加されることを想定したものでございます。

次に、別表第7条関係でございますが、別表の全部を改正するものでございます。改正案の別表中、左の使用区分に従いまして、使用料、照明使用料、冷暖房料を定めるものでございます。

はじめに、占用使用の使用料についてでございますが、これまで午前、午後、夜間の時間帯ごとの金額としておりましたが、近隣の自治体の単価等を参考に、それぞれ1時間当たりの単価へ改めております。使用者が入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツに使用する場合の児童・生徒の使用料を1時間当たり660円、上記以外の者を990円、文化的催し物に使用する場合を1,200円としております。次のページをお願いします。そのほかの場合を2,400円としております。

使用者が入場料を徴収する場合で、アマチュアスポーツに使用する場合を2,400円、文化的催し物に使用する場合を3,600円、そのほかの場合を7,200円としております。

前のページに戻っていただきまして、次に照明使用料についてでございますが、照明使用料につきましても、近隣の自治体の単価を参考に、1時間当たりの単価を現行の「2,200円」から「900円」に見直しを行っております。

また、新たに冷暖房料を徴収するため、近隣自治体の単価や本設備の1時間当たりの使用電力等を勘案しまして、アリーナ部分を全部使用する場合、1時間当たり2,000円、観客席を全部使用する場合、1時間当たり1,000円、アリーナ部分を2分の1使用する場合、1時間当たり1,000円、次のページをお願いします、観客席を2分の1使用する場合、1時間当たり500円と規定するものでございます。

次に、占用使用の下の一部使用の使用料についてでございますが、卓球の上記以外のものを、現行の「110円」から「80円」に見直しております。バドミントンは児童・生徒を現行の「110円」から「60円」に見直しております。

次のページをお願いします。上記以外のものを「220円」から「90円」に見直しております。バレーボールは、新たに6人制と9人制を分けまして、6人制の区分を追加し、児童・生徒を現行の「220円」から「160円」に、上記以外の者を現行の「330円」から「240円」に見直しております。9人制につきましては現行のまま、変更はございません。

次に、一部使用の照明使用料についてでございますが、前のページに戻っていただきまして、バドミントンは、現行の「220円」から「80円」に見直しております。

次のページをお願いします。バレーボールは、現行の「440円」から、6人制は「220円」に、9人制は「300円」に見直しております。テニスは、現行の「440円」から、バレーボールの9人制と同じく「300円」としております。また、今回、バスケットボールの区分を新たに追加いたしまして、バスケットボールの使用料及び照明使用料は、使用する面積等を考慮し、テニスの1.5倍の単価として450円としております。

前のページに戻っていただきまして、次に、一部使用の冷暖房料についてでございます。卓球は、卓球台1台使用で1時間当たり100円、バドミントンは1面使用で1時間当たり160円としております。

次のページをお願いします。バレーボール6人制は、1面使用で1時間当たり500円、バレーボール9人制とテニスの1面使用で1時間当たり660円、バスケットボールは、1面使用で1時間当たり1,000円、会議室は1時間当たり300円としております。

また、トレーニング室につきましては、これまで1時間当たりの使用料として、児童・生徒1人当たり「50円」、上記以外の者を1人当たり「110円」としておりましたが、近隣の施設を参考に、使用料と暖房料を含めた1回の使用当たりの単価へ見直しまして、児童・生徒を1人当たり「200円」、上記以外の者を1人当たり「300円」としております。

次に、備考欄につきましては、第1項、第2項及び第3項につきましては、それぞれの用語の定義を規定しております。第4項は、使用時間の取扱いを定めております。第5項は、町外の方が施設を利用した場合の使用料の取扱いを規定するものでございます。

次のページをお願いします。第6項は、使用時間の取扱いを定めております。第

7項は、本条例で定める種目以外の種目や、そのほかの目的で使用する場合の使用料の取扱いを規定するものでございます。

最後に、議案書の3ページ目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 1点だけ確認させてください。

使用料のところに、特にトレーニングルームですが、使用者のところ、児童・生徒と書いてありますね。今まで児童、すなわち小学生についてはトレーニングルームは禁止だったんですけども、今、小学生でも体格によってはウエイトトレーニングをやったりしておりますが、これは、今回から本町のトレーニングルームは児童・生徒を認めるということで児童・生徒と記載してあるということでおろしいんでしょうか。

○社会教育課長（西竹信也君） これまで、条例の中では児童・生徒1人当たり50円ということで定めておりましたが、運用といたしましては、保護者同伴の場合のみ児童・生徒の利用を認めていたということで、今回も、保護者同伴であれば児童も利用ができると定めています。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○2番（草原正和議員） 冷暖房の使用料についてお伺いします。これは特別委員会等で輻射式ということで冷房、暖房にすごい時間がかかるのではないかという質問があったと思うんですけど、その場合、大会等、朝一使いたい場合は、改めて冷やしていくてくれるのか、暖めていくてくれるのかとあったと思うんですけど、急に使いたい、日中昼間に急に使いたい場合も1時間予約しても、館内が冷えるまでに大分時間がかかるのかなと思うんですけども、それは冷えてからの時間になるのか、予約していれば、その時間までに冷やしていくのを、まず1点目、お願ひします。

○社会教育課長（西竹信也君） 事前に連絡をいただければ、1時間ぐらい冷えるまでに時間がかかるということになっておりますので、事前に連絡をいただければ、予約していただいた時間からということですので、冷房を入れた時間は加味しないということでおろしいと思います。

○2番（草原正和議員） それについては、開場時間で予約をした場合には職員の方は1時間前からタイマー等で、スタート時間も前もってやってもらえるという認識でよろしいですか、それとも、冷やしていくもらいたい場合は、開場してから1時間

後、職員が来てから1時間後じゃないと予約が取れないという形になるのでしょうか。

○社会教育課長（西竹信也君） 急な予約につきましては、職員がその場でスイッチを入れてからになると思いますが、前もって言っていただければ1時間前から出勤してスイッチを入れるという形になると思います。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第47号「大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号「大崎町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第48号 大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第20、議案第48号「大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、災害その他非常時において給排水装置の復旧のために必要な工事事業者の確保のため、国土交通省の通知により所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

はじめに、改正の趣旨について御説明いたします。

今回の改正は、災害その他の非常時において宅内配管の復旧に携わる業者の確保のための改正でございます。令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する給排水管が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ家庭での断水が長期化しました。これは、宅内配管工事を行う地元の業者の数が不足していたことや、業者自身が被災したこと加え、様々な工事需要が集中したことにより宅内配管の業者の確保が困難な状況になったということが主な要因とされております。

このことを踏まえ、地元の給排水装置工事事業者の確保が困難であると判断されるときは、室内は移管を早期復旧するとともに、被災地における給排水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した給排水設置工事事業者による工事の実施を可能とすることにより宅内配管の復旧に対応する業者を確保するための改正でございます。

次に、条例の改正案に御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が改正箇所でございます。

新旧対照表の1ページ、第1条、第1条関係、大崎町水道事業給水条例の一部改正についてですが、第9条、工事の施工者には上水道の宅内配管の工事は、町長が指定した者が施工すると規定されておりますが、アンダーラインの但し書きを追加し、災害その他非常時の場合において町長が必要と認める場合は、他の市町村長が指定した業者が給水設置工事を行えるようにするものでございます。

次に、裏面の2ページ、第2条関係、大崎町公共下水道条例の一部改正についてでございますが、第8条、排水設置等の工事の実施には、公共下水道の宅内排水設備等の工事は町長の指定を受けた者でなければ行つてはならないと規定されておりますが、アンダーラインの但し書きを追加し、災害その他非常時の場合において、町長が必要と認める場合には、他の市町村長が指定した業者が排水設備等の工事を行えるようにするものでございます。

次に、施行日でございますが、条例案の附則で、交付の日から施行すると定めております。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第48号「大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号「大崎町水道事業給水条例及び大崎町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第49号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第21、議案第49号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、育児を行う職員の仕事と育児の両立を支援するため、部分休業制度の拡充、意

向確認の措置などの改正がされたことから、関係条例の規定を整理するため、大崎町職員の育児休業等に関する条例、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、大崎町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君）　御説明いたします。

本案は、国において、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を受けまして、本町においてもこの改正に基づき、大崎町職員の育児休業等に関する条例、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、大崎町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、部分休業の取得形態の追加、部分休業に係る対象年齢の拡大、仕事と育児の両立支援制度に係る情報提供等を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

まず、第1条関係でございます。大崎町職員の育児休業等に関する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

第1条は趣旨についての規定でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業の取得形態等に追加があったため、新たに規定を追加し、引用する必要があることから、現行の第19条第1項及び第2項を、第19条第1項から第3項まで、及び第5項に改めるものでございます。第19条は、部分休業をすることのできない職員の規定でございますが、現行の「及び勤務日ごとの勤務時間、定年前再任用短時間勤務職員等」を削除し、条文の明確化を図るための改正でございます。

第20条は、部分休業の承認の規定でございますが、第1項は、現行の「1日につき2時間を越えない範囲内で請求する部分休業」を、第1号部分休業に定義し、勤務時間の始め、または終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止するものでございます。

次に、2ページをお願いいたしまして、第20条第2項でございます。先ほど説明いたしました第1号部分休業に定義した改正による字句の修正でございまして、同じく、次の第3項につきましても「部分休業」を、「第1号部分休業」に改めるものでございます。第20条の2は新設する第2号部分休業の承認の規定でございますが、1年につき、条例で定める時間を越えない範囲内で請求する部分休業を第

2号部分休業と定義し、原則、1時間を単位として承認する規定でございます。

次に、3ページをお願いいたしまして、第20条の3でございます。部分休業の申出をしようとする職員の期間を定めた規定でございますが、第2号部分休業を申出する期間を年度単位とする規定でございます。第20条の4は、第2号部分休業の請求できる期間を定めた期間でございますが、職員が1年につき請求できる期間の上限を10日相当とする規定でございます。第20条の5は、部分休業の申出を変更できる規定でございますが、配偶者が負傷または疾病により入院したことなどの特別な事情が生じたことにより、子の養育に著しい支障が生じる場合に限り、内容の変更を認めることを可能とし、これを第3項変更と定義する規定でございます。第21条は、部分休業している職員の給与の取扱いの規定でございますが、部分休業の承認を受けて勤務しない場合には給与を減額する規定でございます。

次に、4ページをお願いいたしまして、第22条でございます。第22条は、部分休業の承認の取消し事由を定めた規定でございますが、先ほどの第20条の5で申し上げました特別の事情による第3項変更をした場合の承認の取消しをする規定でございます。

次に、5ページをお願いいたします。第2条関係でございます。大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を進めるため、国家公務員における対応等を踏まえ、仕事と育児の両立支援制度に関する周知の強化等を行うことにより、職員の仕事と育児の両立を支援するものでございます。第15条の3は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定でございますが、先ほど説明いたしました新たな規定の部分でございまして、妊娠または出産等についての申出があった場合において講じる措置の規定でございます。第1項第1号では、出生時両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号では出生時両立支援制度等の請求等に係る意向確認のための措置、第3号では子の心身の状況等に起因して子の出生の日以後に発生する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置の規定でございます。第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じる措置の規定でございます。第1項第1号では育児期両立支援制度等その他の事項を知らせるための措置、第2号では育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認のための措置でございます。

次に、6ページをお願いいたしまして、第3号でございます。第3号では子の心身の状況等に起因して発生する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認のための措置の規定でございます。第3項では、先ほど説明いたしました子の心身の状況等に起因して職業と家庭との両立の支障とな

る事情の職員に対して意向を確認した場合は、当該意向に配慮する規定でございます。第15条の4は、ただいま御説明いたしました新設された子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を追加したことにより条ずれを調整するもので、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定を、「第15条の3」から「第15条の4」に改め、勤務環境の整備に関する措置の規定を、「第15条の4」から「第15条の5」に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。第3条関係でございます。大崎町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例でございます。第12条は、給与の減額についての規定でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、部分休業制度において1年につき、条例で定める時間を越えない範囲内で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、部分休業の対象となる子の年齢を、小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとされており、本条例でも、現行の「3歳に満たない子」を「小学校就学前の始期に達するまでの子」に改め、「一部」を「全部または一部、2時間を越えない範囲内または1年につき、管理者が指定する期間を超えない範囲内に限る」に改めるものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第4条関係でございます。企業職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。第16条は、給与の減額についての規定でございますが、第3条と同様に、本条例の現行の「3歳に満たない子」を「小学校就学前の始期に達するまでの子」に改め、「一部」を「全部または一部、2時間を越えない範囲内または1年につき、管理者が指定する期間を超えない範囲内に限る」に改めるものでございます。

次に、議案書をお願いいたします。4ページをお願いいたします。附則でございますが、第1条、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。附則第2条は、大崎町職員の育児休業等に関する条例に係る経過措置に関する規定でございます。附則第3条は、大崎町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に係る経過措置に関する規定でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39

条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第49号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 陳情第1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情

日程第23 陳情第2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書

日程第24 陳情第3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書

○議長（吉原信雄議員） 日程第22、陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」、日程第23、陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」、日程第24、陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」、以上3件を議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので報告いたします。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でした。

-----○-----

散会 午後2時28分

第 2 号

9月10日(水)

令和7年第3回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月10日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名（3番、4番）

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 鶩東慎一
6番 稲留光晴	12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖弘	農林振興課長補佐	山野正昭
副町長	千歳史郎	建設課長	美戸博明
教育長	穂園正幸	農委事務局長	松元昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	川越龍一
総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久保健一朗
次長兼調査係長	上橋孝幸

次長兼議事係長 松 元 幸 紀
庶務係主任 西 ゆ か り

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、岡元修一議員及び4番、富重幸博議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は通告順により許可いたします。

まず、6番、稻留光晴議員の質問を許可いたします。

○6番（稻留光晴議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稻留です。通告書に基づき、質問をいたします。今回、私は3項目について質問をしたいと思います。

まず、初めに、本町の転入促進策についてであります。本町も、毎年、自然減で人口減少が続いております。いかにして転入者を増やしていくのか、転入促進の施策も、子育て世代支援など多種にわたり支援策も広がってきています。施策の中で環境配慮型定住住宅取得補助金制度があります。令和3年度は、転入増で人口が12名増えております。令和4年度実績では、補助金額は総額2,971万円で、人口増加が27名となっております。

それでは、令和5年度から現在までの実績を問いまして、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

定住住宅取得補助金の実績についての御質問でございます。令和5年度及び6年度につきましては、旧制度の環境配慮型定住住宅取得補助金実績の答弁とさせていただきますので御了承いただきたいと思います。

令和5年度が33件、うち、転入件数が13件で、人口の増加数は40人でございました。参考までに、この人口増加数40人のうち、15歳未満の人数は18人でございました。

次に、令和6年度の実績が35件、うち、転入件数が8件で、人口の増加数は22人でございました。また、人口増加数22人のうち、15歳未満の人数は7人でございました。

最後に、令和7年度が、年度途中でございますが本日現在で15件、うち、転入件数が5件で、人口の増加数は15人となっております。また、人口増加数15人のうち、15歳未満の人数は5人となっております。

令和5年度からの約2年6か月の合計で、実績83件、うち、転入件数が26件、人口の増加数は77人、人口増加数77人のうち、15歳未満の人数は30人となっております。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 今、町長からデータを答弁していただきました。

令和7年度から環境配慮型定住住宅取得補助金の名前は変わっているというようなことだったんですが、7年度は名称はどうなっておりますか。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

名称でございます。令和7年度から定住住宅取得補助金と改定をさせていただいております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 定住住宅取得補助金ですね。令和4年度の企画調整課の前の旧補助金額の実績の中でですねトータルの金額と、子育て世帯、町内業者、高齢者、あとは引越しと項目があって、これらの項目ごとに合計をした金額を補助金として貰えるような計算になっているんですが、引越し金の金額について、在住の人でも貰えると、中古住宅取得、あと新築の方があるんですが、これは在住の方でも引越し金が貰えると、中古購入、新築ということで、転入者だけではないということなんですが、在住の方でも中古住宅を買って住む、あと新築を造った方でも住むというのが、ちょっと私は引越し金として実績の中に含んでいるんですが、この内容を示してください。

○企画調整課長（渡邊正一君） 御質問のとおり、対象になっております。町内からの転居につきましても25万円ということで引越し金加算金がございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 旧補助金制度は最高が10万円、6年までですね10万円と5万円になっておりまして、転入された方でもですね町外から転入をされてきた人が中古住宅購入でも引越し金が対象になっていない方が実績の中でいらっしゃるんですが、これはどういうことですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） お答えいたします。

ただいま、令和4年度の表と申しますか、そちらのほうが手元にございませんので明確な答弁とはなりませんけれども、こちらの補助金につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、引越し金につきましても、中古住宅につきましても対象

となっております。

参考までに、旧制度、令和4年度のものにつきましては、町内転居の引越加算金が、町内からであれば5万円、町外からであれば10万円という制度でございました。これが改正をいたしまして、ただいまの令和7年度からの制度といたしましては、町内からの転居が25万円、町外からの転入が50万円と、制度のほうを改正しております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 令和4年度の実績を見ているんですが、これらの合計で補助金額が年度で出しているんですが、新しい定住住宅になって、基本補助金、子育て世代、町内業者、断熱、引越祝いということで新しい制度に名前が変わった後のこれらの金額を教えてください。

○企画政策課長（渡邊正一君） 現行制度の補助の内訳でございます。補助基本額といたしまして、1世帯につき200万円。それから、加算金といたしまして、子育て世帯加算金、これが義務教育終了前の子がお一人の場合は50万円、それから義務教育終了前の子がお二人以上の場合、100万円になります。それから、別に町内業者施工加算金がございまして、こちらについては1世帯につき150万円の加算となっており、先ほど申しました引越祝い加算金がございまして、町内からの転居が25万円、それから町外からの転入が50万円となっております。すべて満たした場合が最大500万円となるものでございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） もう1点、高断熱というのがあるんですが、それは今回あるんですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） こちらの高断熱の加算につきましては、令和6年度までの環境配慮型の部分の補助金につきましては該当がありました。ただし、令和7年度から改正をさせていただきまして、現行の制度では、家屋の建築において、そういう環境に配慮することという部分が標準化されたものですから、令和7年度からはこの加算金については該当がないようになっているものでございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 該当はないと、標準化されて。ということは、7年度からの部分は標準化されて、該当のあるやつとないやつとそこ辺がよくわからないので説明をお願いします。

○企画政策課長（渡邊正一君） 答弁が明確でなくて大変恐縮でございます。令和7年度の新しい制度につきましては、環境配慮型に対する加算金は制度がないということでございます。先ほど答弁しましたことと重複いたしますが、家屋の建築におい

て、そういう環境に配慮することという部分が法制化されたものですから、補助金においても、これが標準化されるということで加算金という形では制度化しておりません。その分、若者等のマイホーム取得が物価高騰等の関係で、今、困難な状況になっていることから、総体の最大額を500万円に引き上げさせた改正内容となっております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 先ほど、町長のほうからデータをいただいて、令和5年度が人口増加が40人、令和6年が22人、令和7年度は途中で15人ということあります。やはり社会減ですよね、転入・転出ありますが。転入者を増やすための問題点についてお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 自然減と社会減があって、社会増減の中ではこういった住宅政策を通して、本町の人口が転出するところはある程度抑制されて効いていると捉えておりまして、令和7年度の現時点においては、大崎町民の転入と転出を比較すると、プラス5人になっているという状況であります。そういう住宅政策の効果も出てきているのかなと把握していることと、それから仕事があるということが非常に大切でありますので、そういう面で企業誘致に取り組んできたり、これからもそういうところを努力していくわけでありますけども、そういうところが主な要因ではないのかなと思います。

○6番（稻留光晴議員） やはり働く場所の確保が重要だというふうに私も思います。移住者の定着率といいますか、やはり長く住んでほしいというのがあります、定着率についてはどういうお考えを持っていらっしゃいますか。

○町長（東 靖弘君） 外部から大崎町に転入された方が、仕事を通して何名ぐらい定着されておられるか、5年以上なのか、10年以上なのか、そういう定着率という面ではデータを把握していないところであります。

○6番（稻留光晴議員） データを把握されていないということですね。新しい家を造って、町の補助金を受けて何年、都城市の補助金制度を見ますと、今は敷居が高くなつたという話を聞いておりますが、お金をいただくのは5年以上定着して市内で仕事をされている人という条件が付いておつたような気がいたします。この制度をですね、中古住宅、新築住宅で大崎町のほうが補助金がいっぱいいただけるから、大崎町のほうに転入してきた方もいらっしゃるわけですね。定着するかしないかわかりませんけど、仕事を持つていらっしゃってずっと住むんだと、5年住まないと最終段階で補助金の総額は補償できないよとか、そういうことも必要なのかなと思うんですが、そういうお考えはどうですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） 定着に関する御質問でございました。

今、現行制度の定住住宅取得補助事業でございますが、御参考までに、引き続き大崎町に5年以上居住する意志があることという制限は設けさせていただいておりますので、こちらの補助金を活用する際には、当然のことながら5年以上は居住していただくものだという前提で補助をさせていただいております。

また、そのほか、居住地の自治公民館に加入することという要件も付けているところでございまして、こちらのほうも遵守をしていただいていると認識を持っております。

そのほかの要因といたしましては、先ほど町長のほうから答弁がございましたように、そのほかの情報としては捕捉をしていないというところでございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） これは補助金申請をもらうに当たって確約文書でサインを、誓約書等を町のほうはもらっていると思うんですが。今までの中で、5年以内に転居されたとかそういう方はいらっしゃらないんでしょうね。支給金額はどの時点で、この補助金は転入された方にお支払いをするんですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） 金額の確定の時期の御質問でございます。

対象者の方々の皆様から、企画政策課の窓口に補助金申請書を提出していただきます。その際に、実際にかかった費用、例えば契約書とか、そういった書類等を合わせて提出をしていただきます。その際に、一旦、申請書を受理して、住所要件、それから世帯内の家族の構成、それから建築費用等といったものを課内のほうで審査をさせていただいて、最終的に決裁終了時に金額が確定するといったところでございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 町のほうでは決裁ですね、申請が終わる。あとは転入者等の新築であれば建築確認書等を確認して、家が完成した時点なのか。そこをお尋ねなんですが、いつの時点で審査をして、審査後、何日後、そういった支払期日というのはあるんですか。

○企画政策課長（渡邊正一君） まず、住宅そのものの要件といたしまして、登記をしていただく必要がございます。当然のことながら登記をしていただいて、その後に町のほうに申請をしていただくというのが、まず1つございます。

それから、先ほど答弁いたしましたように、住居物件について、取得した住宅情報について申請をしていただくというわけですが、申請後、おおむね1か月以内には支払うようにしております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） わかりました。

やはり社会減少に対してはこういった手当ができるところからですね、ホームページ等で本町のこういった補助金があるということで広報等も大いに利用していたい人口増加を増やしていただきたいと考えます。1番目は一応これで終わります。

2番目について入りたいと思います。国保税についてです。令和5年度から国保税算定方式が、4方式から3方式に移行となりました。現在までの各年度の調定額での保険税納入状況、収納率、滞納推移はどうなっているかをお答えください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和5年度から7年度までの保険税の課税ベースと納入金額、収納率、そして滞納推移はどうなっているかということですが、現年度分課税における調停額、収入済額、収入率、収入未済額を、令和5年度、令和6年度、令和7年度の順に申し上げます。

まず、令和5年度ですが、調定額2億5,469万2,000円、収入済額2億4,432万9,876円、収入率95.9%、収入未済額1,037万624円です。

次に、令和6年度ですが、調定額2億3,101万1,150円、収入済額2億1,959万2,224円、収入率95.1%、収入未済額1,153万2,726円です。

最後に、令和7年度は、年度途中のため8月末現在の状況になりますが、調定額2億4,920万8,360円、収入済額9,553万6,286円、収入率38.3%、収入未済額1億5,367万2,074円という形で推移しております。

全体的に収入済額は減少傾向であります。また、収入率につきましては改善傾向ではございますが、目標としている収入率には届いていないところでございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 令和5年、6年、収入率が95%、目標としている収納率には届いてない状況というところで説明をください。

○税務課長（谷迫利弘君） お尋ねの、目標としている収入率に届いてない理由という御質問だと思いますが、これについては、目標は96%なんですけれども。

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○税務課長（谷迫利弘君） 申し訳ありません。

保険税の課税については、所得階層の低い方が多いということもありまして、賦課に対する納付が難しい人たちが多いというのが大きいところかと考えております。以上です。

○6番（稻留光晴議員） 次に、質問を変えたいと思います。

国保の被保険者が75歳以上になって、後期高齢者の方に移ると。団塊の世代といわれる様子ですね、2025年度はそういうふうにいわれるんですが、一番被保険者が多かった方が後期の方に移られて、国保の被保険者の減少に伴って歳入のほうも減になるんですが、被保険者の減少というのが一番多いんですね、何人減少して、どのくらいの減となっていますか。

○税務課長（谷迫利弘君） 被保険者数の減ということですけれども、令和7年度の現在の被保険者数、これは7月現在でございますが、2,891名。1年前の令和6年度の実績で申しますと、2,946名でございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 令和7年度はまだ途中ですよね、ですから今年が一番減る人数は増えていますか。令和5年から、5、6、7とすれば。

○税務課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

被保険者数は年を重ねるごとに減少しております。理由は、先ほどもありましたように団塊世代の国保の方が後期高齢者医療保険に移行したというのが一番大きな要因でございます。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 減少に伴って歳入減なんですが、先ほどお聞きした調停額も減っているということですね。

○税務課長（谷迫利弘君） はい、そういうことになります。

○6番（稻留光晴議員） 歳入の減にしても、収納率の低下と納入状況が悪くなる。その中で県のほうから保険者に対してこれだけ支払ってくれという方式になっているんですが、歳入減の場合の対策というのはどういう状況になっていますか。

○税務課長（谷迫利弘君） この保険税は、県に納入する事業費納付金というものの財源になっております。ここの財源を確保するために必要な、税が一番メインになるんですけれども、これを確保するために必要な税率を定めて、今運営しております。不足したときの要因としては、今、国保の基金がございます、その取り崩しになろうかと思っております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 繰り入れをやることですが、国保税について私はお尋ねしているんですが、75歳以上になると国保から後期高齢者への移行で、団塊の

世代の方が後期のほうになられますと後期高齢者医療保険料を払うわけですね。国保の会計が減になった分だけ75歳以上が増えて、後期高齢者医療保険料が増えると。これは国保会計の減少イコール後期高齢者も増えた分と。端的にイコールではないですよね。そこあたりを説明してください。

○税務課長（谷迫利弘君） そうですね、それだけはないと考えています。ほかにも要件といたしまして、社会保険への加入要件が緩和されてまいりました。例えば短時間労働者については、従業員数がかっては501人以上という要件があったんすけれども、今現在では51人以上とか、労働時間についても週20時間以上というような感じで要件が緩和されてきて、社保への加入が増える。したがいまして、国保の被保険者が減るということで、保険税としての調定も減っていくというのも1つの要因であろうと考えております。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 了解いたしました。

それでは、最後の、介護保険についてお尋ねをしたいと思います。南日本新聞の8月31日付にですね「介護保険持続97%危惧」というふうな文字があるんですが、全国自治体のアンケートを共同通信社がやっておりまして、本町では町長はどういうふうにお答えされたのか、認識をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

8月31日の南日本新聞に掲載されました共同通信社アンケートについての御質問でございますが、本町でも、大半の自治体同様、介護保険サービスの提供体制の持続については危機感をある程度感じていると回答しております。その理由としましては、本町の高齢者数はピークを過ぎたものの、団塊の世代が後期高齢者に移行したことにより、介護サービスの事業は当面高い水準で推移することが見込まれる中、他の職種と同様に、介護サービス事業所においても人材不足が生じていることから、支え手が不足するという危機感を感じているためであります。そのため、介護事業所の撤退も危惧されますが、既に小規模多機能型の介護事業所が、昨年度閉鎖しております。また、公費保険料、利用者負担のいずれかに引き上げに関する質問につきましては、容易に回答すべき内容ではないと感じたため回答を控えさせていただきました。町としましては、今後も国の動向に注視しながら、制度を維持するためには必要な支援策について研究する必要があると感じております。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 介護サービスの費用に対してどういうふうな負担軽減というか、介護サービスの費用は一番には利用者負担、40歳以上が支払う保険料、国と地方の公費、税で賄っている。公費や保険料の負担、利用者負担のいずれかの引き

上げを検討すべきだというのが40%あるんですが、町長はどの負担をしたほうがいいかと、私は聞き取れなかつたのでお願ひします。

○町長（東 靖弘君） 詳細につきましては、担当課長のほうで説明させていただきます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今の御質問でございますが、公費保険料、利用者負担のいずれかの引き上げに関する質問でございますが、我々としてもどれが妥当性があるのかというのではなくて回答しづらいということで、明確にどれを上げるべきと答えていないところです。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 明確にできないという中でですね検討を求める市町に優先的な施策を2つまで尋ねると、国の負担割合の引き上げが84%と、最も多い。利用者負担による3割の対象額が予算に乗せる、利用者負担を原則2割に引き上げるというのが12%というようなことですが、今私が申しましたこれには全然お答えにならなかつたということですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） はい、そういうことになります。どちらとも言えないという項目がございまして、回答させていただいております。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 84%の自治体の長の方がですね84%は国の負担の引き上げを求めているんですが、どちらとも言えないとはつきりされていないというのも私はどうかなと。住民からしてみれば、住民の負担も増やしたくない。国の動向というのを言われましたけど、そこへんははつきりアンケートに答えられるべきじゃないのかなと私は思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今、公費、保険料、利用者負担ということですが、当然、保険料、利用者負担というのは住民の皆様に直接影響があるものですし、公費といいましても、最終的には何らかの財源を国が得るということは、我々の税金にも関係することだということでしたので、現時点ではどれがいいという判断ができたといったところが今のお答えの理由でございます。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） この中でですね外国人の介護スタッフが欠かせない貴重な存在となつてあるんですが、これはどうお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 少子高齢化の進行に伴つて介護人材の確保が喫緊の課題となつてゐるということで、特に2025年問題を迎えて団塊の世代が後期高齢者となることで、介護サービスの事業はさらに今後増加することが見込まれております。このような中、鹿児島県内においては介護職員の有効求人倍率は高水準で推移し

ていて、慢性的な人材不足が続いているものと認識しております。こうした状況を踏まえ、外国人介護人材は地域の介護現場を支える貴重な存在となるものと認識しております。

なお、本町の介護現場においても、3年ほど前から外国人の介護スタッフを入れた施設が2つあることを確認しております。

以上でございます。

○6番（稻留光晴議員） 本町では600人近い外国人の方がいらっしゃいますが、どこの施設も介護スタッフの方が人材不足というところに陥っているというようなことですね。それとまた、次の質問になるんですが、訪問介護サービスの基本報酬を下げたわけですね、これも何年か前にも介護報酬について質問をしておりますが、この新聞記事の中にですね訪問介護サービス基本報酬が下がったことに対して理解ができないというアンケートの中で、理解できないとの回答は75%に上がったとの記事に対しては町長はどのようにお考えですか。

○町長（東 靖弘君） 具体的な数字でありますので、担当課長のほうで答弁させてもらいます。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 今おっしゃるように、訪問介護サービスの基本報酬が下がったことにつきましては、我々としてもなかなか厳しい話ではあるなというふうには受け止めておりますので、そういった意味ではそういった対策を講じてほしいと考えているということでございます。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 本町でも、2箇所、外国の方のスタッフがいるということで、実態といいますか、こういった訪問介護の方の訪問介護サービス基本報酬が下がるということは、ヘルパーさんの報酬も当然、減になるというところから、ますます人手不足を助長しているというように考えますが、いかがですか。この対策、どうしたらいいのか、わかる範囲でお答えください。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 外国人の労働者につきましては、今現在は施設型のサービス事業所において勤務していただいております。というのも、やはり、まだ訪問サービス等に外国人が参入するのはなかなか厳しい状態でございまして、そういう意味では、今後、外国人もヘルパー事業とかに参入していただくような取組というのも今後必要なかなと感じているのが1点と、ヘルパーの事業所について、報酬が下がっているということなんですが、ある事業所にも御意見を聞いてみたんですが、やはり必要なことですので、ヘルパーさん自体の賃金等については、なるべく確保できるように賃上げをやりながら、赤字経営にはなるかもしれないんだけれども、保っていけるように努力はしているということでした、事業所においては。

我々としては、そういう事業所を、今後継続できるような支援策を今後勉強していかないといけないと考えているところです。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） 最後にお尋ねしたいんですが、この記事の中にですね都市部と地方の訪問介護の違いについて、訪問介護は地方はですね1軒、1軒訪ねるケース、あと、都市部はサービス付き高齢者向け住宅などに入居している複数の高齢者を短時間で廻れるケース。それによってやはり経営効率に差が出ているということで、国は都市部のほうは基本報酬の引き上げを、収益があるから引き下げるんだというようにいっているんですが、地方は逆に、1軒、1軒の移動に時間がかかる、また、1時間だった時間も45分に短縮されるとかいうようなことがあって、施設に入る報酬が下がって、ヘルパーの方への給与というのも、なかなか一般的な給与体系より大分低いという状況がありますが、今答弁を聞いても、なかなかそこへんでは施設内の実態というのはわかりづらいという面もあるんですが、あと10年しますと私なんかも介護状態になって在宅にヘルパーさんを頼むとか、実際そうなる年齢になってきているんですね。ですから、なかなかそういったところは人手不足とかそういうのが目に見えて、今の現状を考えますとそういったところも町としても何とかせないかんというように思います。

町長に質問ですが、在宅で永く生活するというのが理想なんですが、そこへんでは先のことはわかりませんが、今、私が申し上げましたようなそういった、自分もその年代になってきている状況を見てですね、今のこういった介護サービスということについての最後にお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 自分も高齢者でありますけれども、介護保険制度がスタートした2012年だったと思いますけど、スタートした当時、高齢者はどんどん増えていく、要支援・要介護者が増えていく中で家庭で介護する負担が非常に多いということもあって、この制度はスタートしてまいりました。

先ほどもありましたけれども、介護保険全体が国が50%であって、県と町が25%する、あと残りを1号被保険者、2号被保険者という形で保険料を負担するという仕組みでスタートしたところなんですけれども、国や町という割合ではなくて、被保険者の負担割合がどんどん高くなっているという現状で進んでいると思っています。介護保険も実際、認定者等に対しての負担といいましょうか、介護者を負担する上についても10%となっておりますので、こういったところも引き上げをといったことが論議されていることも承知しております。負担の部分は非常に厳しい状況がって、いろいろ制度的にも改正されていくのかと思います。

また、先ほど出ましたように、施設入所者に対する支援する人たちの職員の人数

といったところも、なかなかそこに就労する人々が少なくなってきたていると。募集も問題もありましたけれども、国の制度としては改正したこともありますけれども、なかなかそこに就労する人たちが少なくなってきていて、そしてかつ、今現在、外国人の方々がそういった学びをしているという状況であって、人生の中の後期高齢期に対する、こういった制度上の運営はなかなか厳しい境遇に立っていると認識しております。

その中で、より高齢期を健康で過ごしていく、できたら在宅で過ごしていくような施策をやっていくということは、また、今後、そういう取組をやってまいりますので、そういう中で家庭で高齢期を過ごす時期が長くなるような施策も必要であることと、やはり予防医療といいましょうか、健康を維持する中での健診業務もありますけれども、そういったこともこまめに推進しながらやっていくことが行政の役割かなと思っております。

以上です。

○6番（稻留光晴議員） ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、11番、鷺東慎一議員の質問を許可します。

○11番（鷺東慎一議員） それでは、通告に基づき、大枠3つの点をお伺いさせていただきます。

まず、初めに、先般の6月議会の同僚議員の一般質問の返答で、次期町長選には立候補せず、6期目の今期限りで勇退する意向を表明されました。平成13年、2001年の当選以来、本町の町長として6期24年の自らの総括をどのように考えられているのか。昨今、大手メディアでいわれる選挙の総括ではなく、町政、町民に対する政策の総括について、まず、お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 町長としての任期中の政策・施策が、住民福祉にどのように寄与したかとの御質問であります。

住民福祉を広い解釈として、政策・施策が住民が住み続けたいと思えるまちづくりにどう寄与したかということとして捉えております。政策といいますか、私の推

進するまちづくりの方向性については、これまでの町長選挙への出馬に当たり掲げてきた私の公約の中で示してきたと思っておりますが、そういった認識で答弁させていただきたいと思います。また、総括ということですので、6月議会の中倉議員からの一般質問への答弁と重複する部分もあるかと思いますので、そこは御了承いただきたいと思います。

これまでの具体的な施策・事業等については、公約実現のために取り組んできたものと、その時々の環境や状況によって取り組まなければならなかつたものと、この2つがあつたと思っております。就任当初は市町村合併という苦渋の決断を迫られる大きな課題に直面し、住民投票の結果、単独の道を進むことになりました。スーパースタジアム構想や観光制限の創出などを公約に掲げる中でしたが、厳しい財政運営が迫られ、町立保育所の民間移管や中学校の統合問題など、その後の町政運営に大きく関連する課題に協議を要することも多く、当初に掲げた公約の推進は厳しい局面がありました。

そのような中でも、金型企業や地元企業の立地を生かし雇用促進が図られたこと、大崎中学校、菱田中学校のプール改修や持留小学校の校舎改築など教育施設の整備など実施できたことについては一定の成果を上げられたと感じております。

3期目当初には、口蹄疫の発生により本町の農業・畜産に大きな影響がありました。県、近隣市町、農協、共済組合など関係機関が一体となって町内での発生を食い止めることができたことで、本町だけでなく県内の多くの畜産業、農家を守ることができたと思っているところでございます。

また、畜産業への支援拡充のため、私の任期の中で初めてプレミアム付き商品券発行事業を取り組んだのもこの時期でございました。

平成23年の東日本大震災発生後は、被災地大船渡支援の職員派遣を行い、現地の復興支援に助力する傍ら、町職員が実勢の被災状況を見たことで、大地震の怖さや住民生活に及ぼす影響を肌で感じ、職員の防災意識の芽生えや、その後の防災・減災政策に生かされていると思っております。

また、大崎救急分駐所の開設や、就任当初からの課題であった中学校統合問題も、多方面の御理解と御協力をいただき、大崎中学校の大規模改修による学舎の整備と新制大崎中学校をスタートすることができ、未来を担う子どもたちの教育環境の整備が進められたと思っております。

子育て環境の充実や定住促進に関連いたしましては、3期目の就学前乳幼児医療の無償化に始まり、平成24年には小学校6年生まで、平成26年には中学校3年、平成28年には高校3年生までと、段階的に対象を拡充できること、令和元年に国の子ども・子育て支援法の改正により、一部の年齢・世帯に限った幼児教育・保育

の無償化がなされました、令和5年4月に、町独自にゼロ歳から小学校就学前までの無償化を実現し、併せて、昨年度4月からは給食についても、その費用の無償化を実施できたことは、若年世帯移住の1つのPRとなるとともに、子育て世代の住民の方々から評価をいただけると思っております。

そのほか、野方インターチェンジの供用開始、平成26年度、道の駅野方あらさの開設、特定優良賃貸住宅シャルム文化通りの供用開始といったものを、住民の皆様と協力しながら実現してきました。

5期目から6期目にかけては、全国の寄附者からいただいておりますふるさと納税を、より積極的に活用しながら公約の実現と住民の方々からの声を形にすべく力を入れて取り組んでまいりました。

リサイクル未来創生奨学金制度の創設、平成30年11月。全小中学校への空調設備の導入、定住化促進、農業生産基盤の整備、鳥獣被害対策、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅のオープン、農業公社やスポーツ観光おおさきの設立、高校生の路線バス定期券購入補助や免許証返納者等に対するタクシー利用券の交付、学校給食費全額無償化など実現でき、町民の皆様の福祉の向上に一定の成果を感じているところでございます。

また、地域資源の活用やスポーツと観光おおさきを結びつけ展開しております各種事業につきましては、大隅スポーツ交流拠点プロジェクトの立ち上げから取り組んでまいりました。ビーチバレーが国民体育大会の正式競技となり、また、その会場として本町が採用され、県内外から高い評価と、大崎町を全国に発信する貴重な機会へつながりました。そして、毎年2月に開催しておりますJAPAN Athlete Games大崎においては、国内の有望選手に参加いただき、観客を含め多くの来場者が見込める事業に育ってきていると感じております。資源リサイクル、SDGs、ふるさと納税、スポーツと観光を核とした未来へつながるまちづくり、稼ぐ自治体づくり、移住定住など、6期24年にわたり公約を政策として実現するため、多くの事業の展開に努めてまいりました。6期24年という長い時間の中で、100%ではありませんが、公約を政策に反映させ、大崎町と大崎町で生活されている町民の方々の福祉の向上に努めることができたと思っております。

平成13年12月から町長に就任させていただきました。町長に就任するに当たって、自分で町民の皆様方に訴えてきたことは、それこそまちづくりに挑戦ということで町を活発にしていこう、いろんな人が訪れるまちをつくっていこうということで一生懸命努力してきたつもりです。そういうことで町内の隅々を周りながら、まだ、その時代は、そのとき24年も前でありますので、かなり地域の隅々に高齢の方々がたくさん住んでおられる、交通の不便なところで年金者の方々がたくさん

おられるといった生活実態にも直接触れてまいりましたので、そういったところを踏まえながら一隅の照という、そういった自分なりの信念を持って地域の隅々に住んでおられる方々に日が当たるような政策をやっていきたい。道路の整備にしても、下水排水にしても整備したいという思いがあつて、町内を何回も何回も訪問させていただきましたが、廻ったことは非常によかったです。今でも鮮明に覚えておりますし、そしてまた、それに基づいて少しずつ生活環境の整備に取り組めたこともよかったです。そういう強い思いを持ちながら調整をいたしましたけれども、やはり24年の中では時代の変遷といいましょうか、先ほど説明しましたような大きな課題がどんどん、どんどん持ち上がってき、その対応に職員も苦慮したり、また議員の皆さん方の御協力をいただきながら改善できたりと、本日までやれてまいりました。本当にありがとうございました。

○11番（鷲東慎一議員） 一番、私が最初、議員になったときも言ったんですけど、町長の施策の現状に対しては評価していますということを言った覚えがあるんですが。24年間の間にいろんなことを多分されて、今、町長が言われましたけども、余りたくさんのことと私が言う必要もないと思うので、幾つかピックアップして再度お聞きしたいと思うんですけれども。町長が一番最初町長になったときに、ＳＮＳとかいろいろなものをいろいろと調べたときに、大崎スーパースタジアム構想ということで、要はジャパンアスリートトレーニングセンターの誘致ですね、これを県庁に日参して、知事とよちゅう話をしてお願いをして成し遂げたこと。やはり、これは町長が最初に公約として大きく掲げた部分の大きな成功の1つだったんじゃないかなと思います。

私が東町長が町長になったときに思ったのが、合併問題がありましたよね、先ほど2期目と言いましたかね、あったときにやっぱり町を二分するような、確かに合併賛成・反対の投票があったと思うんですが、合併の問題に対して、ふるさと納税にものすごく力を入れて、今、自主財源が大幅な増加で町としても、いい経営状況になっているとは思うんですが、当時はものすごく苦しかったと思います。それを踏まえて、合併問題については町長の総括といいますか、今後の方向性も含めてどのような御所見を持っていらっしゃるか、その部分だけもう一度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 就任した当初から、すぐ市町村の合併問題がスタートいたしました。前任の町長から、そこまで詳しく聞いておりませんでしたので、それでも合併協議会をつくって進めていくということでありました。法定協議会の中に入りながら、職員も派遣しながら取り組んでまいりましたところですが、どうしてもそぐわない面といいましょうか、町民の皆さん方にいたしましても、このままでいいんじゃないかなという声も非常に高かったことも事実であります。その要因としては、

当初は30年に1回合併をしております。野方を中心としていろいろ合併をやっていて、その中で合併に対しての様々な所見をお持ちの方も非常に多かったと思っております。それだけでなくして、町境に住んでいる町として、合併問題については東串良町と合併したほうがいいじゃないかとかいう意見もあったのも事実でありますし、そういったところも当時は議会にもいろんなそういった御意見があることもお伝えしたと思っております。

いろいろある中で住民投票を請求するということで上がってまいりましたので、住民投票を実施いたしました。結果としては、19票の差で合併反対というほうが多かったと思います。私はそういった結論に対しては、1票であれ2票であれ、そういう方向で進めていくということは覚悟しておりましたので、そういう選択をさせていただきました。そして、その後も何回も何回も、当初あった志布志、有明、大崎の合併を進めるべきだという議員の皆さん方の声、そして、一定の議決といいましょうかそういったことも何回も繰り返されて、それに基づいて志布志、有明の関係の方々と協議をしたこともありますが、最終的には、1回そういう結果が出ておりますので、単独を選択するんだという決意したところであります。小泉総理の三位一体改革がありまして、我が国の財政は非常に厳しいといった中で、特に町立の保育所ばかりでしたので、町立保育所を民間移管するということを大前提にして打ち出されてまいりました。その中で、大崎町は公立の保育所を民間に移管して、そして現在の姿になっているわけですが、それをやらないと措置費を切ることもあったと思っておりましたので、やはり厳しい攻めもあったということを自覚しております。

結果的に、私は単独を選択してよかったですと思っております。いろいろ思いがあると思いますけれども、職員も「なにくそ」というところで行政改革を一生懸命やってくれましたし、議員の皆さん方も協力していただきましたし、大崎町という町が、町を何としても維持していく、発展させていくということをみんなでがんばると思いました。もちろん反対も多かったわけでありますので、その方々の御理解も必要ですが、向こう10年間の財政シミュレーションといったのをつくりながら、各集落を廻りながら、大崎町の向こう10年間の財政はこうなりますということも説明をしてまいりました。その中で厳しい行財政改革をやるということを説明してまいりまして、御理解をいただいたということがあります。

それこそ平成17年、18年が合併のピークがありました。その後、中学校の統合が入っていたんですけど、やはり財政が厳しいということが、いかに町政の運営に対してきついか、発展できないかということを十分に感じておりました。職員があれをやる、これをやるということを提案してくれましたけども、お金がなくて、

本当に悪いけど来年に回して、再来年に回してということで先送りをして、職員との信頼関係も失われるという状況もあったかなと思っております。そこから時が流れてきて、鹿児島県が平成20年にふるさと納税を県主導でやるということでありましたので、鹿児島県が東京、大阪、福岡に職員を派遣して、ふるさと納税は鹿児島県がすると、そして、集まったお金は、6割は市町村に、4割は県にということでありましたが、やはり出身地でないところに寄附をするということはなかなか皆さんのがいとは違うのでたくさんの寄附金をいただくこともできませんでしたし、平成27年の年度末に鹿児島県がふるさと納税の推進協議会を解散するということでありましたので、ここからはやれるということで、平成27年から本格的にやるということになりました。やはり財政力を強くしたいというのがありました。であればということで、このとき、大崎町の職員と県の職員の人事交流をやりながら、県から地域づくりに精通した方に来ていただいて、2年間ほど手ほどきを受けました。職員も手ほどきを受けて、27年度でふるさと納税をやりますということで、職員もいっぱい事業者のところを廻って、そしてパソコンの使い方も教えながら一生懸命やってくれました。我々も県からの方々に教えを請いながら、県庁の記者クラブでそういうふるさと納税にあった、これがきっかけで27年度は全国的にも町村の部で1位になったと思いますけども、1位か2位になったんですが、そういうところにつながって、そこから町税と同じような税収を確保できるようになって町政が運営できるようになってきた、様々な事業に対応できたというのは、このふるさと納税のおかげだと思っております。

合併問題をどう考えていたかということありますけど、そういう思いで取り組んできて、そして一致団結して大崎町をPRできてきた。外部からも大崎町という知名度は非常に高まってきたと認識しております。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 町長の一隅の照、一隅を照らすと。今朝、町長に名刺を渡しました。私は最初に議員選に出たときに、たまたま档ヶ山に落ちていたんですよ、廃屋に町長の名刺が。多分、初期のやつですよね。「皆さんの声を聞きます」という、最初の町長選のときの当時の名刺だったと思いますけども、大分褪せてはおりましたけどもきらっと光っておりました、東という名前がですね。

また話は変わるんですけど、市町村合併は、私も普通に合併するものだと思っていました、当時30前後ぐらいだったと思います、合併問題のとき。私は賛成を投じました。合併するのが当たり前だろうと、志布志、有明、大崎、まさか松山が入るとは思っていませんでしたけれども。今、現状を見てみるとですね、本当に頑張られたんだろうなと、この財政状況を見てですね。結果としては、今、町長が

言われたように、私も単独で今、行っているほうがやっぱりよかったのかなというふうには感じている。実際、財政指標とかいろんなものを見せてもらっていますけども、単独でよかったんじゃないかなという認識も持っております。

やはり財政面でふるさと納税ですよね。議会でも研修とか行きますけど、前も言いましたけど、泉佐野市とか大崎町のおかげであれだけ伸びたと。近隣市町がこれだけふるさと納税が伸びたのはウナギの絡みですよね、志布志市とか、東串良も伸びていますけども、都城は牛とか豚とかですけれども。やはりそういう波及効果はやっぱり大崎町の町長が行われたふるさと納税の意味合いが大きいのかなと本当に多大に感じております。

先ほど町長が全体的に言った部分の中のまとめじゃないんですけど、東九州自動車道の野方インターチェンジですね、これは町長が独自に持つてこられた。大崎インターしかなかったのを、合併のときの30年前のその思いもあったのかもしれません、野方に持つてこられた意味合いはやっぱり大きいと思っております。あとジャパンアスリートトレーニングセンター、これは先ほど言ったように、町長が最初から大崎スーパースタジアム構想を実現された1つ、あと資源リサイクルですよね、今、日本一。課題もあるんですけども、この前、たまたま、別会議で鹿屋市議会の花牟礼議長とお会いして、もともと知つていきましたので「鷲東君、うちに電話があつたのよ、ごみの研修をさせてくれと。うちじゃないですよ、大崎町ですよと言って。君のところはやっぱりすごいね」と、私がしたわけじゃないんですけども。それぐらい、やはり大崎町というのは資源リサイクルに対していろんな方向で目立つてきているんだろうなと。それがまた、ふるさと納税やいろんな部分へ波及効果が行われているだろうなと、そこは本当に多大に町長の今までの、ちょっと褒めますけれども、すばらしいんじゃないかなと思います。

次に、6期目の公約の結果と達成度、本年度について御質問に移つていいくんですけども。町長は6期目の公約として、これは新聞等でも出ておりましたし、4本の柱と10個の施策で出しております。簡単に言いますと、公約として、施策としてですね資源リサイクル、SDGs、ふるさと納税、スポーツと観光を核に未来につながるまちづくり、2つ目に、農林水産業の振興、農業生産基盤の整備、農業公社設立、新規就農者支援、基幹作物導入、有機農業推進、有害鳥獣被害対策、3つ目に、稼ぐ自治体づくり、地域経済循環型のまちづくり、4つ目に、教育環境の充実、児童・生徒の国内外交流の推進、5つ目に、産学官民連携で事業推進、これはやはり産学官民の民が大事なんですよね。いろんな市町村を見ると、国もなんですけれども、産学官連携と言うんですけども、これは民が入らないと意味がないと思うんです。産学官民連携で事業推進。6つ目に、移住定住、年少人口対策、7つ目に、

健康寿命、生涯学習環境の充実、8つ目に、防災・減災等、命と暮らしの安全対策、生活環境の整備、9つ目に、行財政改革、多文化共生の推進、最後の10個目に、子育て支援、給食費の負担軽減、これは南日本新聞の、読売にも載っていましたけど、という公約ですね。4つの柱の4本というのは、持続可能な開発目標、SDGs、ごみリサイクル、ふるさと納税、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活用したスポーツ観光振興という形になっているんですが、以上を踏まえまして、町長の達成度合い、12月までありますから、まだ3か月ありますけれども、現在の御認識、達成状況を含めた町長の認識をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

令和3年12月からの6期目の総括として、公約の主要項目のSDGs、資源リサイクル、ふるさと納税、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅を活用したスポーツ観光おおさき、スポーツ観光振興等について、取組状況と主な成果についてお答えをさせていただきます。

資源リサイクルにつきましては、従前の取組を大事にしながら、住民の皆様がリサイクルに取り組みやすい環境整備に努め、令和6年度から町内3箇所に常設資源ごみステーションを設置し、回収頻度の拡大に努めてまいりました。また、使用済み紙おむつの再資源化を開始しました。その結果、資源リサイクル率で、16回目の全国1位を達成し、当初の目的である埋め立て処分場の延命化に寄与できたものを思っており、住民の皆様の御理解と御協力に改めて感謝申し上げます。

SDGsに関連しましては、令和3年4月に、大崎町SDGs推進協議会を設立し、サーキュラーヴィレッジ構想を推進したことにより、企業、大学等の視察や関係人口の増加、体験型宿泊施設グルリの開業など、地域内外の連携と認知拡大につながったところであります。

ふるさと納税につきましては、平成27年度から本格実施し、約800品目の返礼品を揃えています。寄附件数、寄附額は大幅に増加し、平成27年度の約6万3,000件、約27億円から、令和6年度には32万4,000件、約55億9,000万円となり、県内市町村部門で1位を獲得いたしました。ウナギ、マンゴー、干し芋などの特産品が高く評価され、リピーター増につながっているものと認識しております。

スポーツと観光を核に、未来につながるまちづくりにつきましては、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の開所により合宿受入が増加いたしました。令和5年3月には、スポーツ観光おおさきを設立し、令和6年7月に一般社団化して、大会、合宿の誘致、地域連携、青少年育成事業を展開しているところでございます。

農林水産業の分野におきましては、複数地区で圃場整備を実施計画し、令和6年

4月には、大崎町農業公社を稼動させました。新規就農支援や研修、基幹作物としてのピーマンの導入、有機農業の推進、サツマイモの基腐病対策。有害鳥獣被害対策では電気柵補助等の見直し、実施隊の設置など、多面的な支援を行っております。また、畜産・水産分野にも支援を実施しし、総じて公約はおおむね達成できたものを考えております。

稼ぐ自治体づくり、地域経済循環のまちづくりにつきましては、スポーツによる交流とふるさと納税の活用により、地域内での経済循環を促進いたしました。スポーツ観光おおさきによる合宿や大会誘致、選手向け弁当販売など、新たな経済の循環も生まれているところでございます。

ふるさと納税は、福祉、環境対策、教育、観光施設の整備や、地域応援商品券などに活用され、事業者による返礼品開発が地域経済の好循環につながっていると考えております。

教育環境の充実、児童・生徒の国内外交流の推進につきましては、小学校校舎や屋内運動場の改修、冷水機や防犯カメラ、特別教室の空調設備など、施設改善を進め、屋内運動場の空調は実施設計段階にあります。学習支援の一環として、なないろキャンパスを開設し、青少年の国際交流では、アメリカ、台湾、ベトナム研修への派遣が実現できたところです。また、大崎中学校と台北市の大同高級中学との交流協定も締結いたしました。

産官学民連携につきましては、大崎町ＳＤＧｓ推進協議会や鹿児島大学、株式会社リクシルと連携し、空き家利活用や資源循環の実証調査を継続しております。また、鹿児島大学と連携し、夏休み・冬休みの期間、中学生を対象にした学力アップセミナーを開催しております。

移住・定住対策につきましては、住宅取得、空き家リフォーム補助、賃貸住宅等建設補助、空き家等バンク、野方分譲地整備に加え、若者等が働く場の確保のための企業誘致にも取り組みました。こうした施策は道半ばでありますが、本町が持続可能な町であるための土台を建設することができたと認識しております。

健康事業の環境づくりにつきましては、介護予防や健診の受診率向上にも力を入れながら、健康の日と定めている11月23日にはウォーキング大会を実施し、健康寿命の延伸を推進してまいりました。また、ウォーキングの習慣化を目指しまして健康アプリの導入も進めているところでございます。

生涯学習環境の充実では、県の講座誘致や町主催の約25講座を実施し、一定の成果を得ていますが、今後は多様化や公設性のさらなる充実が求められているところでございます。

防災・減災等につきましては、自助・共助・公助を基本に、毎年、大崎町防災協

議会を開催し、LINEをはじめ、多様な情報伝達手段を整備いたしました。防火水槽・消火栓の整備、避難所の備蓄品や段ボールベッド、簡易トイレの導入、津波避難訓練や防災講演会の実施などで避難態勢の強化を図っているところでございます。

行財政改革につきましては、事業効果の検証に基づく事業見直しや公共施設の解体・合理化を進め、令和5年度の組織改編で業務効率化を図っております。

多文化共生社会の推進につきましては、6期目の就任当初から外国人住民が約290名増加して、約560名となったことを受け、日本語教室の開設や、ミャンマーなど出身の国際交流員4名の招聘による多言語対応、地域行事への参加促進を進め、共生の基盤づくりを進めているところでございます。

子育て支援につきましては、小中学校及び保育所等の給食費全額補助のほか、学童を利用する低所得者世帯の負担補助や出産祝い金10万円の支給、医療相談アプリの導入など、経済的支援及び伴走型相談支援の充実を図り、子育て世代の方々からは一定の評価を得ていると感じているところです。

6期目の総括といいたしまして、多くの事業を推進し、達成できた項目が多数ある一方で、反省点や継続すべき課題も明らかになりました。議会との合意形成を重ね、町民生活を最優先に取り組んだ結果、おおむね公約は達成できたと思っているところでございます。

先ほどの質問の中で、野方インターチェンジの開設についても触れていただきましたので、若干説明だけさせていただきます。

高速自動車道が、鹿屋、串良を通って志布志まで高速自動車道は整備するということは国の方針、県の方針で打ち出されたんですが、大崎町の野方は高速自動車道が通るだけで、全くインターチェンジもなくて通行するのを見るということでありました。計画変更もできないという中で、2015年に国の方針で高速自動車道は税金で造ると改めるということで新直轄方式という方式になりましたので、そこでチャンスが訪れてきて、野方の皆さん方の御協力をいただきながら現在のところにインターチェンジを設置しようと、これはすごく国や九州整備局とかいろんなところに足を運びながらいたしました。結局、県が負担するという形になりました、全額、県のほうで出していただいたところだったんですが、国土交通省に地元の国会議員の紹介で行ったときに、道の駅を造ってもいいよというお話がありましたので、そこで現在の道の駅を造るということで、結局、最終的には国庫補助は得られませんでしたけれども、インターチェンジを認めたのが地域活性化インターとして特に認めようということでありましたので、それで下のほうに引っ張ってきて、今ある道の駅ができているところであります。大体できるまで、16年から運動して26年

の開設となり、10年ぐらいかかりました。こちらも皆さん方の後押しを受けながら、国や県にできたこと、本当によかったです。

また、ジャパンアスリートトレーニングセンターは、当初の構想でしたので、実現できなければどうしようというのもありましたから、当時の知事に行くたびにお願いをしてまいりました。鹿屋市で会議があったときも、何回もこれ以上頼めないと思うときに、最後の一押しということで、当時の知事と直接話をしたときに「わかった、やろう、やってあげよう」という感じでありますので、そこで本当に喜んだんですが、それから県も体制を整えてくれて、県議会に上げてくれて現在の姿があるわけであります。粘りに粘って、そして高校もなくなったわけですから、そういう責任もありながらやって、おかげさまでできたと。

そしてまた、大崎町のリサイクルにしても、ジャパンアスリートトレーニングセンターにしても、高速に利便性を共有しながら人が集まる町ができたと思っております。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） 本当に東町長だったからこれだけできたのかなと。南日本のSNSで速報で出たときに「名物町長」と写真がばんと出ましたけれども。本当に名物町長と言われるぐらいにですね、市町村の会長もされていますし、本当に多種多様な、国とのパイプも含めてですね、今までされたことの経緯に対してはものすごく評価しております。

今やっている資源リサイクルを、今後、あと3か月の間に、町内3箇所、今、実験的にされていますよね、前もこれは一般質問で言ったんですが、徳島県上勝町みたいに常設の研修もできるような施設をすれば、先ほど鹿屋市の花牟礼議長が言っていたようにいろんな議員研修とかいろいろな方が来られると思います。我々も議員研修に行きます。行ったときに、やはりお金を払うんですよね。払うところもあるし、払わないところもありますけれども、やはりそういうところの循環があのお金が入ってくる仕組みも考えた上で、もちろん町民の福祉の向上が一番なんですけれども、そういうものをつくるのが一番いいんじゃないかなと思うんですが、この部分の町長の御認識と、あと、SDGs推進協議会、これは副町長にお伺いしますけれども、今後、これはどのような形で持っていくのか。そこはちょっと不透明な部分も多いんですね、企業版ふるさと納税も一般のふるさと納税と違って。この部分をどのように考えていらっしゃるのか、この2点について、町長、副町長にお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 徳島県上勝町のみどりリサイクル、本町とも交流がありますので、どういう仕組みでつくられているというのは本町を参考にしながらいろいろや

っておられますけれども、1箇所で収集しているというところは非常にやりやすいということがありまして、このお話をいただいたときに、結論が出ているわけではありませんけれども、上勝町の人口、面積、地形といったのがあります。上勝町は山の中の中腹のところに役場があつて集積所をつくったりしておられますので、世帯数や人口数は1,000人弱だと思いますので、そういった中で実現できていると理解しております。本町にそれを当てはめたときに、現在、新たに3箇所をつくったわけでありますけれども、それを全部1箇所でできるかどうかという課題もありますので、それができるか、できないかという議論もしておりますけれども、御意見は非常に参考にさせていただきたいと思っております。

これまでごみの収集につきましては、議員さんからいろいろ指摘もありまして、各集落のステーションのほかに3箇所増やしてきておりますが、収集の在り方とかいろいろ考えるべきことが、今後、高齢化が進むにつれてあるだろうと思っております。1箇所がそれが可能かどうかということは、どうあるべきかというところから含めて検討を要する事項ということになりますが、そういたしますとなかなか結論は出せませんけれども、さっき言ったような地形的なもの、人口的なものがありますので、そういったところを含めながら勉強をさせていただきたいと思います。

○副町長（千歳史郎君）　ただいま、SDGs推進協議会の今後の事業ということで、私が代表理事ということで答弁をさせていただきたいと思います。

この協議会が設立されたのが令和3年4月ということで、町、相信さん、そして合作さん、6事業所で設立をしてサーキュラーヴィレッジ構想ということで、まずは大崎町は何が一番頑張っていらっしゃるのかということで、今、合作の皆さんがある、大崎町は本当にすばらしい、環境問題については先陣を切って活動をされているということで、まず、環境の部分から進めていきましょうということで、これに同意される企業の皆さんと3年4月に設立をして、そして協議会の事務局は合作のメンバーに委託をして運営をしていただいているんですけども、その中で、この年はこういうふうにやりましょうとかいうふうに計画をつくりながら現在やっているところなんですけれども、そこがまだ、委員さんもですけれども、町民のみなさんにも、まだ、よく理解されていないということをこれまでお聞きして、それからやはり町民の方にSDGs推進協議会は何なのかということをするということで、今、マル大崎でいろんなワークショップを開きながら、そのときも鷲東議員さんも草原議員さんも来られましたけれども、協議会が今やつていくこと、そして、今後どういうふうに事業を進めていくのか。まず、サーキュラーヴィレッジ、循環でございますので、協議会がつくりました絵がございます、見られたと思いますけれども、それを循環していくということで自分たちが生産したものを、今度は消費する、

そしてまた、消費した後、またそれをいろんなものに使って、ずっと循環することを考えながらやっていくんですけども、今、その絵の中でも実際、ぐるりを宿泊型の体験ということで、まず絵の第一歩だったと思いますけれども、そういうことをしながら、すぐにはできないと、大崎町は持続可能なということで視察にも来られています。これも環境です、ごみのリサイクルを前面に出しながら、大崎町も知名度も非常に上がって、外国からも研修に来ながら、そういうことをやっておりますので、今後はどういう事業を計画しながらやっていくか、これも議会にも示しながら、今年度はこういうことをやりますよとか、もう少し協議会の在り方というのも今後はまた考えていかないといけないなということで、いつも職員にはSDGs協議会のメンバーには話をしているんですけども、今何をやっているのかを議会でも説明するということを今後はやっていきたいと思いますので、今、設立をして4年ということになりますので、今後またいろんなことがあると思いますので、そのときはまた御指導をいただければ、我々のほうもまた勉強になっていくと思いますので、そこをまた指導をしていただければと思っております。

質問に対して大まかなことを言いましたけれども、そういうふうで協議会の存在、価値、今後どういうふうにしていくかというのも頑張ってやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 今、副町長の答弁をいただきましたけれども、先に言っておきますけど、SDGs推進協議会の場合はやっぱり社団法人で別会社になりますので、我々議会としてもチェックする部分がものすごく限られるわけですね。なおさら分からぬ部分も多いので、今後とも議会としてもチェック機能の1つとしてですねきっちり見ていきたい。副町長が言われたように、今後お互い・・交換をしながらいい方向でもっていければと思っております。

町長の答弁でありましたごみの常設集積所なんですけれども、今ある3箇所も、結構、日に日に増えて評判もいいんですよね。でも、その反対側の別の部分では民間の事業者、民間の収集場所がありますよね、あそこの量は本当にすごいですね。ごみ袋も普通のごみ袋で持っていいといつていいと。

もう1つ言うと、最近できた、東串良のAコープの前にごみの収集ボックスができたんですけど、あれに入れるとAコープの割引券がもらえたりとか、だからそういうインセンティブがもらえると書いてあります。そういった町民に対するインセンティブというか、町民に返していく部分、町民のよろこぶ部分の仕組みをつくっていくのがいいんじゃないのかなと踏まえて考えていくっていただきたい。町民の皆さんにはやっぱり負担軽減が一番重荷になっている。特にお子さんを持っていらっしゃる

やる方々はそのようなことを言われます。やはりそういった部分の軽減と、高齢者のごみ出し困難者、それは町長は施策としていろいろやっておりますので、そのへんは今後見ていきたいと思っておりますが、そのへんの改善は道筋として、今後、まだ12月までありますので方向性を出していただきたいなと思っております。優秀な方々がまだ後ろにたくさん控えておりますので、是非、我々も知恵を出しますので、勉強するだけではなくて実際に稼動できるような方向性をよろしくお願ひいたします。

そして、次に進みますが、今後の町政に対する期待や取り組んでほしい政策・施策をお示しいただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 今後の町政に対する期待や取り組んでほしい政策というところあります。

端的には、新しく町長になられる方が公約を掲げて方針を出されるわけでありますけれども、政策として続けている部分についてはそのままやっていただくということを念頭に置いて考えたところがありました。

農林水産業のことにつきましては、圃場整備など農協基盤の整備、そして農業公社のより一層の充実と有機農業や有害鳥獣対策の推進ということを掲げたところであります。今、国においても基盤整備を重点的にやるという方針が出されていて、新しくそういった予算を確保するんだということも、今までの政治の中で言われてまいりましたけれども、本町においても水田の圃場整備をやっていくことは必要だと思って、現在、益丸や档山の有村下とか既にスタートしておりますけれども、神領地区や谷迫下であったり、今後そういったところもやりながら、広域的な農業が推進できるように整備をやっていきたいということと、農業を発展させるために農業公社のより一層の充実を考えられることであります。今までの説明の中で、公社の中では農業者等を呼び込んできながら、そして基幹種目としてピーマンを導入しながら取り組んでおりますのでこういったことと、緑の食料システムの観点からも有機農業については目を見張るようなことはできておりませんけれども、着実に講演会などに参加したり、開いたりやっているところでございます。有害鳥獣を入れさせていただいたんですけども、非常に今、作物等への被害が大きいこと、そしてそのために有害鳥獣対策の実施隊をつくって対応してきたこともあります。ちまたの声を聞くと、イノシシが、この地域ですけど、相当出てきて、それを防止するための電気柵も相当張り巡らされている状況でありますので、適正な数に捕獲するということについては、作物の安全もですけれども、人の安全も含めながら、ここはやはり力を入れていってほしいというところであります。

小中学校の屋内運動場につきましては、温暖化、高温の中で対応していくわけで

ありますけれども、設計委託も進んでいることでありますので来年度で完成するようやつていただければと思っております。

ふるさと納税の寄附を基にしながら台湾との交流事業も進んできておりますので、それがより一層、タートンの近くにある小学校といいましょうか、そういったところとの交流を進めたり、今年も小学生が北海道東川町に研修に行きましたけれども、そういったことを通じながらいろんな分野で関心を持つ子どもたちを教育できたらと思っておりますので、そういった教育環境の整備も非常に必要だと思っております。

それから、リサイクルにつきましては、いろいろ発言をしていただいたところでございますが、SDGs推進協議会も含めてですけれども、国内外から高い評価を受けているのは大崎町のリサイクルだと思っております。その根拠にあるのは、家庭や学校、企業等において住民の皆さんのが分別をやってくれているということは大切な要因であると思っております。そういった方々に感謝の念は足りないとと思っておりますけれども、やはり感謝しつつ、27年か8年目でありますので、長年培ってきたこれが国内外から高い評価を受けているといったところは力強く進めていく。それが大崎町が全国的に知名度が高くなっている要因でもあるし、大崎町の誇りと捉えていただきながら進めていっていただければと思います。

循環型のシステムが、大崎町システムがありますから、こういったことを、誇るべきものは何があるかと考えたら、やはりこれが第一に来るのではないかと、それを基にしながらふるさと納税なども寄附をしていただいておりますけれども、こういったことを踏まえ、そしてSDGs推進協議会も世界に発信できるような、そしてまた地域に発信できるような組織として一緒にやっていければと思っております。

改善してほしい課題はまだまだあると思いますけれども、今は、やはり基幹産業である農業関係、教育環境、そしてリサイクルということで3点だけ述べさせていただきました。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 鶩東議員、時間が35分残っていますけれども、どうされますか。暫時休憩して。

○11番（鶩東慎一議員） もし、よろしければ続けて。

○議長（吉原信雄議員） 繼続して発言しますか。

○11番（鶩東慎一議員） はい。

○議長（吉原信雄議員） 許可します。

○11番（鶩東慎一議員） それでは、引き続き質問します。

今、町長が言われました、今後の取り組んでほしい部分、基盤整備は必要ですよね。今日の新聞にも、南日本、農業新聞、読売、全社載っていましたけど、10年後の耕作者未定地がものすごく増加している。鹿児島県は36.3%でした。南日本では全国平均で31%に出ていた感じだったと思いますが。特に中山間地を含めて耕作放棄地、それによって鳥獣被害が増えている。そういう施策も、たまたま私も認定農業者の会長をさせていただいておりまして、いろんな話を皆さんから伺っておりますので、そのへんを含めて町長にお願いする部分が出てくると思いますのでよろしくお願ひします。

次の町長に期待することについてなんですが、これはメディアに出ていた部分ですが、輝かしい町を築く意欲のある人に発展を託したいと述べ、報道陣の取材には人口減や少子高齢化、DXなど進む中、将来のかじ取りは若い人が担うほうがいいとも語ったとの報道がありました。また、人口減少の中で町を発展させるには変革を伴う、意欲を持った人に託したい、これは南日本新聞ですけれども、とも言っておりますが、実際、現状、町長選に4名の方が立候補を表明しておりますが、東町長が後継者指名をされている方がいるのかお伺いしたいと思います。あえて聞きます。確か東町長が、前任の新堂町長のときには新堂町長は東町長を後継者指名していると私は認識していたんですけども、もし、そこがあるのであればお答えいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 次の町長に期待するということがあります。一番手には、やはり財政を堅持してほしいと思っております。ふるさと応援基金とかかなり積み増しておりますけれども、やるべき課題がたくさんあります。今、町営プールや中央公園運動、あるいは大丸運動公園といった未整備のところもたくさんありますし、以前から言われておりますインクルーシブ公園や総合体育館周辺といったところでもやるべきことがたくさんあって、今、職員がずっと協議を進めております。中央公民館の耐震性の問題もありますので、そういったところも含めながら、私はそういったことを汲むために、ある程度は基金を持ちたいと思って一生懸命こちらのほうは取り組んでまいりました。次の方々はそういった施策を実行することになると思いますけれども、堅持してほしいとは思います。

それと、過去において2020年から新型コロナウイルスが発生いたしました。そういったときに国も交付金として出してくれますけれども、そういったときにある程度お金を出す力を持っているということが必要であります。町民の皆さん方に対する支援も必要でありますし、そして南海トラフ地震とかいろいろ言われますので、豪雨とか災害が発生したときに、ある程度それを運用できるようなものもしっかりと持っておかなければなりませんので、ただがむしゃらに使うということでな

く、首長になる方には財政というところを勉強していただきて、それを堅持することも是非一番手に上げていきたいと思っております。

また、議員さん、職員との連携は必要でありますので、絶えず切磋琢磨しながら健全な議会運営であったりとか、町政運営を心がけてほしいと思っております。

最後に、町長の後継者と指名しているのかというところで、非常に何と言つていかわからないような質問であります、私が町長選挙を辞するという背景には、職員が立候補するということがありました。かなり以前からそういう様相があるのかなと思っておりましたけれども、やはり長年、職員と切磋琢磨しながら町政発展をいろいろと取り組んできている中で、若い世代の職員が立候補するとなつたときに、当然それは候補者の1人として委ねていくということが当然であるという思い、そして6期目にきておりましたので、ちょうどそういうことから職員もそういう考え方になった、立候補するということで3月31日に退職していることがあります。直接、後継者だと指名しているということはないけれども、ちまたはそういうふうに理解しているだろうと思いますが。やはり、そういう意欲を持った若い方、いろいろここにもいらっしゃいますけれども、そういった方々が出馬する中であつて、現年齢で挑戦したときに、じゃあ4年間やれるかというと、能力の問題もありますし、発想の問題もありますし、体力の問題もありますし、そういったことを考えてきたときに、若い方々が挑戦して、新たにデジタル社会を構築していくといったところに期待したほうがいいという思いで辞するということにしたところであります。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） ちゃんとお答えいただきありがとうございます。

政策についてはですねそのまま引き継いでいただきたい。細かい部分は小学校は後ほど同僚議員が質問しますのでそちらのほうにお任せしますけれども。財政健全化ですね、こういった部分。町長が今までふるさと納税で、この前来た監査報告でも70億を超えていますよね、ぐらいのふるさと納税の基金が積み上がっておりますけども、それをどのように財政健全化として堅持して使っていくのかというのも我々議会としても見ていきたいと思います。

一番最後になりますが、引き継いでほしい政策は、施策もですね町長のほうが答弁されましたので、改善してほしい課題、ここは私は手を付けていないんだよね、例えばマル大崎とか、まだ手を付けていないですよね、どうなっていくのか。だから、改善をしてほしい、次に引き継いでほしい課題等ありましたら、一番最後に御答弁をお願いいたします。

○町長（東 靖弘君） 先ほど答弁した中央運動公園やプールとか改善の中に入れてい

たんですけども、ついつい答弁が早まってしまったところであります。人がたくさん集まる場所をいかにつくるかというところが課題でありまして、マル大崎の環境施策の在り方検討委員会の中で、私が学習の拠点としたいということで、そして草原議員さんに議長をやっていただきながら、皆さん方にそういうふうに説明をいたしました。そういうふうにあるべきだという思いがずっとありましたので、そういう発言をしたところであります。いろいろと打診もしてみたんですけど、なかなか進んでいないのが現実であります。それを反省したときに、高い視点で学習拠点をつくるという計画ありき、自分の思いありきでその場で説明しているというところがひとつの反省点であると思います。やはり基礎調査をしっかりやって、多くの皆さん方の意見を基にして進めていくということが、より必要なことだというところを感じたところがありますので、改善すべき中にあるかわかりませんが、退任までまだ期間がありますので、もうちょっと努力いたしますけれども、できなかつた場合には素直に謝って、そしてそういった政策の実現がどうなのかと、できるのかどうかというところも含めながら、次の方にお願いをしていきたいと思います。

以上です。

○11番（鷺東慎一議員） わかりました。

改善してほしい部分も含めてですね、まだ、あと残り3か月ございますので、最後まで任期を全うしてもらって、方向性も含めて進めていっていただきたいなと思います。ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時09分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

児玉孝徳議員の質問を許可いたします。

○5番（児玉孝徳議員） 皆さん、こんにちは。

私は、今回、児童・生徒の学力向上について質問したいと思います。

本町の児童・生徒数は少子化により年々減少しており、小規模校が増えてきている状況です。小規模校では少人数のきめ細やかな指導や異学年交流といった教育効果が期待できる一方で、同学年の児童・生徒数が少ないとによる学習環境の制約や複式学級での指導の難しさといった課題もあると考えます。これから子どもたち

が豊かに成長していくためには、この小規模校の特性を生かし、課題をどう克服するかが重要であると考えます。

また、本町の児童・生徒全員にはタブレットが貸与されています。さらに電子黒板が導入されています。このように、ICT教育が進む中、その効果はどうなのか、また、デメリットはないのかと考えます。

そこで、まず、学習環境においてICTを導入したことによる教育効果と課題について、教育委員会としての見解を1回目の質問といたします。

○教育長（穂園正幸君） ICTを導入したことによる教育効果と課題についてお答えいたします。

本町でも、令和3年度から1人1台端末と、各教室に電子黒板を設置し、授業で利用しているところでございます。ICTの導入による教育効果につきましては、5点ほどあるのではないかと考えております。1つ目は、子に応じた学習方法を選択できるなど、個別最適な学習に対応しやすく、主体的な学習に取り組みやすいことです。2つ目は、写真や動画、音楽などの視聴覚を通して学習の理解を深めやすいことです。3つ目は、学習の進捗状況をデータで一覧にし、担任が見届けしやすいことです。4つ目は、カメラ機能などを生かしまして写真を使ったまとめ、あるいは発表がしやすくなることです。5つ目は、情報収集能力や情報選択能力などICT活用能力が向上することです。

ICTの導入による課題につきましては、3点ほどあるのではないかと思っております。1つ目は、SNSで誹謗中傷するなど情報モラルについての課題。それと、情報漏洩などのセキュリティ管理についての課題があるのではないかと思っております。2つ目は、教員の情報教育の得意、不得意によるICT機器の積極的な活用に差があることでございます。3つ目は、眼精疲労あるいは姿勢の悪化、睡眠障害への影響など健康問題に影響があるんじやないか、そういう3点を認識しているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいま教育長からメリット・デメリット答えていただきましたが、タブレットなどを活用して自発的に学ぶことは、一方的に先生が話をするよりも、生徒側も学ぶ楽しさに気がつくきっかけを与えてくれます。

また、興味や関心が高まることは、ICT教育導入のメリットと言えます。教科書に書かれていることで気になった事柄はタブレットを使えば簡単に検索もできます。さらに、先ほど言わされましたとおり、視聴覚で情報を伝えることもICT教育のメリットです。例えば図形問題を立体的に表現すれば、平面の紙だけの説明よりも大幅に理解がアップします。

しかし、言われましたとおり、心配されるのは、長期間のデバイスの使用は子どもの体に大きな影響を与えるかもしれません。また、これも述べられていましたが、ICT教育に詳しい先生がいる場合といない場合では、授業の質に大きな違いがでてしまします。このようなことがないように、教員のデバイス教育も進めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

デバイスというのは情報処理や通信を行うための電子機器であると捉えております。学校現場でデバイス教育という言葉に代わりましてICT教育ということによく使われますので、ICT教育ということで答えさせていただきたいと思います。御了承をお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、子どもの体への影響につきましては、眼精疲労、それから姿勢の悪化、睡眠障害への影響などの健康問題があると認識しております。

教員のICT教育に関する研修についてでございますが、今年度は情報漏洩の防止、それからパスワードの管理などICT教育を行う際に予想されるトラブル防止を目的といたしまして、夏休みを利用して全教員を対象にセキュリティについての研修会を実施したところでございます。

このほか、ICT活用を目指して授業改善やスキルの差をなくすことを目的とした、大隅地区のICT活用研修会、あるいはAIドリル「なびま」というソフトがございますが、の活用の研修、それからプログラミング研修などを実施しているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 各種研修会をなされているということで、研修会だけではなかなか理解できないところもある先生もいらっしゃいます。そういうことでですねもっと個別的に指導をしていただきたいと、ちょっと不得意な教員に対してですね、そういうことはできないですか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、出かけていっての研修だけではなくて、例えば校内の研修とかいろんな場があるかと思いますが、大崎町では昨年から、各学校にICT担当の教職員を1名ずつ置いていただいておりまして、年間、ICT担当者会をやっておりまして、先ほど申し上げたセキュリティでありますとかソフト面の、例えばロイロノートとかいろんなアプリが入っているんですが、その使い方を具体的にICTの担当者の方々と町の教育委員会と一緒にになって会議をして、それをまた学校のほうに持ち帰って校内研修、あるいは授業を通じてICTの機器を使いながらどんな機能がある、どういうふうにするということでICT機器に対する先生方の意識の差といいましょうかスキルの差をできるだけ埋めていただく

ような手立てを取っているところでございます。

○5番（児玉孝徳議員） これからも、そのように進めていただきたいと思います。

ではですね、少人数学級や複式学級のメリットとデメリットはどのようなものがあるのか、小規模校の良さを生かしつつ、子どもの学力向上や多様な人間関係の形成を保障するために、今後どのような施策を進めていくのかお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） まず、少人数学級のメリットとデメリットについてでございます。

人数が少ない学級のメリットにつきましては、一人一人に対しまして学習面や生活面において、よりきめ細やかな指導や支援が行いやすく、配慮が行き届きやすい点が上げられます。

一方、デメリットといたしましては、人数が少ないと人間関係が固定化したり、あるいは発言者が限られたり、多様な意見や考えが出てこなかったりするという考えの広がりや学びの深まらないというような課題もありますし、体育では大人数のチーム対抗のスポーツもあるんですが、そういうのがしにくい、できにくいというような課題もあるかと思っております。

また、複式学級におけるメリットにつきましては、教師が他学年を指導している間、自分で課題に取り組む時間があるため、主体性が育まれることや、上級生が下級生を教えたり、あるいは下級生が上級生から学んだりすることなどから異学年での交流による学びが深まる点が上げられると思います。

一方、デメリットといたしましては、異なる学年の授業準備をしなければならないことから、教師の負担が大きいこと、あるいは競争や共同学習の相手が少なくて、同年齢集団としての関係の形成が難しくなる場合がある。それから複式学級の授業では、単純な計算でいきますと45分の半分しか教師が付けませんので、子ども同士が行うガイド学習でこれを補っているところです。

一方、先生が付くところと反対側、子どもたちがガイド学習をやっております。子ども同士で進めるガイド学習は子ども主体の学びとなるため、子どものリーダー性を培うことにもなります。ほかにも、管理職が授業に入ったり、担任とそれぞれの学年に別れて授業を行っている学校もあります。

本町では、教師の授業力向上といたしまして、県の教育センター主催の複式学級指導の研修会を本年7月31日に開催いたしまして、町内13名の先生方が参加していただきました。今後も、複式指導向上の職員研修の実施、あるいは複式学級のある学校と他の学校とのオンラインによる交流学習、陸上記録会、あるいは小学校6校での小小交流、小学校と小学校の交流、SDGs発表会などを行い、学力向上や多様な意見の交流、人間関係の形成の保障に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） いろいろなことをやっていらっしゃるようですが、オンラインとか小規模小小交流ですか非常にいいことだと思います。これからもデメリットの部分を補うようにしていってほしいと思います。

それでは、学校と地域の連携についてお尋ねいたしたいと思います。

地域を生かした豊かな学びの創出により、子どもたちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子どもたちを育成することが重要です。学校を核として地域住民の参画や地域の特性を生かした授業を展開することで、町全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることが重要です。

そこで、学校運営協議会を中心として地域学校協働活動の一体的推進に向けて実効性のある推進を進めてほしいと思います。菱田小では実効性のある菱田独自の推進システムを構築していると聞きます。本町全体で地域の子どもは地域で育てる、学校側は地域と共にある学校を目指してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

地域学校協働活動につきましては、地域住民の参画を得て地域全体で子どもたちの学舎成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互のパートナーとして連携協働して行う様々な活動であると認識しております。

現在、各学校を中心に様々な活動がなされておりますけれども、その活動には学校支援の活動、地域人材育成郷土学習、それから学びによる地域づくりや地域課題解決の学習、地域行事、祭り、ボランティア活動等の大きく4つの活動が分かれているのではないかと思っております。それぞれの学校で学校支援活動では、例えば登下校の見守り活動、あるいは昔の遊び体験、読み聞かせ活動などに取り組んでいらっしゃいます。

また、地域人材育成郷土学習では、盆踊りや菱田での銭太鼓など地域の伝統芸能の継承活動なども取り組んでおります。

また、学びによる地域づくり、地域課題解決学習では、田植え・稻刈り等の体験や、ペットボトル収集活動などに取り組んでおります。地域行事、祭り、ボランティア活動等では、門松づくりや校区の祭りなどに取り組んでいるところでございます。

このほかにも、持留校区では「もりのおうち」という放課後の児童の見守り活動を地域の方々が行っていらっしゃる例もございますし、今、議員もおっしゃったように、菱田校区では土曜授業のある月の第二土曜日をC Sの日として、菱田校区の子どもたちの学習会や体験活動の場として菱田塾を設立されておりまして、学校と地域の様々な団体が連携協働した活動を展開されていると聞いております。

このようなことから、教育委員会といたしましても、教育振興基本計画に掲げているように、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進することによりまして地域学校協働活動をさらに充実させ、地域と共にある学校づくりを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今答えていただきましたとおりですね、地域の方と学校とで子どもたちを遊ばせるということで、十分に地域の住民の方々の力を借りて育ててほしいと思います。

各学校にいろんな体験活動とかボランティア活動とかやっていらっしゃるようですが、当初で郷中学舎の提案がありましたが、あの件はどうなっていますか。

○教育長（穂園正幸君） 郷中学舎の件でございますが、これも地域学校協働活動の一環として取り組もうと考えておりますが、今、体制づくりのために時間を要しているところですが、地域の方々に見守っていただく方々を今募集しているところで、校区によりましては集まっているところもあります。

先ほど申し上げた菱田校区がそういう部分を進めやすい環境にあるということで、早いうちに放課後の時間を使いまして、子どもたちが、先ほどＩＣＴのことも申し上げましたが、タブレット等を活用してＡＩドリルの「なびま」の操作も含めて、自学実習的にできるようなスキルも含めながらできるような環境を、早いうちに整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 早いうちに整備されるということで、また体制が整ったらですね加勢いただきたいと思います。

それでは、次に、子どもの安全についてです。最近、北日本で熊がよく出没してニュースにもなっていて、非常に危険だと思いますけど、九州には幸いに熊はいないということで、しかしイノシシなどが学校や通学路に現れたりしています。子どもたちの安全が脅かされることがあります、この対策ができているのか。不審者などが学校へ侵入した場合の対策と、通学路での対応などの指導ができているのか。また、今日もですね九州の福岡、熊本、長崎は大雨が降って線状降水帯ができるということですね、こういったことも心配されます。地球温暖化による異状気象で熱中症の心配も高まっていますが、校内では町長が先ほど言わされましたけど、エアコンを導入して安全がある程度保たれていると思います。しかし、登下校時、そして部活やスポーツ少年団活動などの課外授業のときの安全が確保されているのか、指導者などに徹底されているのかお尋ねしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

午前中の一般質問でもイノシシ対策等出ておりましたが、イノシシの対策につきましては、県の教育委員会保健体育課からのイノシシによる受傷事故の共有、注意喚起の通知等が文書が来ております。これによりますと、野外動物が出没した場合の対応についてということで、このことにつきましては学校へ周知をして指導していただいているところでございますが、子どもたちに対しましては、近づかず静かに後退していく、威嚇しないということなどを指導しているところでございます。

また、不審者等の事件の対応につきましては、避難訓練、あるいはK Y T トレーニング、危険予知トレーニングですが、を実施して、子どもが事前に予防策を学習しているところでございます。

また、不審者の合い言葉「いかのおすし」という言葉がありますが、確認したり、緊急時に応できるように訓練しているところでございます。なお、教職員に対しましては、不審者対策につきまして、年度当初に学校で危機管理マニュアルを策定しておりますので、それを活用した共通理解の場を図っているところでございます。

通学路での不審者対策についてでございますが、PTAや地域と連携いたしまして、朝の立哨指導、あるいは通学路の点検、そして放課後の校外パトロール等を行っているところでございます。

登下校時の熱中症対策につきましては、学校のほうで帽子を被る、あるいは日陽しを遮って水分補給などをするんだよという指導を行っております。なお、部活動やスポーツ少年団などの安全確保につきましては、練習前の体調のチェックのほか、日ごとに変わる暑さを考慮して、活動時間を縮小したりするなどの対応を取ってもらっているところでございます。

また、部活動やスポーツ少年団によっては、休憩場所にミスト付きの扇風機を準備したり、あるいはこまめな水分補給、塩分補給のための休息を取る時間を設けたりというような対策をとっていることもあります。

熱中症予防につきましては、部活動の指導者に対しまして通知文により熱中症対策などを継続して啓発してまいりたいと思っております。なお、スポーツ少年団につきましては、毎年年度初めに、指導者や保護者を対象といたしまして、それらの安全面や熱中対策等を含めた研修会を開催しているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） いろいろ指導をされているということで、郷土芸能の伝承といった場合もちゃんとされているということ。

○教育長（穂園正幸君） 郷土芸能がどのような場でされているのか、地域主体の中で、例えば保存会が任意に子どもたちを集めて公園とかでされている場合もあるでしょうし、あるいは学校教育の一環で郷土芸能の時間の中でされる場合もあるでしょう

が、地域の中でされる保存会の方々が、そこまで徹底して熱中症の予防とか屋外での対策をとられているかについては把握していないところですが、少なくとも学校の教育活動、あるいは、銭太鼓もそうですが、運動会でするべきの練習は、ある程度、教育課程の時間を使ってされてたりする場合は、必ず熱中症の対策等も取られて安全面に留意しながら活動されていると思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今、菱田の銭太鼓の件が出ましたけど、学校行事で体育祭とかで披露したりしています。いろいろなイベントにも最近出演しているという状況でありますと、その練習をですね、学校ではなくて菱田の改善センターで行っています。そういう場合の指導者に対しての件もお願いをしておきます。

ここで、町長にも子どもの安全についてお尋ねいたしたいと思います。今、言いました郷土芸能の披露ですね、今週の13日に菱田で敬老祭が3時間程度行われます。このときに小学生と中学生も銭太鼓を披露いたします。また、この場には中沖と菱田の保育園児が踊りなどを披露します。御存じだと思いますけど、会場の改善センターのホールのエアコンが故障して、室内機の2台が動きません。当日は、総勢150人程度の人数が集まる予定です。人間の体温は36度から37度ぐらいあります。室内では1人で100ワットの熱を発生させるといわれております。1人で10度室温が上がるとされています。当然、人数が増えれば発散する熱量も増えます。室内の温度も高くなります。高齢者の方もですが、これは通告していませんので、このような中で子どもたちが30分程度踊りを披露するわけですから、熱中症の危険が高まると思います。

改善センターは町の施設です。8月の初めに故障していると伝えていましたが、予算がないと、今まで放って置かれています。31日にですね改善センターであるコミュニティ協議会の会があったんですけど、その場合に鹿大生とか役場の方がいらっしゃって行ったんですけど、30名程度で会を行ったんですけど、半分ぐらいは結構涼しかったんですけど、反対側の半分は非常に暑かったです。そのぐらいの人数で非常に暑い思いをしたんですけど、今回は150人程度、また、子どもたちが踊りとか披露する場合には、その親御さんたちも見に来るんです、両親とか。そうすると、150人を軽く超えてしまうんです。そういう場合の対応を扇風機で対応できるのかはなはだ疑問だと思います。今回は子どもの安全について通告しています。町長、このようなことで事故が起こった場合はどうされるおつもりでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 子どもの安全ということで、9月13日に敬老祭をやる、そこで60人以上の人たちが参加している。そこでエアコンの故障などで熱中症が発生

したら、町はどう責任をとるのかということの質問であります。

非常に難しい答弁になると思っています。職員から、児玉議員さんの質問がある中でこのお話を伺いました。4台あるうちの2台のエアコンが稼働していて、2台の除湿器が故障と聞いています。2台でやって、そして扇風機を付けてフル稼動させているという方法しかないのかなと思っています。答弁としては何が難しいかを考えると、8月の初めにエアコンが故障、除湿器が故障ということを伝えていたということで、職員の対応の仕方にも問題があるんでしょうけども、伝えていたときには9月13日に祭りがあって、これぐらいの人たちが集まるという話を8月の初めにされていたかどうかわからないですけれども、そういった大きな大会があるときに緊急性を要するんだということであれば、多分予備費対応で可能だと私は判断をしたところであります。

そういうことを伝えいなくて、担当のほうから除湿器の補修については9月議会に計上いたしますということで合意できていたとすれば、今回、9月議会に補正予算として除湿器の修理を上げているわけですので、だから予算として補正予算に計上して、その上で議会で審議して、そして執行できる可決後でないとできないんですね。予算は9月20日の最終議会で可決していただいて、それから予算を執行するというのが筋でありますから、もし熱中症等が発生して事故等が発生したときに、どう町は責任を取るのかと言われたときに、非常に難しい。今回の補正予算に上げているわけですので、であれば、そういった状態で使用不能な、あるいは非常に危険が予知される場合には、日程を変更するといったことをしていただければ無難に乗り切ることができただろうと思いますけれども、事前にそういったことが協議されたいかどうかということを考えながらお話をしていますけれども。ですから、結論としては、9月13日に敬老祭をやられるということであれば、現在のエアコンと扇風機をフル稼動しながら乗り切っていくよう対応していただく、そういったことしかできないのかなと考えます。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 今、町長から、8月の初めにわかったときに敬老祭があると伝えていたのかという件ですけれども、これは伝えました。8月3日に故障しているということがわかったものですから、すぐ、その場で担当に連絡して、エアコンが故障している、敬老祭が今度あるから早く直してくれということで伝えてあります。8月31日のコミュニティ協議会の鹿大生が来たときの会議で、直っていないというのが初めてわかりました。もうすぐ敬老祭なのにといったことで、また担当のほうに電話しました。そうしたら、先週、会場をどこか別なほうにできないか、予算がないものですからということで、会場をどこか別なほうに変更できないかと

ということで、ちょっと考えてみますということで文化センターと、それから中沖のコミュニティを当たってもらいました。空いているんだけど、中央公民館では、昼に弁当を出すですから、食事ができないから駄目ですということと、それから中沖は会場が狭くて入りきれないということで駄目ですということで、また、今、町長から日にちを変えてもらうしかないということで駄目でしたけど、4月から公民館では検討して、出演者を依頼しています。保育園児や小学生の錢太鼓とか踊りの方とか、いろんな方に4月の時点からいろんなところに当たって、この日空いていますかということで声をかけて、その方々の日程に合わせて一番いい日にちですね。本当は14日がよかったですけど、日曜日だから。出演者の関係で13日に変更して進めておりました。それを今月の1日に日程を変えてくれといわれても、今まで進めていたことが、それから敬老祭に参加される高齢者の方々ですね、7月、8月と2回、募集をしています。その方々にいきなり日程変更をと、なかなか難しいと思いますので、このまま進めるしかないなということで、先週、役員会でも協議しました。そこを何とか町のほうでやってもらえないかということも言われました。

改善センターはですね避難所にもなっています。今、台風のシーズンです。万一台風が来たときはエアコンが、150人も入るようなことはないかもしれないけど、効かない中で避難されている方がいらっしゃった場合、これは緊急性とは言えないのかという疑問もありますので、そのへんも踏まえて御答弁いただきたいと思います。

○副町長（千歳史郎君） この話は担当課から、それこそ我々が予算査定をして8月4日に聞いたところです。そして、担当課には改善センターに行っていただいて、確認をしたら、先ほど町長が言わされたように、4台のうち2台は稼動していると、ほかの2台は送風だけだということを聞いておりました。そうであれば、先ほど日程変更とか会場変更と話をいたしましたけれども、そのときどうしても予算がなかったものですから、この議会で上程をいたしました。

その間、敬老会があるときは、4台のうち2台が稼動しているということで、あとはそれに対応するためには大型の扇風機を4台そこに入れて、暑くならないように対応はしなさいということを担当課には言ったところです。それについても、これは繰り返しなんですけども、今、話を聞けば、日程変更や会場変更は無理かなと感じたところですけれども、大型扇風機4台、今あるエアコン2台、そこでどうにかしていただけないかという考え方でございます。

先ほど予備費という話がありましたけども、緊急性のある災害とか、避難所の話をされましたけども、菱田改善センターも避難所にはなっていますけれども、もし、そういうのが駄目なときは、ほかの施設に行ってもらう。避難所の場合はそうなん

ですけども、今回の件については大変厳しいことですので、それで対応してもらえないかとの答弁なんです。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） それで対応してもらえないかということで、それで対応するしかないのかなとは思っていますけど、万一事故が起こった場合、分館主催ですので、分館が責任を取るのか、それとも施設の設備が壊れているから町のほうで責任を取るのか、そのへんはどうお考えですか。

○副町長（千歳史郎君） いろんなケースバイケースがあると思います。今、そういう状態であるというのは分館役員でございますので、お話をしたところでもありますけれども、そういう事故が起こった場合の損害賠償は、また専門的なことですので弁護士とか、責任が全くないということではないと思います、感じとしてはですね。以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 本当にですね8月の当初に伝えたときに、予算がないから9月議会が通ってからじゃないととかいうふうに伝えていただいたら、日程変更とかはまだできたと思うんです。直前の先週になってから伝えてもらっても、非常に対応がこちらとしてもできない。6年ぶりなんですよ、敬老会を開催するのが。コロナとかいろいろなことがありますて、昨年もできなくて、本年度やるということで、皆さんのが喜ばれているんです、「久しぶりにあるね、いいね」と、「あそこはエアコンも効いていて涼しいから行くが」ということで、実際、今回、集落未加入者の方々からも何人か「参加したいんだけど」というお話をありました。役員で協議しました。でも出演者とかお弁当代というのは公民館費から出しているから、やっぱりそれはちょっとできないよね、参加したいんだったら公民館に加入してくださいと伝えてくださいと自治公民館長には伝えました。そうやって楽しみにされている会に参加されている、その中で子どもたちが、30分ぐらい、暑い中、踊りを披露するわけですから、そのへんの安全はですね考えていただきたかったと思います。

予算がないということですので、この議会が通ってからじゃないとできないということの判断をされたみたいですので、もうちょっとそのへんは考えていただきたかったと思います。

○副町長（千歳史郎君） 今、お話を聞いて、管理する側のそういうことの連絡もせずに先週まで、8月3日に聞いた中で、それから1か月近く連絡をしなかったということは本当にお詫びを申し上げたいと思います。今後、ちゃんと連絡はしていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） それでは、教育長にも確認いたします。学校にもエアコンが整備されていますけど、学校のエアコンが故障した場合は、すぐに対応してくださ

るのか。今回みたいにですね予算がないと引き延ばすことがないのかお答えいただきたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

管理課におきまして、当初予算の中に各学校からの修繕要望や突発的な修繕に対する経費を計上しているところでございます。この修繕費での対応に、そういう緊急、故障したりとかそういうふうになるかと思いますが、もし高額で予算不足という場合が生じた場合には緊急性の有無を勘案しながら補正予算、あるいは予備費から流用することが考えられると思っております。

議員がおっしゃいますように、子どもたちは授業とかありますので、そういう部分の中で保障して、安全面が危惧されるというのであれば早急に対応できるようにしていきたいと思っております。

○5番（児玉孝徳議員） 是非、そのように対応していただきたいと思います。新しいものを要求しているわけでもございませんし、そういった点ではですね修繕ですので、そのへんは予算がなかった場合、予備費とかいろんなので対応していただければと要望しておきます。

ではですね、次に入ります。保育園や幼稚園、小中学校での教育連携についてお尋ねいたします。最近では、保育園などは少子化で子どもが少なくなったので、熱心に学力向上や身体能力向上に取り組んでいて、保育園でですね英検とか数検とか漢検とかですね1級、2級を目指してやられているところもあります。小学校入学時には格差ができて、できる子が授業を聞いてくれないことがあり、先生から、やりにくいことがあると聞いています。また、小学校間での格差もあるのではと思いますが、学校間の連携が取れ、それぞれの子どもに合った、子どもの能力を伸ばす指導ができているのかお尋ねいたします。

○教育長（穂園正幸君） 幼保小中の連携教育についてでございます。学校の先生方から、小学校入学時での個人差による指導が難しい面があるということは聞いているところでございます。

小学校では、幼稚園、保育園との連携を図り、子どもの実態把握に努めています。例えば、就学前に小学校ごとに幼保小連絡会がございますが、それを開催しまして、入学する前の子どもたちの園での様子の情報交換を行いまして、特に子に応じた特別な支援が必要な子、配慮が必要な子どもたちについては密に連携を図るようにしているところでございます。

また、1日体験入学や入学説明会を開催しまして、学校の様子や入学前に必要な準備、心構え等について、保護者に周知を図っているところでございます。

さらに、小学校に入学した子どもが園での学びと育ちを基礎として、主体的に自

己を発揮して、安心して新しい学校生活をスタートできるように、小学校での例えは決まりとか給食の準備の仕方、靴箱の使い方というようないろんな部分を学ぶカリキュラムを作成しまして、実際、実施しているところです。

ほかに、保育園、幼稚園などから幼児指導要録がございますし、また、保育園から保育要録がございまして、子ども一人一人の能力を小学校担任が把握いたしまして指導に役立てているところでございます。

教育委員会の取組といたしましては、年に1回ではありますが、幼保小連絡推進委員会を開催しております、入学した1年生の様子について、園と、そこの該当する小学校の担当者が、こういう子どもですよ、こういう子どもが入ってきますよという情報交換を行っているところでございます。

課題といたしましては、議員もおっしゃいましたが、各小学校と幼稚園、保育園との連携については、それぞれの学校の取組に少し差があつたり、違いがあつたりするのではないかと考えておりますので、子どもを伸ばす指導にプラスとなるような取組をしている学校の情報があつたら、ほかの学校にも情報を共有しながら、おっしゃるように子どもたちの能力を伸ばす指導が、さらに充実するように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 先ほど言いましたが、保育園ですね英検1級に通ったという話を聞いています、数検ですね。そういう子どもたちが小学校に入って、授業がつまらないらしくて全然聞いてないということもあるという話を伺いました。志布志の学校の先生が大変困っているという話を直接聞いてですね。その子たちがもっと伸びるような指導をしたらどうですかという話をしたところです。そういうところをですねやはりその子に合った能力を伸ばすという感じで今後とも考えていただきたいと思います。

それでは、学力学習状況調査についてお伺いいたします。今年の1月に鹿児島県で、4月には全国の調査が行われていますが、いずれの学力調査も鹿児島県と全国の平均を下回っている。以前は、小学校では県平均を上回っている学科もありましたが、なぜなのか。この点についてお答えください。

また、質問への回答と検査結果の関係のクロス集計では、正答率のいいものもあります。学校に行くのが楽しいと感じている児童・生徒が多いという結果も出ていますが、いいことだと思いますが、このことがですね学力に結びついていない点についてのお考えもお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） お答えいたします。

学力学習状況調査の結果が、全国や県の平均を下回っておりますが、その原因に

ついてお答えしたいと思っております。本町の実態の分析をいたしますと、3つの原因が考えられるところでございます。1つ目は、長い文章を読み込めずに回答できていない児童・生徒が増えている状況がございます、これが1つ目です。2つ目は、自分の言葉で答えを書く問題、いわゆる記述式の問題ですけれども、その問題の正答率が低い状況がございます。3つ目が、全国と県と平均正答率を比較いたしますと、本町の場合、上位層が非常に少なくて、下位層に層が多いという状況が、今見られているところです。

これまででも、学力向上につきましては各学校が調査結果を分析しまして、得点の低い問題はどういうところなのか、あるいは誤答傾向があるところはどういうところなのか、教職員全員で把握して授業改善を行ってまいりましたし、また、一昨年度は中沖小学校が、そして昨年度は大崎小学校が大隅地区の研究指定を受けまして、国語科の研究公開を、これは大隅地区内の先生方に来ていただきて公開したところです。本年度から来年度までは野方小学校が、大隅地区の算数科の研究指定を受けて取り組んでいるところでございます。さらに、過去の全国の学力学習状況調査の問題やウエブ問題や、大隅の教育事務所がつくっている「よかもん」という問題があるんですが、そういう演習問題に取り組ませて、補充指導、個別指導を行ってきたところであります。

しかし、おっしゃるとおり、これらの取組が直接学力向上につながっていないことが課題であると考えております。いずれにいたしましても、あと1問正答しますと、全国や県の平均に届くところでございますので、今後もさらに学力向上につながらないのはなぜなのか、今、手立てを打っているけれども直接学力が向上していないのはなぜなのか、そのへんの本質的な原因をさぐりながら授業改善、教師の指導力、あるいは演習問題の取組、ＩＣＴ活用、あるいは家庭学習での保護者の取組はどうなのかというものを総合的に分析いたしまして、各学校共に学力向上につながるように取組を進めてまいりたいと考えております。

また、全国学力学習状況調査の質問枝で「学校が楽しい」と答えた、これは大変いいことですが、小学校6年生は大崎町が60.5%、県が53.3%、全国が49.9%で、全国平均より10%以上高くなっているところであります。また、同じく中学校3年生の「学校が楽しい」という割合は、大崎町が60.6%、県が48.9%、全国45.6%で、全国平均より15%以上高くなっているという現状であります。

全国のデータで「学校が楽しい」と答えた児童・生徒と正答率のクロス集計はないところで、その相関関係はわかっておりませんが、大崎町の小学校のデータから見ますと、「学校が楽しい」と答えている児童が、「学校が楽しくない」と答えて

いる児童よりも正答率がやや高くなっているという傾向は見られたところでございました。学校が楽しいという子どもの中には、友人関係や、あるいは学校行事等も含めて答えていると思われますので、今後は、授業がわかつて、あるいはできて楽しい、そして学力定着に結びつくように授業の改善を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） 学校に行くのが楽しいという結果がですね全国よりも十何パーセントも高いということで、これは非常にいいことで、学力だけが高ければいいというわけでもございませんが、せめて県平均ぐらいにはですね近づけてほしいと思います。

先ほど、3つぐらい課題があるとおっしゃった点を考えると、文章を読み込む力がちょっと足りないのではないかと私なりに思ったところです。そのへんをですね十分に指導していただいて学力向上につなげていただきたいと思います。

それでは、最後に、子どもの人間関係についてお尋ねいたします。いじめはないのか、SNSでのトラブルはないのかお尋ねいたします。もし、ある場合は、その対策と指導体制をお答えください。

○教育長（穂園正幸君） 子どもの人間関係、いじめ等に対する現状と対応について、お答えいたします。

まず、いじめの認知の現状につきましては、令和7年7月現在、小学校13件、中学校44件のいじめが認知されております。この認知件数につきましては、年々増えておりますが、これはアンケート等で子どものサインに気づく取組や、些細なトラブルもいじめと認知して解決しようとする取組の成果だと考えております。

SNSによるトラブルにつきましては、令和7年7月現在で小学校はゼロ件、中学校は4件確認されております。中学校では、SNSによるトラブルを防ぐために、各教科や総合的な時間など様々な授業の中で、個人の権利である肖像権等を尊重する、あるいは自他の個人情報を第三者に漏らさないなどの情報モラルの学習を、年間を通じて行っているところでございます。

また、情報モラル教室という生徒向けの講演会も、年1回ではございますが、実施しております。

いじめやSNSのトラブルがあった場合の対策と指導体制につきましては、いじめを発見した担任等は直ちに管理職に報告し、被害児童・生徒の安心・安全を第一に考えまして、教職員間で情報を共有するとともに、組織的な対応を協議します。そして、第一報として、教育委員会に報告、相談することになっております。この取組は、学級担任1人だけでなく、学年部や生徒指導部、管理職一体となってチ

ーム学校として対応していくことにしているところでございます。

以上でございます。

○5番（児玉孝徳議員） ただいま、いじめが小学校13件、中学校44件ということで、思った以上に非常に多いなと思ったところです。年々増えているということで、ささいなトラブルも入れたからだということでしたけど、ささいでもですねいじめはよくないことです。この中で、学校に行きたくない、行けなくなつたという子どもはどれぐらいいるか把握されていますか。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど申し上げたいじめの認知の中には、例えば、一番多いのは冷やかしやからかい、悪口、脅し文句、嫌なことをいわれる、続いて、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりというのが多いということになっております。

そのいじめによって不登校になったり、不登校の要因もいろんな要因が、単的でなく複合的に要因がありますので、その要因が例えればいじめによるのか、あるいは担任との関係、子ども同士の関係とかいろんな要因も複合的にあっておりますが、現在のところ、いじめによる学校に行けなくなつたというところは、今のところは聞いていないところです。

今後、そういうのも考えられたり、先ほど申し上げたとおり、複合的な要因の中に、もし、そういうものもあれば、早急に解決できるような手立てを学校のほうにも一緒に教育委員会も手を取りながら対策ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 子どもたちがですね楽しく学校に行けるように、今後の対策は十分にとっていただきたいと思います。

また、情報モラルですね、こちらのほうも中学校で4件、SNSでのトラブルがあつたということでしたので、この辺はですねもうちょっと回数も増やして、子どもたちがSNSでの被害に遭わないように、自分が加害者にならないように、この辺を十分に伝えてほしいと思います。そのへんに関してはどうでしょうか。

○教育長（穂園正幸君） おっしゃるとおり、スマホ等を中学生はほぼ1人1台持っているというような状況でありますし、大人もそういう状況にある中で、この頃いろいろなニュースを見ますと、盗撮の問題や個人情報の部分が漏洩したり、いろんなSNS等に関わる問題行動とかいろんな部分が非常に増えている部分があります。そういう中で、中学生や、小学生もそうですけれども、そういう発達段階の中で早い時期にやはり情報モラルや、いろんなトラブルを回避したり、あるいは1つの情報を出すことでそれがみんなにすぐ広がってしまうとか、1回出てしまうと、それを止めることはできないんだよということで、非常に大事な分野ですし、次期学習

指導要領が先日新聞にも出ておりましたが、情報教育というのを時間を多く持つて学校でもしていこうという動きがございますので、今の中でどういう情報教育、モラル等も含めながら、できていくのか、それを再度繰り返し、繰り返し指導できるような体制はつくっていきたいと思っております。

以上です。

○5番（児玉孝徳議員） 子どもたちはですね、1回、2回聞いたぐらいでは、そのときを過ぎてしまえば忘れてしまうと。だから、繰り返し、繰り返し、今おっしゃったようにですね指導していただいて、写真を撮った、それを上げるだけで個人情報がわかつてしまうような写真とかもあるみたいですので、そういう面も含めて十分な指導を今後していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 以上で、本日の一般質問は終了いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後2時15分

第 3 号

9月18日 (木)

令和7年第3回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月18日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番、6番）
- 日程第 2 議案第34号 土地の処分について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 3 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 4 議案第38号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 5 議案第39号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 6 議案第40号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 7 議案第41号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 8 議案第42号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 9 議案第43号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算
(文教経済常任委員長報告)
- 日程第 10 陳情第 1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 11 陳情第 2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書
(総務厚生常任委員長報告)
- 日程第 12 陳情第 3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書
(総務厚生常任委員長報告)

- 日程第 1 3 報告第 4 号 令和 6 年度大崎町健全化判断比率の報告について
日程第 1 4 報告第 5 号 令和 6 年度大崎町資金不足比率の報告について
(特) 日程第 1 5 認定第 1 号 令和 6 年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について
(総) 日程第 1 6 認定第 2 号 令和 6 年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(総) 日程第 1 7 認定第 3 号 令和 6 年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(総) 日程第 1 8 認定第 4 号 令和 6 年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(文) 日程第 1 9 認定第 5 号 令和 6 年度大崎町水道事業会計決算認定について
(文) 日程第 2 0 認定第 6 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について
(文) 日程第 2 1 議案第 50 号 令和 6 年度大崎町水道事業剰余金の処分について
(文) 日程第 2 2 議案第 51 号 令和 6 年度大崎町公共下水道事業剰余金の処分について
日程第 2 3 選任第 1 号 令和 6 年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について
日程第 2 4 質問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
日程第 2 5 質問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて
日程第 2 6 選挙第 7 号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
(特) 日程第 2 7 発議第 1 号 大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について
日程第 2 8 議員派遣の件
日程第 2 9 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸

5番 児玉孝徳
6番 稲留光晴

11番 鶩東慎一
12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	東 靖弘	農林振興課長	鎌田 洋一
副町長	千歳史郎	建設課長	美戸 博明
教育長	穂園正幸	農委事務局長	松元 昭二
会計管理者	岡留和幸	水道課長	川越 龍一
総務課長	宮本修一	教委管理課長	相星 永悟
企画政策課長	渡邊正一	社会教育課長	西竹 信也
商工観光課長	上野明仁	税務課長	谷迫 利弘
町民課長	本松健一郎		
環境政策課長	竹本忠行		
保健福祉課長	岩元貴幸		

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	久保 健一朗
次長	上橋 孝幸
次長	松元 幸紀
庶務係主任	西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、本日の会を開き、直ちに開議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、児玉孝徳議員、及び6番、稻留光晴議員君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第34号 土地の処分について

日程第3 議案第35号 町有財産（建物）の無償譲渡について

○議長（吉原信雄議員） 日程第2、議案第34号「土地の処分について」、日程第3、議案第35号「町有財産（建物）の無償譲渡について」、以上2件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（宮本昭一議員） ただいま議題となりました議案第34号、土地の処分について、及び議案第35号、町有財産（建物）の無償譲渡についての審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案については、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に委員会を開き、担当課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

議案の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告をいたします。

まず、土地の処分と建物の無償譲渡の相手方が異なる理由について、行政側は説明を受けたのかとの問い合わせに対し、土地については、S a 1 アセット株式会社が提出した大崎第一中学校跡地利用者募集要項に基づく事業計画の中で、大崎第一中学校敷地全体を活用し、管理運営する旨の記載があり、それに基づき、今回、払い下げ申請がなされたものと認識している。

また、建物については、現在、カラル株式会社が当該建物を活用して農業用ポリフィルムのリサイクル事業を行っており、今後も引き続き、同事業をこの建物内で行っていきたいため、建物についてはカラル株式会社で契約したい旨の申出があつたとの答弁。

さらに委員から、建物の譲渡契約について、油化事業など提案があつた事業がちゃんと実施されるのか危機感がある。油化事業の稼働を確認してから本契約を締結

することや、契約書に油化事業の稼働を無償譲渡の条件に盛り込むなどの特記事項を設けることは想えていなかったのかとの問い合わせに対して、契約書において、3年以内に事業開始することや、10年間は提案事業を実施することなどの制限事項、及び契約不履行による契約解除の条項も設けている。また、契約上、譲渡をしなければ建物を使うことができない形になっているため、契約が先になるものと考えているとの答弁。

さらに委員から、地域住民との連携について、具体的な取組内容を把握しているかとの問い合わせに対し、明確な形でどういった方法で連携できるのかというところは見えていない。地域連携を模索していく前提として、最優先すべきは、本稼働できる体制をつくることだと思う。野方地域の方々も地域連携の取組に関心があるようなので、協議できる段階に来たら行政としても関わっていきたいとの答弁がありました。

また、事業の実施に当たっては、交通安全対策、臭気・ゴミ等の飛散といった環境対策、事業継続性の財務不安からの転売リスクなど、懸念される事項もあるため、事業の進捗状況など、逐一、議会にも報告するよう要望しました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、討論を終結し、その後、採決に入り、議案第34号、土地の処分について、及び議案第35号、町有財産（建物）の無償譲渡については可決すべきものと出席委員全員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第34号「土地の処分について」の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。議案第34号「土地の処分につ

いて」は委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号「土地の処分について」は、可決されました。

次に、議案第35号「町有財産（建物）の無償譲渡について」の委員長の報告に
対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。議案第35号「町有財産（建物）
の無償譲渡について」は、委員長報告のとおり、可決することに御異議ありません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号「町有財産（建物）の無償譲渡について」は、可決されま
した。

-----○-----

日程第4 議案第38号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）

日程第5 議案第39号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第6 議案第40号 令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第4、議案第38号「令和7年度大崎町一般会計補正予
算（第3号）」、議案第39号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正
予算（第1号）」、議案第40号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予
算（第2号）」、以上3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（宮本昭一議員） ただいま議題となりました議案第38号、令

和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと委員会を開き、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ18億9,722万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ154億187万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

歳出の款2、項1、目10企画費、節18負担金、補助及び交付金の空き家等リフォーム促進補助金954万円について、今年度のこれまでの実績と今後の見込みはとの問い合わせに対し、これまでに14件の実績があり、今回5件分の予算を計上している。年々、空き家の増加に伴い申請件数も増えている状況であるため、予算が不足する場合は、再度、補正予算をお願いしたいとの答弁。

さらに委員から、補助率は2分の1ということだが、物価高騰等の影響により改修費用も高くなっているが、補助制度の見直しを検討する考えはないかとの問い合わせに対し、近年の物価高騰等の背景を踏まえて、令和7年度から、補助金の上限を100万円から200万円に引き上げている。また、制度改革については、今後の利用状況等を踏まえて検討したいとの答弁。

次に、款2、項3、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料の中長期在留者事務用端末導入委託料85万7,000円について、中長期在留者の基準、及び対象となる外国人の人数と主な国籍はとの問い合わせに対し、3か月以上滞在する外国人が対象となる。また、人数は直近で568名で、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ミャンマーの方が約95%を占めているとの答弁。

次に、款5、項1、目7畜産業費、節14工事請負費の畜産関係車両消毒場整備工事2,400万円について、畜産関係の消毒ポイントを整備するということであるが、整備する場所はどこか。また、消毒設備も整備するのかとの問い合わせに対し、消毒ポイントは1箇所で、場所は農業公社の前になる。今回の整備工事は敷地内の舗装工事が主なもので、消毒設備を設置する予定はないとの答弁。

次に、款5、項1、目9土地改良事業費、節13使用料及び賃借料の機械借上料1,150万円について、道路にはみ出した樹木は、道路通行上、支障になることが多い。道路管理の上で伐採する基準はあるのかとの問い合わせに対し、樹木の伐採については具体的な基準はない。現状としては、住民等からの苦情や要望により、危険

性があると思われる箇所については伐採をしているとの答弁。

同じく、目9土地改良事業費、節15原材料費の農道維持管理補修用材料54万2,000円について、グレーチング等の資材を購入することであるが、グレーチング等の鋼材の盗難防止の対策はどのようにしているかとの問い合わせに対し、農道等の施設については黄色のマーキングをし、町道施設については赤色のマーキングをして、盗難防止対策を行っているとの答弁。

次に、款5、項1、目12営農推進費のスマート農業・農業支援サービス事業補助金222万3,000円について、農業法人が1件採択になったということであるが、事業の案内は農業法人や認定農業者にされたのかとの問い合わせに対し、この事業は、農作業受託をしている個人や団体が対象となっており、要望があり、かつ条件に合致した団体等に紹介をしているとの答弁。

次に、款6、項1、目2商工業振興費、節18負担金、補助及び交付金の地場產品創出等支援事業補助金6,602万円について、事業内容と応募状況はとの問い合わせに対し、クラウドファンディングを利用し、地場產品の開発を支援する事業で、今年度は4事業者が申請し、審査会を経て4事業者が選定されたとの答弁。

次に、款6、項1、目3観光費、節18負担金、補助及び交付金の新たな観光地づくり補助金1,000万円について、大崎町PR大使が新たな観光地づくりを開拓し、観光振興につなげるということであるが、具体的に何をするのかとの問い合わせに対し、PR大使の作品を展示するギャラリー、及びアトリエに使用できるように空き店舗を改修する経費になるが、財源はクラウドファンディングで捻出する予定であるとの答弁。

次に、款8、項1、目3防災対策費、節12委託料の防災行政無線設備（親局）更新業務委託料7,588万8,000円について、防災行政無線親局の操作卓は導入から13年が経過しており、経年劣化で障害が発生しているということだが、耐用年数と比較して、更新は想定内であったのかとの問い合わせに対し、今、設置している防災行政無線親局の操作卓の耐用年数は10年程度と捉えているとの答弁。

次に、款9、項1、目2事務局費、節12委託料の英語力向上アドバイザー委託料57万2,000円について、小・中学校における英語力の向上を図るために、前さいたま市教育長に委託することであるが、どういう指導をお願いするのかとの問い合わせに対し、オンライン、及び本町にお越しいただいて、教職員に対する授業改善方法や保護者向けの講演会を実施する計画であるとの答弁。

同じく、目2事務局費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町立学校教育交流事業実行委員会補助金135万円について、大崎中学校と台湾のタートン高級中学校の生徒との交流事業で、歓迎レセプションの開催経費や通訳に係る経費などを含

んでいるとのことであるが、通訳業務は本町の国際交流員を活用する考えはなかつたかとの問い合わせに対し、通訳に関しては、昨年まで地域おこし協力隊として活動してきており、台湾との人脈もある方を考えているとの答弁。

款9、項2、目1学校管理費、節10需用費の修繕料150万円について、複式学級に対応した修繕を行うとのことであるが、子どもたちの使うロッカーや、作品を掲示するスペースに支障が生じないよう対応することを要望した。

次に、款9、項4、目2公民館費、節10需用費の修繕料346万2,000円について、この費用は、中央公民館2階のトイレの漏水箇所の修繕料で、年度初めに漏水の応急処置をし、今回、本格的に修繕を行うとのことであるが、これで漏水は発生しなくなるのかとの問い合わせに対し、中央公民館は、建設から50年を経過しており、水道管も老朽化により、いつ、どこで漏水するかわからない状態であるとの答弁。

さらに委員から、漏水修繕を繰り返すより、水道管全体をやり直した方がいいのではないかとの問い合わせに対し、中央公民館は耐震性の問題もあり、建替え、または移転も含めて、現在検討している段階であるため、水道管だけを大規模に修繕するよりも、施設の建替時期に合わせて行ったほうがいいのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第38号、令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一一致を見た次第であります。

次に、議案第39号、令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ122万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億8,704万1,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされており、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款1、項1、目1一般管理費、節18負担金、補助及び交付金の国保自庁システム改修負担金113万3,000円について、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修負担金ということだが、どのような制度なのかとの問い合わせに対し、児童手当や子ども誰でも通園制度など、子育てに伴う新たな需要が増

えていく中で、その財源として医療保険からも負担していただく制度であるとの答弁。

さらに委員から、現行の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の算定方法が変更になり、保険加入者の負担が増えることになるのかの問い合わせに対し、国が示した資料によると負担が増えることになるとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第39号、令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

次に、議案第40号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本議案は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け、審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ20億1,276万9,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、歳出の款3、項3、目1包括的支援事業費、節12委託料の地域包括支援センター運営事業委託料118万8,000円について、地域包括支援センターではどのような事業を実施しているのかとの問い合わせに対し、総合相談支援業務や権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域連携の会議などへの出会いなど、様々な業務を担っていただいているとの答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第40号、令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第38号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第38号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。議案第39号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。議案第40号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第40号「令和7年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第41号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第42号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第43号 令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第41号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第8、議案第42号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第9、議案第43号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算」について、以上3件を一括議題といたします。

本案について、文教経済常任委員長の報告を求めます。

○文教経済常任委員長（中山美幸議員） ただいま議題となりました、議案第41号、令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）、議案第42号、令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第43号、令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算。

3議案については、去る9月3日の本会議において文教経済常任委員会に付託されたもので、審査の経過と結果の報告をいたします。9月4日に委員会を開催し、関係課長並びに関係職員の出席を求め、審査いたしました。

議案第41号、議案第42号、議案第43号の補正予算の内容は、本会議において説明がされておりますので、委員会での主な質疑について報告いたします。

まず、議案第41号、令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）につい

て、審査の経過と結果について報告をいたします。

この補正予算は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款水道事業収益の予定額を1,941万7,000円増額し、予算総額を2億4,775万円に、支出の第1款水道事業費用の予定額を3,076万8,000円増額し、予算総額を2億4,170万6,000円とするもので、まず、落雷関係の修繕分について1,780万円ほど計上してあるが、落雷によって、主にどのような箇所が被害を受けたのかの問い合わせに対し、籠谷配水池の水位計流量計が落雷により、籠谷配水池から籠谷水源地を繋ぐ箇所が被害を受け、機器の取替を検討した。既に廃盤となっていたため、結果として修繕費が高額になったものであるとの答弁でした。

次に、落雷損害保険金について、被害を受けた部分は100%補償されるかの問い合わせに、被害が発生した場合は、契約者が自己負担する免責金額が定めてあるため、10万円が差し引かれたものに事務手数料が加算され保険金が支払われるとの答弁であります。

以上で質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第41号、令和7年度大崎町水道事業会計補正予算(第1号)は、討論もなく、原案のとおり可決すべきものと、全委員の意見の一致を見た次第であります。

次に、議案第42号について。令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果の報告をいたします。

この補正予算は、収益的支出の第1款下水道事業費用の予定額を35万8,000円増額し、予算総額を2億428万5,000円に、資本的支出の第1款資本的支出の予定額を700万円増額し、予算総額を1億4,197万6,000円にするものです。

審査においては、特筆すべき質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第42号、令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

次に、議案第43号、令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算について、審査の経過と結果の報告をいたします。

本予算は新規として計上されたもので、予算総額は6億9,167万円となっております。

まず、オオサキポイント事業導入に至った経緯及び事業側のメリットはとの問い合わせに、住民の健康、経済の地域内循環、情報格差対策などの課題解決を目指して、この事業に取り組んでいるとの説明であります。事業側のメリットとしては、これまで紙で発行していた地域応援商品券をデジタル地域通貨に移行することで、会計処

理の負担が軽減されることが挙げられるとの答弁であります。

次に、オオサキポイント事業の財源はとの問い合わせに、財源については、全額ふるさと応援基金であるとの答弁であります。

次に、スマートフォンやアプリケーションのダウンロードの操作方法等についての住民説明はどうするのかとの問い合わせに対して、役場職員で集落担当制度を敷いているため、各集落に出向いて説明会を開催する予定である。また、校区単位や、毎月開催されているチャレンジ朝市、ふれあいフェスタなどのイベント等で、窓口を設けて説明会を開く予定であるとの答弁であります。事業者の方々に対しては、商工会と役場職員が一緒に各店舗に出向いて、説明をしていく考え方との答弁であります。

以上で質疑を終結し、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第43号、令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致を見た次第であります。

以上で、文教経済常任委員会における、審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、議案第41号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。議案第41号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって議案第41号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対し、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。議案第42号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。議案第43号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり、原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号「令和7年度オオサキポイント事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 陳情第1号 消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情

日程第11 陳情第2号 企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書

日程第12 陳情第3号 町長の退職手当の廃止を求める陳情書

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」について、日程第11、陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」について、日程第12、陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」について、以上、3件を一括議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（宮本昭一議員） ただいま、議題となりました陳情第1号消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町仮宿349番地221、出原宗一氏であります。

本陳情は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、国民は長引く物価高に苦しみ続けており、多くの中小企業が倒産している。世界では消費税の減税、または廃止を行っている国もあり、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば、消費税を廃止できる財源が生まれるという試算もある。

また、インボイス制度の導入から1年が経過したが、小規模事業者からの減収や税負担の増加による経営状況の悪化が報告されており、経営事務の過大な負担が問題視されていることなどの理由から、国の関係機関へ消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情であります。

陳情内容の審査に当たり、担当課である税務課長の出席を求め、インボイス制度の概要等について説明を受け、審査いたしましたので、委員会での質疑及び討論について報告いたします。

委員から、本町でインボイスを取り入れている事業者などはどのくらいいるか。

また、インボイス制度について、問い合わせや苦情などが寄せられているかとの問い合わせに、国税庁が公表している町内の事業者は235法人で、最近ではインボイス制度についての問い合わせ等はないとの答弁がありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、委員から反対の討論があり、陳情の趣旨に沿った意見もあることは承知しているが、消費税率は国策であり、財源の問題など深い議論が必要である。また、インボイス制度については、数年前にも同様の陳情があり、不採択になった経緯もあるとの反対意見が出されました。

次に、委員から賛成の討論があり、物価高騰により出費が増え、一般の方々の感覚からすれば消費税も下げてほしいということだと思われるとの賛成意見が出されました。

その後、討論はなく、採決に入り、起立採決の結果、陳情第1号、消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情は、起立少数で不採択とすることに決定した次第であります。

次に、陳情第2号、企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町菱田2432番地1、高谷秀男氏であります。

本陳情書は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情書の趣旨は、大崎町企業立地雇用促進補助金の対象業種には、製造業や農林水産業のほか、小売業、大規模商業施設も定められている。しかし、小売業、大規模商業施設は、既存の町内同業者との競合が明白な業種であって、補助金の対象とすることは町民の福利と大きく矛盾しており、また、近隣や全国的に見ても同様の補助金から小売業を除外していることなどの理由から、大崎町議会において、企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外する措置を求めるものであります。

陳情内容の審査に当たり、担当課である企画政策課長の出席を求め、企業立地促進補助金制度の概要や改正の経緯等について説明を受け、審査いたしましたので、委員会での質疑及び討論について報告いたします。

委員から、同様の補助金の対象から大規模商業施設を除外している近隣の市町村はどのくらいあるのかとの問い合わせに、大隅管内の市町の状況は、製造業を中心に、ソフトウェア業や研究開発施設、情報処理サービス業といったものが対象となっており、大規模商業施設を対象としているのは本町ならではの制度である。また、全国的に見ると、大規模商業施設を対象としている自治体は、富山県、福井県、愛媛県、

山口県などがあるとの答弁。

さらに委員から、補助金制度を設けた当時から対象業種を拡大してきた経緯はとの間に、当初の制度では、新規地元雇用者に対する助成のみであったが、業種の拡大、並びに用地取得や設備投資も対象とすることで企業の進出を促し、経済の活性化と移住・定住につなげることを目的に補助金制度を改正したとの答弁。

さらに委員から、本町に、スーパーなど買い物をする施設が少ない。現在、大規模商業施設の出店が予定されているが、この企業は補助金を活用する意向があるのかとの間に、先方には補助金に関する情報も提供しており、当然、補助金も視野に入れていると思うとの答弁がありました。

以上、質疑を終結し、討論に入りましたが、委員から反対の討論があり、企業立地促進補助金制度を設けた当初は製造業のみだったが、長い年月の中で、本町は著しい人口減少に陥り、買い物弱者が存在するなど、制度そのものも時代の流れに沿った形で変更の手を加えていくことが町の発展につながると思われる。また、現在、大規模商業施設が本町に出店予定であるが、現行の補助金制度を見越して手続きが進められていることを踏まえると、本陳情の採択は難しいのではないかとの反対意見が出されました。

賛成の討論はなく、その後、採決に入り、起立採決の結果、陳情第2号、企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書は、起立少数で不採択とすることに決定した次第であります。

次に、陳情第3号、町長の退職手当の廃止を求める陳情書について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町菱田2432番地1、高谷秀男氏であります。

本陳情書は、9月3日の本会議において当委員会に付託されたもので、9月4日に、全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情書の趣旨は、1期4年間で1,544万円となる町長に支給される退職手当について、町民の所得水準に照らして著しく高額であること、給与月額自体も高額であり、さらに期末手当も、別途支給されていること、過去の任期ごとに退職手当を受給していること、また、地方公共団体の中には、退職手当を事実上廃止している首長もいることなどの理由から、大崎町議会において、町長の現任期分から退職手当を廃止する措置を求めるものであります。

陳情内容の審査に当たり、担当課である総務課長の出席を求め、町長等の特別職に対する退職手当の支給根拠や積算方法などについて説明を受け、審査いたしましたので、委員会での質疑及び討論について報告いたします。

委員から、町長の退職手当については、本町が市町村総合事務組合に拠出金、ま

たは負担金という形で支出しているのかとの問い合わせに、特別職をはじめ、一般職員も退職手当組合へ負担金という形で支出しているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入ましたが、委員から反対の討論があり、町長等の特別職に対する退職手当については、担当課長から説明があったとおり、地方自治法及び本町の条例により定められた制度であり、法的根拠に基づいて支給されている。町長に支給される退職手当は、確かに高額と思われる部分はあるが、退職手当の廃止については、町長自ら意思決定をされるべき事項であり、議会が是認する必要性はないものと思われるとの反対意見が出されました。

賛成の討論はなく、その後、採決に入り、起立採決の結果、陳情第3号、町長の退職手当の廃止を求める陳情書は、起立少数で不採択とすることに決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

まず、陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

○6番（稻留光晴議員） 委員長の報告への反対です。委員長から、今、第1号は不採択ということで反対の報告がありました。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

—————○—————

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（稻留光晴議員） この陳情に、私は常任委員会では賛成の立場で意見を申し上げました。陳情者の趣旨にあるように、すべての、ほとんど物価高騰があります。物価高騰30%、極端に倍になっているとかこういった値段にですね消費税が重くのしかかっている状態であり、非常に住民の方には負担が重くのしかかっているというふうに思います。

あと、インボイス制度の廃止についてもですね、同時に陳情に賛成いたしました

が、インボイス制度の登録をしますと誰でも消費税を払わないといけないという法律なんですね。最初は3,000万円以上が消費税の対象、その後1,000万円まで引き下げられました。インボイスについては1,000万円以下でもですねインボイスを登録せざるを得ないと、もちろん登録をしてしまうと1,000万円以下でも消費税を払わなきやいけないと。特に大崎町は、畜産、あと中小建設業ですね、畜産にしてもやっぱり売り手の生産者へは子牛等の値段が下がってきてているという状況があります。消費税をまた負担させるというですね、酷ではないかと。経費としても当然ありますので、立場上、この陳情には賛成ということで表明をいたしたものです。

以上で終わります。

○議長（吉原信雄議員） まず、提案に反対者の発言を許可します。

○9番（中倉広文議員） 本陳情につきましては、消費税率の5%以下、そしてまたインボイスの廃止ということでうたわれております。

消費税率につきましては、我が国の社会補償の財源ということで私は認識しているわけですが、その削減ということで、そこを担う代替の財源がまず示されていないということと、それからインボイス制度の廃止につきましては、委員会でも申し上げましたが、以前の議会でいろいろ審議を尽くして不採択にした経緯がございました。それから今に至るまで、本件に対して大きな状況の変化も見られていないというふうに認識しておりますので、先ほど稻留議員から説明がございました、いろんな意見があるというのは十分承知しておりますけれども、現段階で本陳情を採択するには至らないと私は思いますので不採択を望みたいと思います。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） 次に、原案に賛成の発言を許可します。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情書に対する委員長報告は、不採択です。陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」を採択することに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立少数。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」を不採択することに賛成の諸君の起立をお願いします。

[賛成者 起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

したがって、陳情第1号「消費税率5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める陳情」は、不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許可します。

○1番（藤田香澄議員） 私は、本陳情に対して反対の立場から討論をいたします。

まず、陳情者の方が御指摘されているとおり、大規模商業施設の進出が既存の町内事業者への影響を与えるかねないという懸念に関しては十分理解できるものと認識しております。

また、大規模商業施設に関しては、そういう町の補助金を用いてそういう業態を支援するということが公平なのかというところは、まだ検討の余地があると私自身も考えております。

一方で、今回の陳情書に関しては、小売業等も含まれておりますし、私の意見としては小売業に関しては、例えば地元の農産品を新たに観光などと結びつけて新たに価値を創出しながら販売するといったことも考えられますし、地域外から人を呼び込む形の特色のある小売店舗が出店する可能性もあるのではないかなどと思っております。そういう小売業に関しては、本補助金の趣旨である本町の経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることに寄与するのではないかと認識しております。

なので、今回の陳情に関しては、小売業も含まれている点に関して、私としては反対という意味で今回の陳情に関しては不採択と認識しております。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情書に対する委員長報告は、不採択です。陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」を不採択することに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

したがって、陳情第2号「企業立地雇用促進補助金の対象業種から小売業等を除外することを求める陳情書」は、不採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情書に対する委員長報告は、不採択です。陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」を不採択することに賛成の諸君の起立を願います。

[賛成者 起立]

○議長（吉原信雄議員） 起立多数。

したがって、陳情第3号「町長の退職手当の廃止を求める陳情書」は、不採択することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 報告第4号 令和6年度大崎町健全化判断比率の報告について

○議長（吉原信雄議員） 日程第13、報告第4号「令和6年度大崎町健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度大崎町健全化判断比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ございません。

次の実質公債費比率でございますが、本町は6.5%となっております。これは、一般会計等が負担する元利償還金及び純元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均でございます。

次に、将来負担比率でございますが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、本町は0%となっており、該当なしという結果が出ております。

監査委員の意見書によりますと、すべての比率が早期健全化基準を下回り、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） ここで報告は終わります。

-----○-----

日程第14 報告第5号 令和6年度大崎町資金不足比率の報告について

○議長（吉原信雄議員） 日程第14、報告第5号「令和6年度大崎町資金不足比率の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

水道事業会計、公共下水道事業会計とも資金不足を生じておらず、資金不足比率は該当ございません。

監査委員の意見書によりますと、良好な状態にあるとの評価をいただいておりますので、今後とも健全な財政運営に努めていく所存でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで報告は終わります。

—————○—————

日程第15 認定第1号 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第2号 令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第3号 令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第4号 令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第5号 令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について

日程第20 認定第6号 令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第15、認定第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第16、認定第2号「令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第17、認定第3号「令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第18、認定第4号「令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第19、認定第5号「令和6年度大崎町水道事業会計決算認定について」、日程第20、認定第6号「令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定について」、以上6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

認定第1号、本案は令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第2号、本案は令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第3号、本案は令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第4号、本案は令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。認定第5号、本案は令和6年度大崎町水道事業会計決算認定についてでございます。認定

第6号、本案は令和6年度大崎町公共下水道事業会計決算認定についてでございます。それぞれ6つの案件につきまして、法に基づき決算を行い、監査委員の審査に付しましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

内容につきましては、それぞれの主管課長から説明申し上げますので、御認定くださるようお願い申し上げます。

○総務課長（宮本修一君） それでは、一般会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。まず、款1町税でございますが、収入済額14億7,994万3,505円は、前年度に対して2.2%の増となっております。不納欠損額940万9,338円は、時効完成等によるものでございます。収入未済額3,203万4,823円は、現年度分と滞納繰越分を含めた未済額でございます。

款11地方交付税でございますが、収入済額31億3,768万6,000円は、前年度に対して6.8%の増となっております。なお、内訳は、普通交付税が29億909万円、特別交付税が2億2,859万6,000円となっております。

2ページをお願いいたします。款15国庫支出金でございますが、収入済額13億4,499万5,516円は、前年度に対して1.5%の減となっております。収入未済額1億1,860万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び学校施設環境改善交付金に係る繰越明許費でございます。款16県支出金でございますが、収入済額16億7,532万8,701円は、前年度に対して40.5%の増となっております。収入未済額2,124万965円は、新規就農者育成総合対策補助金、農地耕作条件改善事業補助金、農林水産業施設災害復旧事業に係る繰越明許費でございます。款18寄附金でございますが、収入済額57億6,340万8,934円は、主にふるさと納税寄附金でございますが、前年度に対して27.2%の増となっております。款19繰入金でございますが、収入済額15億5,100万2,161円は、基金からの繰入金で、前年度に対して57.2%の増となっております。款21諸収入でございますが、収入済額1億5,929万7,145円でございます。不納欠損額4,450万2,609円は、強い農業づくり交付金国庫補助金返還金、地域経済循環創造事業交付金返還金でございます。収入未済額は2,334万445円でございますが、これは、住宅新築資金等貸付金償還金、奨学金返還金、農業次世代人材投資事業補助金返還金の未済額でございます。

次のページをお願いいたします。歳入合計でございますが、収入済額167億7,471万1,248円。不納欠損額5,470万447円。収入未済額2億188万

7,533円となっております。

これで歳入を終わりまして、次に歳出の主なものについて御説明いたしますので、4ページをお願いいたします。款2総務費の支出済額15億5,613万3,459円は、前年度に対しまして20.9%の増でございますが、企業版ふるさと納税の実績に伴うSDGs推進協議会負担金、企業版ふるさと納税委託料の増が主な要因でございます。款3民生費でございますが、支出済額20億9,047万2,285円は、前年度に対しまして3.2%の増でございます。これは、保育所等給食費無償化事業の実施や児童手当の受給の範囲が拡充されたことが主な要因でございます。款4衛生費でございますが、支出済額13億3,624万6,154円は、前年度に対しまして2.4%の増となっております。款5農林水産業費でございますが、支出済額15億9,491万4,269円は、前年度に対しまして47.7%の増となっております。これは、畜産クラスター事業などの事業実績の増が主な要因でございます。款6商工費でございますが、支出済額59億1,873万3,236円は、前年度に対しまして23.5%の増となっておりますが、ふるさと納税促進事業の増が主な要因でございます。款7土木費でございますが、支出済額7億1,613万336円は、前年度に対しまして18.6%の増となっております。これは、道路維持事業や道路改良事業の実績の増などが主な要因でございます。款8消防費でございますが、支出済額3億819万8,443円は、前年度に対しまして10.1%の減でございます。

5ページをお願いいたします。款9教育費でございますが、支出済額13億9,315万2,803円は、前年度に対しまして67.1%の増となっております。これは、大崎町総合体育館大規模改修工事などが主な要因でございます。款10災害復旧費でございますが、支出済額1億7,796万118円は、前年度に対しまして123.5%の増となっております。歳出合計でございますが、支出済額158億8,933万1,158円、翌年度繰越額は8億4,821万5,800円でございますが、繰越事業の主なものは、菱田小学校校舎棟大規模改修事業及び大崎町総合体育館大規模改修事業でございます。なお、不用額は1億2,033万2,042円となっております。

6ページをお願いいたします。一般会計の総括でございますが、歳入合計額167億7,471万1,248円。歳出合計額158億8,933万1,158円。歳入歳出差引額8億8,538万90円となっておりますが、このうち基金繰入額が2億5,000万円ございますので、翌年度への繰越額は6億3,538万90円となっております。

以上で説明を終わります。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） 続きまして、令和6年度大崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1国民健康保険税でございますが、収入済額2億3,300万1,485円は、前年度に対しまして9.9%の減となっております。不納欠損額は1,322万610円、収入未済額は4,017万3,083円でございます。款4県支出金の収入済額13億4,019万1,065円は、前年度に対しまして5.3%の減となっております。款6繰入金の収入済額1億6,794万6,805円は、前年度に対しまして0.2%の減となっております。款8諸収入の収入済額は655万3,903円でございます。主に、被保険者の延滞金及び第三者行為に伴う納付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額17億6,147万3,298円、不納欠損額1,327万3,510円、収入未済額4,036万8,483円となっております。

これで歳入を終わりまして、次に歳出の主なものを御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額12億9,633万6,799円は対前年度に対しまして5.4%の減となっております。款3国民健康保険事業費納付金の支出済額4億694万7,504円は、前年度に対しまして6.4%の減となっております。款4保健事業費の支出済額2,632万3,577円は、前年度に対しまして2.9%の増となっております。款7諸支出金の支出済額は1,292万1,726円でございますが、これは主に、過年度保険給付費等の確定に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は17億4,905万8,460円となっており、前年度に対しまして5.6%の減となっております。なお、不用額は4,380万3,540円となっております。

3ページは、総括でございますが、歳入合計額17億6,147万3,298円。歳出合計額17億4,905万8,460円。歳入歳出差引額は1,241万4,838円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和6年度大崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1後期高齢者医療保険料でございますが、収入済額1億3,709万2,200円は、前年度に対しまして9.6%の増となっております。収入未済額は52万8,200円でございます。款3繰入金の収入済額8,879万7,000円は、前年度に対しまして4.9%の増となっております。款5諸収入、収入済額は24

万8,150円でございます。これは主に、県後期高齢者医療広域連合からの還付金でございます。歳入合計でございますが、収入済額2億3,124万1,600円、収入未済額53万1,800円となっております。

これで歳入を終わりまして、次に歳出の主なものを御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款1後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額2億2,610万7,080円は、前年度に対しまして7.8%の増となっております。款2諸支出金の支出済額は19万4,980円でございますが、これは後期高齢者医療保険料の還付金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は2億2,630万2,060円となっており、前年度に対しまして7.7%の増となっております。なお、不用額は284万8,840円となっております。

次の3ページは総括でございますが、歳入合計額2億3,124万1,600円、歳出合計額2億2,630万2,060円。歳入歳出差引額は493万9,540円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和6年度大崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。はじめに、歳入の主なものについて御説明いたしますので、決算書の1ページをお願いいたします。

まず、款1保険料でございますが、収入済額3億2,557万3,433円は、前年度に対しまして1.3%の増となっております。不納欠損額は50万5,400円、収入未済額は152万2,894円でございます。款3国庫支出金の収入済額5億2,397万5,399円は、前年度に対しまして3.7%の増となっております。款4支払基金交付金の収入済額4億9,865万6,000円は、前年度に対しまして2.8%の増となっております。款5県支出金の収入済額2億9,246万9,902円は、前年度に対しまして2.0%の増となっております。款7繰入金の収入済額2億6,657万1,374円は、前年度に対しまして1.1%の減となっております。款9諸収入の収入済額は158万7,917円でございますが、主に介護保険料の延滞金や第三者行為による損害賠償金などでございます。歳入合計でございますが、収入済額20億7,909万5,182円、不納欠損額75万8,634円、収入未済額153万8,694円となっております。

これで歳入を終わりまして、次に歳出の主なものを御説明いたしますので2ページをお願いいたします。款2保険給付費の支出済額18億2,043万3,725円は、前年度に対しまして3.1%の増となっております。款3地域支援事業費の支出済額4,239万8,686円は、前年度に対しまして2.0%の減となっております。款7諸支出金の支出済額は2,720万6,798円でございますが、これは

主に、過年度介護給付費等の実績に伴う返還金でございます。歳出合計でございますが、支出済額は18億9,056万5,880円となっており、前年度に対しまして4.0%の増となっております。なお、不用額は1億3,441万9,120円となっております。

3ページは総括でございますが、収入合計額20億7,909万5,182円。歳出合計額18億9,056万5,880円。歳入歳出差引額1億8,852万9,302円となっており、全額翌年度へ繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、令和6年度大崎町水道事業会計の決算説明について御説明いたします。

決算書の1ページをお願いいたします。大崎町水道事業決算報告書の（1）収益的収入及び支出の収入でございますが、消費税込みで決算額と予算額との比較を申し上げます。第1款水道事業収益の全体が決算額2億2,336万6,507円で、予算額と比べて381万1,507円の増となり、対前年比では280万329円、約1.3%の減でございます。この内訳は、第1項営業収益、これは水道料金と手数料でございますが、決算額2億247万9,610円で、予算額と比べて264万9,610円の増、対前年比では350万5,730円、約1.7%の減でございます。減の主な要因は、水道使用料の減でございます。次に、第2項営業外収益、これは他会計補助金、長期前受金戻入、機械設備の損害保険金が主なものでございますが、決算額2,074万7,687円で、予算額と比べて102万5,687円の増となり、対前年度比627万469円、約4.3%の増となりました。これは、配水管の石綿管布設替えによる耐震化促進に係るものとして他会計補助金が増額となったことが主な要因でございます。次に、第3項特別利益が決算額13万9,210円で、予算額と比べて13万6,210円の増、対前年度比3万5,590円、約3.4%の増となりました。これは、貸倒引当金として計上いたしました経費の残額を収益で計上したものでございますが、増額の主な要因は、年度末の不納欠損見込額から納付していただいた水道の使用料金が3万5,590円増えたためでございます。

次に、2ページをお願いいたします。支出でございますが、決算額と不用額を申し上げます。第1款水道事業費用は決算額1億8,767万3,291円で、不用額は2,106万8,709円となりました。対前年比870万5,057円、約4.9%の増でございます。この内訳は、第1項営業費用が決算額1億8,296万2,460円で、不用額は1,664万6,540円となりました。対前年度比919万1,603円、約5.3%の増で、この増額が水道事業費用の増額の主な要因でございます。

います。ここには、水源地や配水施設の維持管理に必要な修繕費、動力費、人件費等が計上されていますが、増額の要因としましては、水源地や配水施設の動力費や修繕費の増が主なものでございます。次に、第2項営業外費用が決算額470万2,211円で、不用額は203万789円となりました。対前年度比49万5,166円、約9.5%の減で、これは、企業債の償還利息が主なものでございます。次に、第3項特別損益でございますが、過年度損益修正損が8,620円で、不用額は39万1,380円となりました。ここには過年度の水道料金の還付に備え40万円を計上しておりましたが、8,620円の還付が発生したものでございます。次の第4項予備費は執行がございませんので、予算額がそのまま不用額となりました。

詳細につきましては、26ページから29ページまでに水道事業収益費用明細書を添付してございますので御参考ください。なお、こちらは消費税抜きの金額でございます。

次に、3ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資本的収入は、決算額3,541万495円で、予算額と比べて85万505円の減となりました。対前年比3,232万430円の増でございます。この内訳は、第1項負担金が、決算額671万円で、予算額と比べて85万円の減となりました。対前年度比532万9,000円の増でございます。ここには、総務課から依頼のあった消火栓の設置費用負担金を計上しておりますが、増額の要因は、令和5年度の2基分の138万1,000円に対し、令和6年度は6基分671万円となったことによるものでございます。次に、第2項補助金は、決算額が2,870万495円で、予算額と比べて505円の減となりました。対前年度比2,699万1,430円の増でございます。ここには、一般会計からの補助金を計上しておりますが、増額の要因は、これまで主に、簡易水道企業債元金償還分の財源として計上しておりましたが、それに加えて、配水管の石綿管布設替えによる耐震化促進に係る財源として2,693万9,000円を増額しているためでございます。

次に、4ページをお願いいたします。支出でございます。決算額と不用額を申し上げます。第1款資本的支出は、決算額1億2,633万9,729円で、不用額は3,824万9,271円でございました。対前年比2,549万9,103円、約25.2%の増でございます。この内訳は、第1項建設改良費が決算額1億2,317万6,738円で、不用額3,624万9,262円となりました。対前年度比2,509万4,243円、約25.6%の増でございます。ここには主に配水管布設替え工事に係る工事請負費が計上しておりますが、増額の要因は道路改良工事に伴う通

常の配水管布設替え工事のほか、配水管の石綿管布設替え工事による耐震化の促進に係る工事請負費として2,693万9,000円を支出しているためございます。次に、第2項企業債償還金でございますが決算額316万2,991円で、不用額9円であります。ここには、簡易水道企業債元金償還分が計上してございます。次の第3項予備費は執行がございませんので、不用額200万円でございます。

表の下には補填財源の説明が記載してございます。資本的収入額が資本的支出額に対して9,092万9,234円が不足となりましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額741万8,043円、当年度分損益勘定留保資金6,268万5,570円、減債積立金316万2,991円、建設改良積立金1,766万2,630円で補填しております。

続く5ページの損益計算書から、最後の32ページまでに、主に貸借対照表、キャッシュフロー計算書、事業報告書や固定資産明細書、企業債明細書といった決算の関連諸表を添付してございますので御参照ください。なお、事業報告書の建設改良工事の概要以外は、いずれも消費税抜きの金額でございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、令和6年度公共下水道事業会計の決算について御説明いたします。

まず、最初に、決算書の様式についてでございますが、令和6年度から公共下水道事業が地方公営企業法に適用されたことに伴い、同法規定による複式簿記の企業会計となったことから、決算書も令和5年度分決算までの一般会計に準じた現金主義による決算書から、発生主義による複式簿記に準じた決算書に変更となっておりますので御承知おきください。

それでは御説明申し上げますので、決算書の1ページをお願いいたします。大崎町公共下水道事業決算報告書の（1）収益的収支及び支出でございますが、現金主義から発生主義への変更により初年度である6年度に限り、前年度決算との比較が難しい状況でございますので、消費税込みの金額で決算額と予算額と比較を申し上げます。

はじめに、収益的収入でございますが、第1款下水道事業収益の全体が、決算額2億5,295万8,538円で、予算額と比べて460万8,538円の増でございます。この内訳は、下水道使用料や督促手数料といった第1項営業収益の決算額が5,146万6,930円で、予算額と比べ625万930円の増で、受取利息、補助金、他会計負担金や長期前受金戻入といった第2項営業外収入の決算額が2億149万1,608円で、予算額と比べ164万396円の減で、過年度損益修正益や固定資産売却益等の第3項特別利益は、該当がなく、予算と比べ2,000円の減となっております。

続きまして、収益的支出でございますが、決算額と不用額を申し上げます。第1款下水道事業費用は、全体で決算額2億773万1,543円で、不用額は1,683万9,457円でございます。その内訳は、第1項営業費用が、決算額1億8,413万8,694円で、不用額は1,374万5,306円であります。これは、クリーンセンターや管路施設の維持管理に必要な委託料、光熱水費、修繕費、人件費が主なものでございます。次に、第2項営業外費用ですが、決算額1,872万749円で、不用額は9万2,251円でございます。これは、企業債の償還利息が主なものでございます。次に第3項特別損失ですが、決算額487万2,100円で、不用額1,900円でございます。これは、主に令和5年度分の消費税及び地方消費税の確定申告時の納付額でございます。最後の予備費については、執行がございませんでした。詳細につきましては、20ページ以降に収益費用明細書を添付してございますので御参照ください。

なお、こちらは消費税抜きの金額でございます。

次に、2ページをお願いいたします。（2）資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的収入は、全体で決算額7,978万8,000円で、予算額に比べ54万円の増となりました。この内訳は、第1項企業債が、決算額1,270万円で、予算同額でございます。これは、公共下水道資本費平準化債として借り入れたものでございます。次に第2項負担金等でございますが、決算額144万円で、予算額に比べ54万円の増でございます。これは、新規に公共下水道に接続した際の受益者負担金でございます。次に第3項出資金ですが、決算額6,564万8,000円で、予算同額でございます。これは、企業債元金償還分に係る一般会計からの出資金でございます。

続きまして、支出の第1款資本的支出でございますが、全体の決算額が1億2,446万4,225円で、不用額は2万5,775円でございました。この内訳は、第1項建設改良費が、決算額247万5,000円で、不用額2万5,000円、第2項企業債償還金が、決算額1億2,198万9,225円で、不用額775円でございます。建設改良費の主なものは、丸尾地区枝線建設工事でございます。表の下には、補填財源の説明が記載してございます。資本的収入額が資本的支出額に対して4,467万6,225円不足となりましたが、引継金3,497万31円、当年度分損益勘定留保資金961万2,094円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9万4,100円で補填しております。

次に、3ページをお願いいたします。（3）特例的収入及び支出についてでございます。これは、地方公営企業法を適用したことに伴い、適用初年度のみ発生するもので、前年度以前に債権、債務が確定したものの、適用初年度までに収入や支出

に至らなかつたものを経理処理するために用いられるもので、収入の特例的収入には令和5年度の未収金が計上されており、決算額1,039万2,340円で、予算額に比べ66万7,660円の減となりました。次に、支出の特例的支出には、令和5年度の未払い金が計上されており、決算額112万7,134円で、予算額に比べ19万5,666円の減になっております。

続く4ページの損益計算書から、最後の26ページまでには剰余金計算書、剰余金処分計算書の案、貸借対照表、事業報告書、キャッシュフロー計算書、固定資産明細書、企業債明細書といった決算の関連諸表を添付してございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。まず、認定第1号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 全般を通して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となつております認定第2号、認定第3号及び認定第4号は、会議

規則第39条第1項の規定により、総務厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第5号及び認定第6号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

次に、認定第1号の審査方法についてお諮りします。本案は、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、10名を定数とする決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。決算審査に際し証書類は認定の対象にならないとされておりますが、審査の過程において書類の提出や証人等の出頭証言を求める必要がある場合を考慮して、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条の検査権並びに同法第100条の調査権を委託して付託することに決定いたしました。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として、総務厚生常任委員会、文教経済常任委員会及び決算審査特別委員会に、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号は、閉会中の特定審査案件として次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第21 議案第50号 令和6年度大崎町水道事業剩余金の処分について

○議長（吉原信雄議員） 日程第21、議案第50号「令和6年度大崎町水道事業剩余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度大崎町水道事業剩余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。地方公営企業会計制度の新会計基準移行による未処分利益変動額9億6,538万5,585円を除く当年度実未処分利益剩余金2,109万5,899円のうち、2,000万円を建設改良積立金へ、109万5,899円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りします。ただいま付託いたしました議案第50号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第22 議案第51号 令和6年度大崎町公共下水道事業剩余金の処分について

○議長（吉原信雄議員） 日程第22、議案第51号「令和6年度大崎町公共下水道事業剩余金の処分について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度大崎町公共下水道事業剩余金の処分について議会の議決を求めるものでございます。当年度未処

分利益剰余金4,513万2,895円のうち、3,500万円を建設改良積立金、500万円を減債積立金へ、513万2,895円を翌年度へ繰り越すものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第1項の規定により文教経済常任委員会に付託いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま付託いたしました議案第51号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、閉会中の特定審査案件として、次の議会まで継続審査に付することに決定いたしました。

-----○-----

日程第23 選任第1号 令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（吉原信雄議員） 日程第23、選任第1号「令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番、藤田香澄議員、2番、草原正和議員、3番、岡元修一議員、4番、富重幸博議員、5番、児玉孝徳議員、6番、稻留光晴議員、8番、宮本昭一議員、9番、中倉広文議員、10番、中山美幸議員、11番、鷺東慎一議員、以上10名の諸君を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を、令和6年度大崎町一般会計歳入歳出決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を

定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時05分

再開 午後1時09分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、鷺東慎一議員、副委員長に10番、中山美幸議員が選任されました。

-----○-----

日程第24 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

日程第25 諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

○議長（吉原信雄議員） 日程第24、諒問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて」、日程第25、諒問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて」、以上2件を一括議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

諒問第1号、人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。本案は、現在人権擁護委員であります春田洋子氏が、令和7年12月31日で任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦しようとするものでございます。

氏の住所は、大崎町野方8900番地3で、昭和29年1月28日生まれの71歳でございます。氏は、24年間、看護師として病院勤務の後、平成13年9月から曾於地区介護保険組合に入職され、平成28年9月に退職されました。その後、同年12月から民生委員・児童委員の任に就かれ、4期目であります。人望も厚く、人格識見ともに高く、広く社会の実状に精通し、最適任と思われますので、よろしくお願ひいたします。

任期は3年間で、今回2期目をお願いするものであります。

引き続き、御説明いたします。

諒問第2号、人権擁護委員の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。本案は、本町の人権擁護委員規定定数が令和8年1月1日から1名増員されることに伴い、新たに佐藤広子氏を推薦す

るものでございます。

氏の住所は、大崎町永吉7070番地で、昭和37年10月29日生まれの62歳でございます。氏は、38年間、大崎町役場の保健師として地域の中で住民の保健、医療、福祉の増進を図るために勤務され、令和5年3月の定年退職後は人権擁護または平和の推進を図る活動を目的に、NPO法人の代表理事を務めておられます。人望も高く、人格識見ともに高く、広く社会の実状に精通し、最適任と思われますので、よろしくお願ひいたします。

任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間でございます。

以上、2件につき、よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。まず、諮問第1号について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」については適任である旨、答申したいと思いますが、このことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」は適任である旨、答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号について、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれを持って終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」については適任である旨、答申したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」は適任である旨、答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 選挙第7号 大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（吉原信雄議員） 日程第26、選挙第7号「大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を行います。

本選挙は、現在の選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が10月28日で満了となるため、地方自治法第182条の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、大崎町選挙管理委員会委員に坂元千津子君、肥後修君、上原正一君、藤井満君を、大崎町選挙管理委員会委員補充員に上村雅彦君、領家勇一君、原田忍君、中倉勇君を補充員に指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました職員を、それぞれ選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人に定め、補充員の順位はただいま指名いたしました順位とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました坂元千津子君、肥後修君、上原正一君、藤井満君が大崎町選挙管理委員会委員に、1番、上村雅彦君、2番、領家勇一君、3番、原田忍君、4番、中倉勇君が補充員の順位で大崎町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま当選されました大崎町選挙管理委員会委員及び同補充員に対する告知は文書を持って通知することにいたします。

-----○-----

日程第27 発議第1号 大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について

○議長（吉原信雄議員） 日程第27、発議第1号「大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○5番（児玉孝徳議員） 発議第1号、大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について、大崎町議会議長、吉原信雄殿。提出者、大崎町議会議員、児玉孝徳。賛成者、大崎町議会議員、宮本昭一。令和7年9月18日提出であります。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び大崎町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例。大崎町議会議員定数条例（平成21年3月26日条例第8号の1）の一部を、次のように改正する。本則中、「12人」を「10名」に改める。

附則、この条例は、次の選挙から実施する。

提出の理由です。行政に対し、住民の様々な声が聞かれる中、情報公開の時代になり、議会も民意を吸収し自治体の意思決定機関としての責務は大変重要なものとなってきております。また、政策立案や監査機能の充実を図っていくことはもとより、住民福祉の向上、安心・安全なまちづくりが私たち議員に強く求められており、このような中で、近隣市町の動向を見回しても議員定数を削減している状況であります。

本町議会としましても、町の人口減少は止められない状況であり、定数削減は否めない状況であります。そこで、新たに議員定数条例を10人とする改正案を、ここに提案するものであります。

以上、よろしく御審議賜り御可決くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） 今、同僚議員のほうから発議がありました。発議の提出の理由の中で、人口減に伴うもろもろということでございましたが、大体1,000人に1人ということが今現在、いろんな議会等でも言われておりますが、それと、もう1点は、情報公開の時代になり議会の民意を吸収し、ということがあります。定数条例を削減することによって民意がどれだけ吸収されるかというようなことが、まだ明白で示されておりません。現在の12人で収集して住民の意見、そういったものと10人でした部分について、どのように変化することによって民意が吸収されるのか。そういうことをお考えになって提出されたのかどうか、その要因についてお示しをいただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 先ほど申しましたとおり、大崎町の人口も減少しており、1万人を切るのも目前に迫っております。今、同僚議員から言われましたとおり、1,000人に1人ぐらいが妥当だというような御意見もございました。ゆくゆくは1万人を切るということも考えますと10人が妥当ではないかという点です。

また、民意をどのように拾い上げていくのかということなんですが、12人が10人になって民意が拾いにくくなるんじゃないかという不安もございますが、そのような部分も含めて、今後ですね協議していただき、妥当かどうかは決定していただきたいと思います。そういうことで提案しております。

○10番（中山美幸議員） 私は12人の情報収集量と10人の情報収集量、これが10人になった場合に少なくなるんじゃないかなと危惧しておりますけども、定数については今後協議をされるでしょうけども、その要因についてお伺いしているわけです。10人の情報収集量と12人の情報収集量、これがどう違ってくるのか。10人になっても12人以上の情報を収集し、本議会に反映させないといけないと私

は思っていますが、そのような努力をどのような形でもっていくのかを示していくいただきたいということでございます。

○5番（児玉孝徳議員） 今後ですね、今の議員がそういう形で努力をしていくということではなくて、新しく当選された議員がそのような努力をして民意を拾い上げていくということでの提案でありまして、そのことはまた、特別委員会とかで協議していただいてですね、どうやって12人から10人になった、この2人減で、今の意見以上の民意を拾い上げていけるかというのは十分協議していただきたいと思います。

○10番（中山美幸議員） まだ答えをいただいていると思っていました。

そうしますと、極論を申しますと、12人の議員よりも10人の新しい議員のほうが情報収集量は良だということをおっしゃっているのか、今の議員、12人では情報の収集がまざいとおっしゃっているのか。究極をお答えいただきたいと思います。

○5番（児玉孝徳議員） 12人より10人のほうが情報収集量が多くなるということではございません。確かに12人のほうが情報量は多く拾い上げができるかもしれません。それが将来的にですね人口減少により12人が妥当なのかということを問うところでございまして、12人が妥当なのか、10人が妥当なのかというのは今後考えていただきたいと思っております。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

○11番（鷲東慎一議員） 今の意見を聞くと、議員定数条例を10人とすると、先に人数の削減が決まっているような文書が出ているのが、これがやはり問題なのかなと。議員定数条例を今から皆さんで話し合いをするわけですから、人数は入れずに、議員定数条例を今から考えていきますということでまとめていけばいいのかなというふうに思ったんですね。

あと、その議論の中で通年議会だとか、単発でするんじゃなくて、そのような多分議論もされると思うので、そのへんに情報収集とかそういうのをやっていくという方向で考えていかれればいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○5番（児玉孝徳議員） そのような形で考えていただいてもよろしいと思います。

一部を改正する条例の中では定数を定めていたほうがいいのかなという形で考えておりました。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号「大崎町議会議員定数条例の一部を改正する条例の提出について」、特別委員会を設置し、これに付託し審査いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は大崎町議会議員定数条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

さらにお諮りします。

特別委員会の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員11名の職員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員11名の諸君を、大崎町議会議員定数条例審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより特別委員会の委員長及び副委員長をしていただきます。委員会条例第8条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長は特別委員会において互選することになっております。さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて互選を行わせることになっておりますので、これより特別委員会の委員長及び副委員長の互選を、議員控室でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時28分

再開 午後1時32分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。委員長に11番、鷺東慎一議員、副委員長に10番、中山美幸議員が選任されました。

ここでさらにお諮りします。本案につきまして、閉会中の継続審査といたしたいとのことでありますが、このことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第28 議員派遣の件

○議長（吉原信雄議員） 日程第28「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたします。

-----○-----

日程第29 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（吉原信雄議員） 日程第29「閉会中継続審査・調査申出書」についてを議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4委員長から申出があります。

お諮りします。

4委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、4委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和7年第3回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時33分